

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第5次岐阜市障害者計画

(案)

令和 年 月

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	2
2 計画の性格	6
3 計画の期間	8
4 ニーズの把握等	9

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

I 岐阜市の人口と障がい者手帳等の所持者数	12
II 障がいのある人の現状とニーズ	23

第3章 基本的な考え方

1 基本理念	70
2 基本的視点	71
3 第4次計画の評価	72
4 基本目標	79
5 施策体系	82

第4章 施策の基本方針

I 障がいのある人が参画するまちづくり	
1 理解の啓発と差別の解消	84
2 教育・療育の充実	87
3 スポーツ、文化芸術活動の推進	89
4 ユニバーサルデザインの推進	91
II 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	
5 生活支援の充実	94
6 保健・医療の提供	98
7 安全・安心な地域づくり	100
III 障がいのある人が働きやすいまちづくり	
8 雇用・就労の促進	102

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制	106
2 進捗管理	107
3 誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ	108



第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障がいのある人を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、30年以上が経過しました。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

障がいのある人に対する福祉サービスについては、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神に障がいのある人がサービスの対象になっていなかったことなどから、これらの課題を解決するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直しされ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵

害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」といいます。）が改正されました。

こうした国内法の整備などを受け、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えました。また、「障害者権利条約」の批准等を踏まえつつ、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正され、施行されました。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定、施行されました。

令和4（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がいのある児童への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

(2) 岐阜市の取り組み

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、岐阜市においては、昭和56（1981）年に「岐阜市国際障害者年の推進方針」を決定し、昭和57（1982）年には、共感と連帯で築く福祉のまちをめざして、「障害者施策に関する長期計画」を策定しました。同計画の期間が満了する平成3（1991）年には、岐阜市心身障害者対策推進協議会において、同計画を踏襲しつつ、ノーマライゼーションの理念の具現化を図るための計画的な障がい者施策の指針を示した「今後の障害者対策への提言」が取りまとめられました。

その後、平成8（1996）年に身体障害者手帳の交付事務や精神保健に関する事務などが移譲される中核市への移行を経て、平成9（1997）年には、障がいのある人に対するアンケートや障がい者団体等の意見、障がいのある人も参画した岐阜市障害者施策推進協議会の審議を踏まえ、バリアフリー社会の実現をめざした「岐阜市障害者計画」を策定しました。同計画は、全国初の本格的な障害者計画として高い評価を受けました。なお、同計画の期間が満了する平成16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、平成19（2007）年4月から市町村における障害者計画の策定が義務化されました。

平成18（2006）年には、柳津町との合併を経て、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本目標に掲げた「第2次岐阜市障害者計画」を策定しました。また、同年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、市町村における障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務化されたことから、平成19（2007）年に、「第1期岐阜市障害福祉計画」、平成21（2009）年には「第2期岐阜市障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期岐阜市障害福祉計画」を策定しました。

平成27（2015）年には、平成30（2018）年度以降のサービスのあり方等の見直しなどを見据え、「第3次岐阜市障害者計画」と「第4期岐阜市障害福祉計画」を合わせて策定しました。

そのサービスのあり方等の見直しに伴う「児童福祉法」の改正により、市町村における障害児通所支援サービス等の見込量とその確保策などを示す障害児福祉計画の策定が義務化されたため、平成30（2018）年度に「第5期岐阜市障害福祉計画」に合わせて「第1期岐阜市障害児福祉計画」を策定しました。また、「第4次岐阜市障害者計画」を策定し、計画の基本理念や基本目標ごとに設定した指標の実現に向け、令和5（2023）年度までの「誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ」を新たに定め、証拠に基づき障がいのある人に関する施策（以下「障がい者施策」と

います。)の推進を図る手法を導入しました。

また、令和3(2021)年には、「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画」を策定しました。

令和4(2022)年には、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を制定、施行しました。この条例は、岐阜市障害者計画の策定等を通じて培ってきた理念を引き継ぎ、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの大切さを普及し、障がいのある人もない人もともに暮らすことのできる社会の実現に向けたさまざまな施策を進めていく上での必要事項を定めたものです。

こうした経過を踏まえ、岐阜市における障がい者施策を一層推進するため、「第5次岐阜市障害者計画」を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画（第4次）や第2期岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、岐阜市における障がい者施策の基本方針などを示す計画です。

なお、この計画は、「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、岐阜市地域福祉推進計画、ぎふ市民健康基本計画、岐阜市人権教育・啓発行動計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

(2) 計画の範囲

この計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。

なお、この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、岐阜市民のすべてが対象となります。

(3) SDGsの推進

岐阜市は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、17のゴールのうち、「3. すべての人に健康と福祉を」や「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」などに関する課題解決に資するものです。

図表1-1 SDGsにおける17のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内及び国家間の格差を是正する。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。		岐阜市のSDGs未来都市推進のシンボルマークとして作成し、SDGsのさらなる「啓発」と「行動」を図る。

3 計画の期間

この計画の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画と障害児福祉計画とともに、総合的に策定や見直しが図られるよう、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

なお、この計画の福祉サービス分野における実施計画の性格を有する「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

図表1-2 計画の期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国	障害者基本計画（第4次）			障害者基本計画（第5次）								
岐阜県	第2期障がい者総合支援プラン ※第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画含む			第3期障がい者総合支援プラン ※第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画含む			第4期障がい者総合支援プラン ※第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画含む					
岐阜市	第4次障害者計画						第5次障害者計画					
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画					

4 ニーズの把握等

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和4（2022）年11月に「障害者計画等策定実態調査」（以下「実態調査」といいます。）と令和5（2023）年5月から6月に障がい者関係団体等との意見交換を実施しました。

図表1-3 実態調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率（％）
①視覚障がい	各台帳等から、対象者を抽出し、郵送により調査票を配布・回収	289	167	57.8
②聴覚等障がい		288	159	55.2
③言語等障がい		96	52	54.2
④肢体不自由		995	504	50.7
⑤内部障がい		996	586	58.8
⑥知的障がい		489	244	49.9
⑦精神障がい		487	228	46.8
⑧指定難病		475	272	57.3
⑨手帳未所持		90	35	38.9
⑩障がい児		935	414	44.3

※①から⑨までは、18歳以上の人を対象としています。⑨は、障がい者手帳等を未所持で障害福祉サービス等受給者証を所持している人を対象としています。

図表1-4 意見交換を実施した障がい者関係団体等

対象団体 (20団体)
岐阜市身体障害者福祉協会
岐阜地区知的障がい者育成会
岐阜市視覚障害者福祉協会
岐阜市聴覚障害者協会
岐阜市肢体不自由児者父母の会
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう
特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部
岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック
岐阜市重症心身障害児(者)を守る会
岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会)
岐阜市立岐阜特別支援学校PTA
社会福祉法人 いぶき福祉会
社会福祉法人 岐東福祉会
社会福祉法人 舟伏
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会
岐阜睦声会
公益社団法人 日本オストミー協会岐阜県支部
特定非営利活動法人 ぎふ脳外傷友の会長良川



第2章

障がいがある人を取り巻く状況

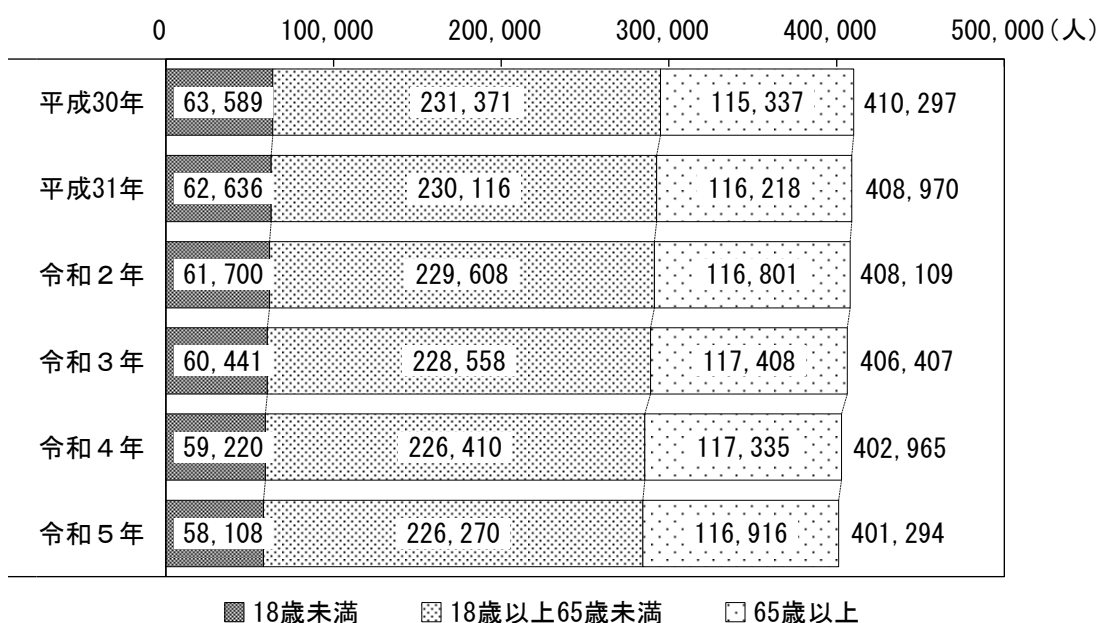
I 岐阜市の人口と障がい者手帳等の所持者数

1 岐阜市の人口

令和5年4月1日現在、岐阜市の人口は401,294人であり、減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は58,108人（14.5%）、18歳以上65歳未満は226,270人（56.4%）、65歳以上は116,916人（29.1%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少が続き、65歳以上は令和3年をピークに減少に転じています。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市住民基本台帳

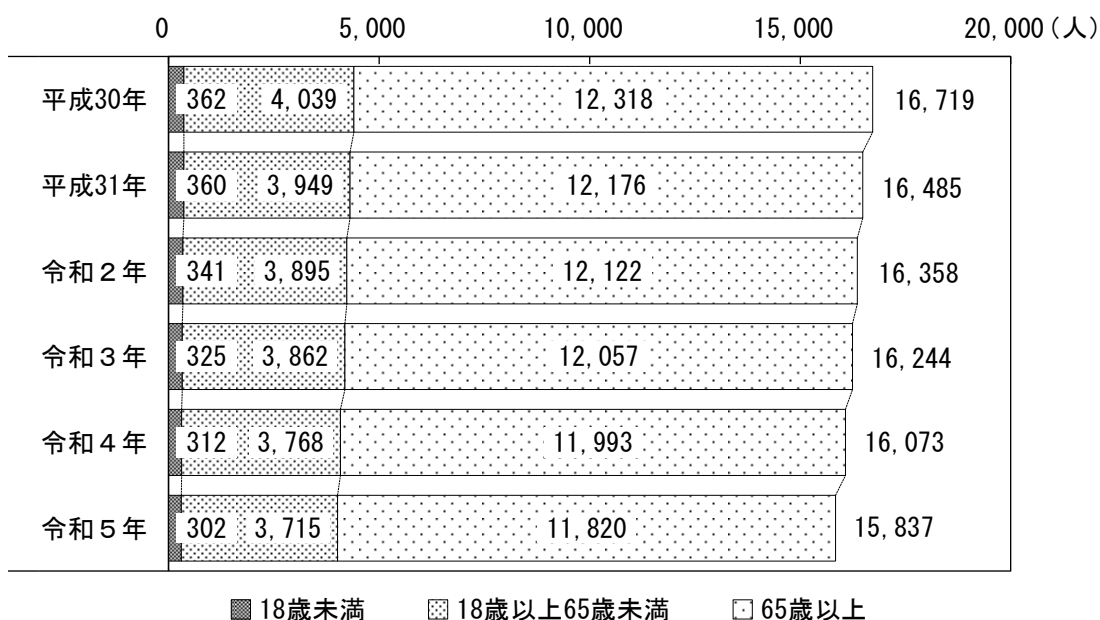
2 岐阜市の障がい者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は15,837人であり、減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は302人（1.9%）、18歳以上65歳未満は3,715人（23.5%）、65歳以上は11,820人（74.6%）となっています。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が7,939人(50.1%)と最も多く、次いで、内部障がいが5,513人(34.8%)などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい(1・2級)が7,701人と、全体の48.7%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成(令和5年3月31日現在)

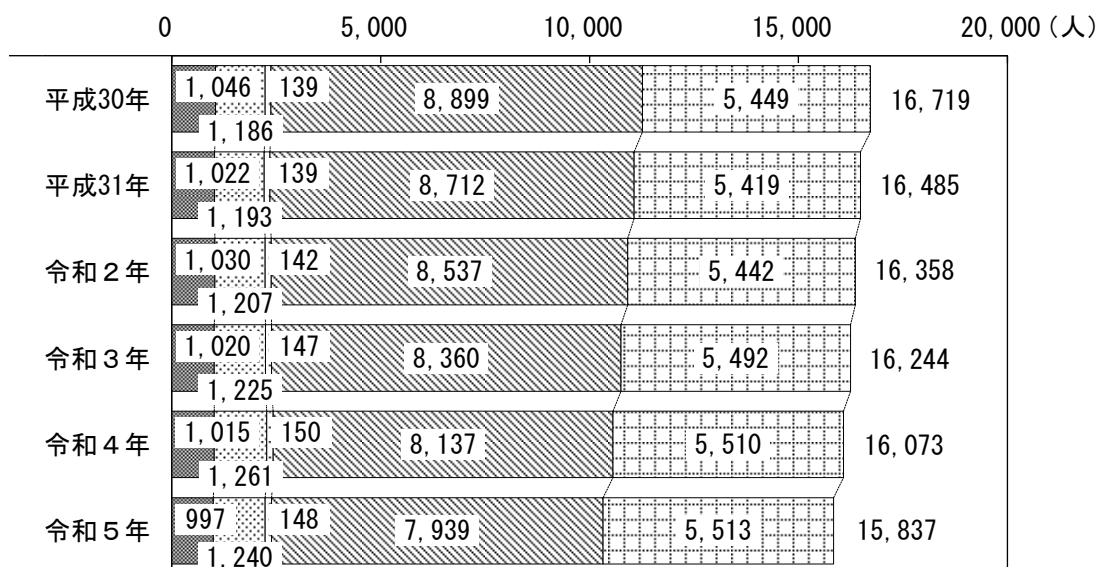
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	396	329	64	72	97	39	997
	39.7	33.0	6.4	7.2	9.7	3.9	100
聴覚・平衡 機能障がい	64	284	178	284	10	420	1,240
	5.2	22.9	14.4	22.9	0.8	33.9	100
音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	2	7	84	55	—	—	148
	1.4	4.7	56.8	37.2	—	—	100
肢体不自由	1,650	1,963	1,847	1,490	674	315	7,939
	20.8	24.7	23.3	18.8	8.5	4.0	100
内部障がい	2,917	89	1,507	1,000	—	—	5,513
	52.9	1.6	27.3	18.1	—	—	100
合計	5,029	2,672	3,680	2,901	781	774	15,837
	31.8	16.9	23.2	18.3	4.9	4.9	100

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障がいと肢体不自由が減少傾向にあります。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年3月31日現在）

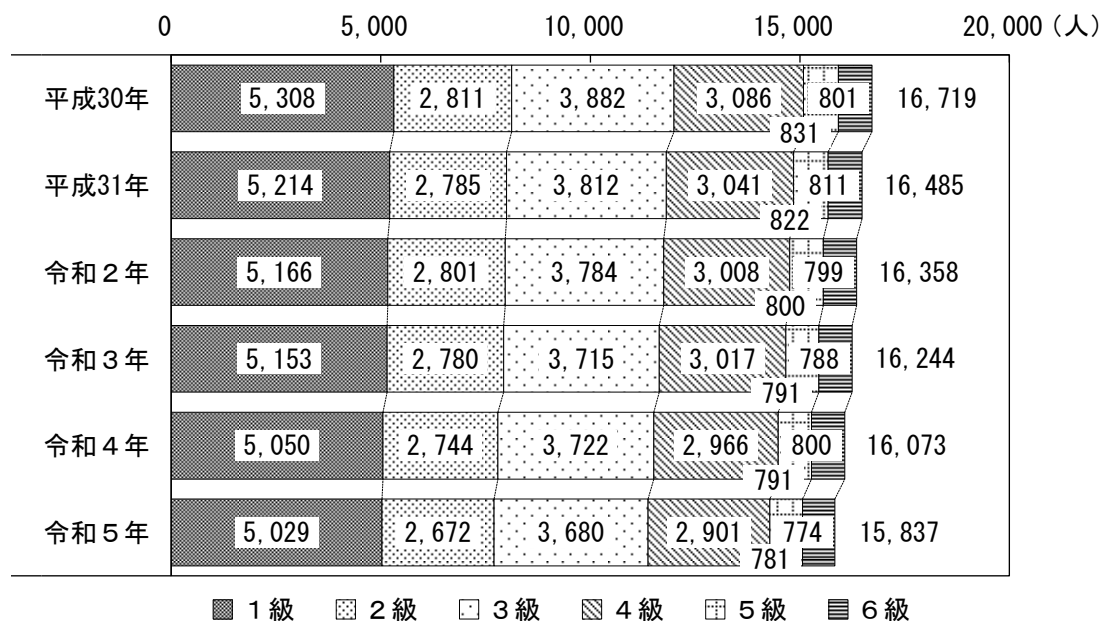


- 視覚障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ▨ 内部障がい
- ▩ 聴覚・平衡機能障がい
- ▧ 肢体不自由

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も減少傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



- 1級
- ▨ 2級
- 3級
- ▧ 4級
- ▩ 5級
- ▨ 6級

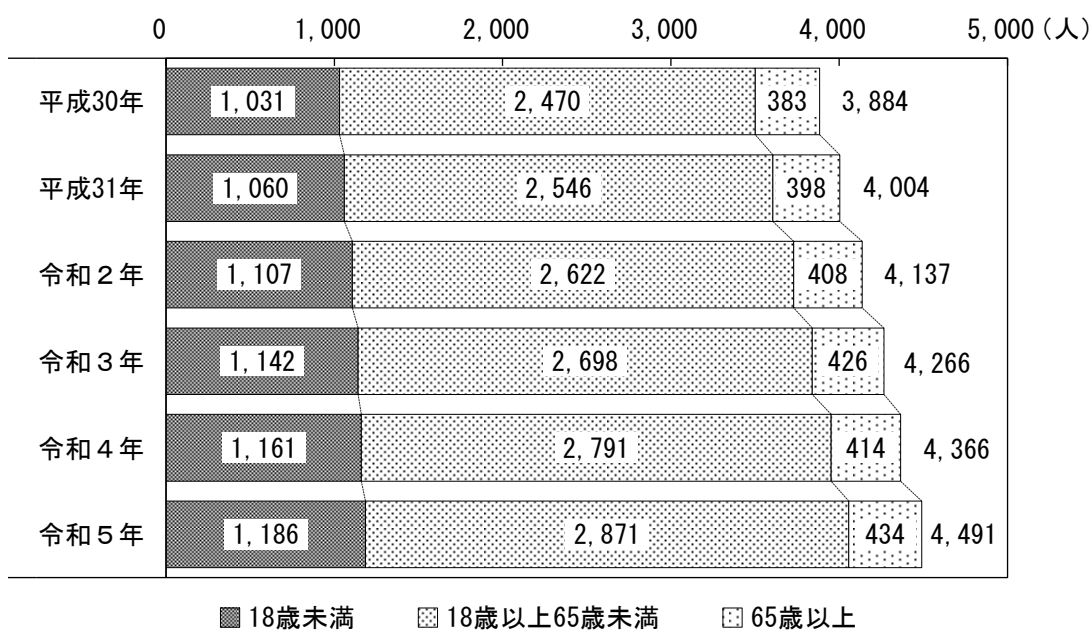
資料：岐阜市障がい福祉課

(2) 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は4,491人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,186人（26.4%）、18歳以上65歳未満は2,871人（63.9%）、65歳以上は434人（9.7%）となっています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

令和5年3月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（A・A1・A2）の障がいは1,665人で、全体の37.1%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

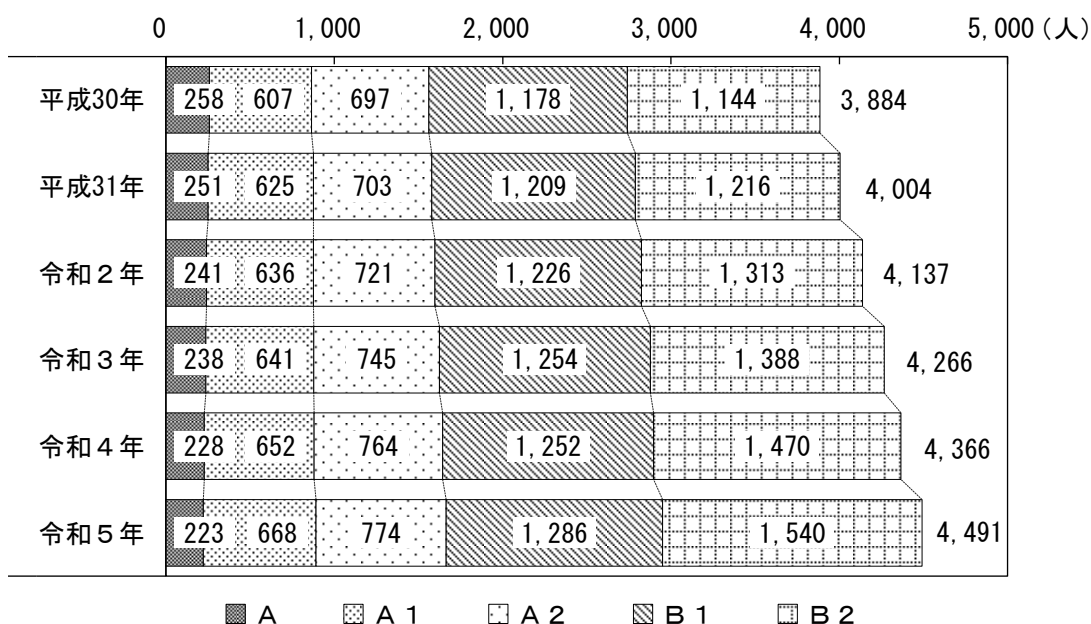
	A	A1	A2	B1	B2	合計
18歳未満	—	128	178	191	689	1,186
	—	10.8	15.0	16.1	58.1	100
18歳以上 65歳未満	122	532	538	858	821	2,871
	4.2	18.5	18.7	29.9	28.6	100
65歳以上	101	8	58	237	30	434
	23.3	1.8	13.4	54.6	6.9	100
合計	223	668	774	1,286	1,540	4,491
	5.0	14.9	17.2	28.6	34.3	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、AをA1・A2に分けた制度変更に伴うAを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



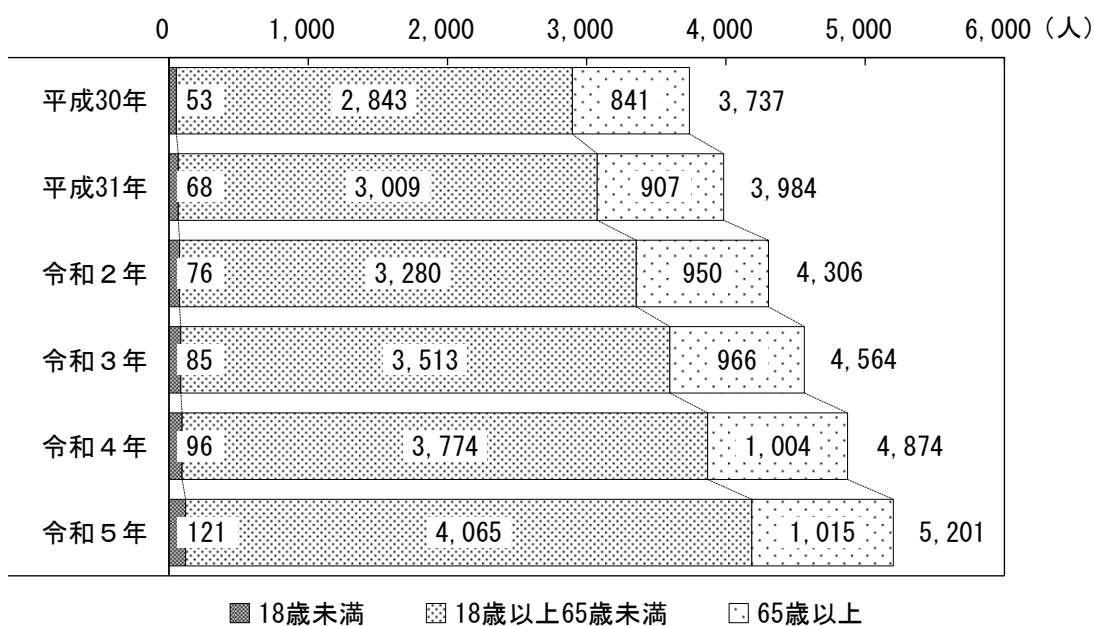
資料：岐阜市障がい福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障がい（双極性障がい等）、高次脳機能障がいなどにより、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は5,201人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は121人（2.3%）、18歳以上65歳未満は4,065人（78.2%）、65歳以上は1,015人（19.5%）となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市地域保健課

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が4,490人で、全体の86.3%となっています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

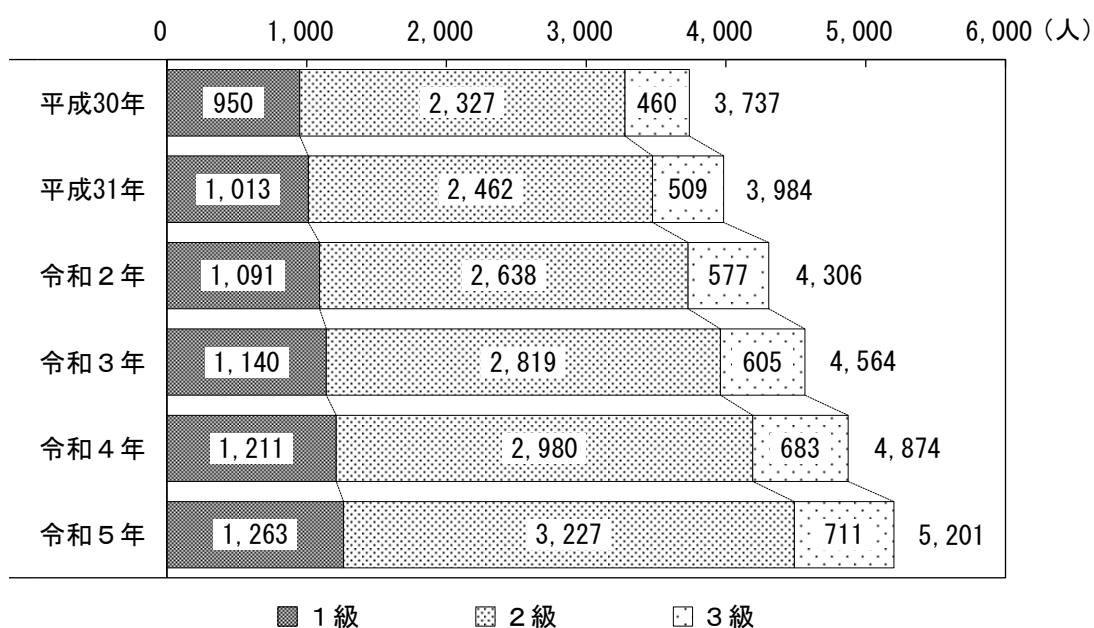
	1 級	2 級	3 級	合 計
18歳未満	34	69	18	121
	28.1	57.0	14.9	100
18歳以上 65歳未満	766	2,660	639	4,065
	18.8	65.4	15.7	100
65歳以上	463	498	54	1,015
	45.6	49.1	5.3	100
合 計	1,263	3,227	711	5,201
	24.3	62.0	13.7	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



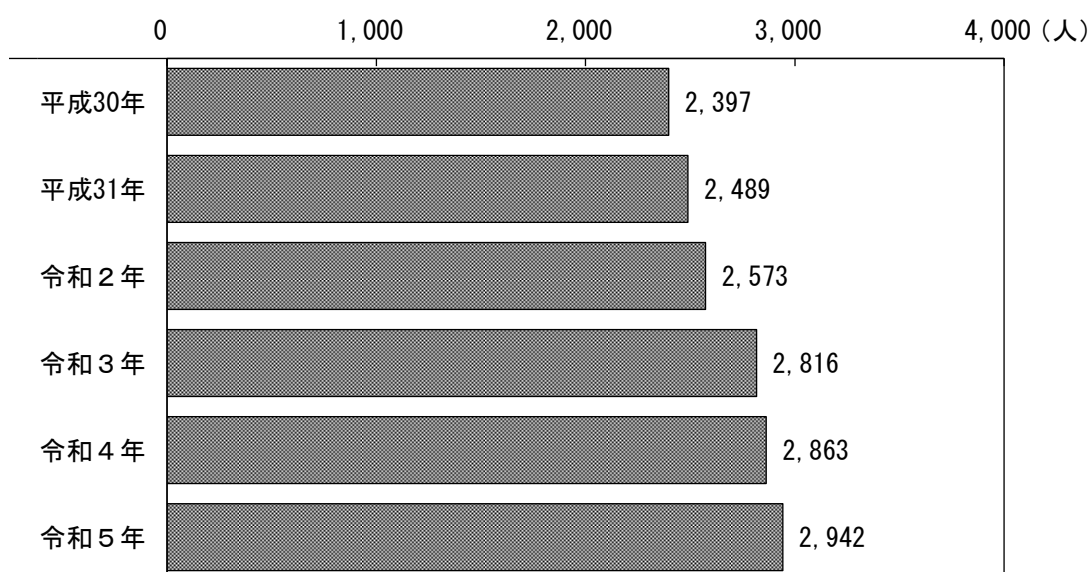
資料：岐阜市地域保健課

(4) 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち厚生労働省が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,942人であり、増加傾向にあります。

図表2-12 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大

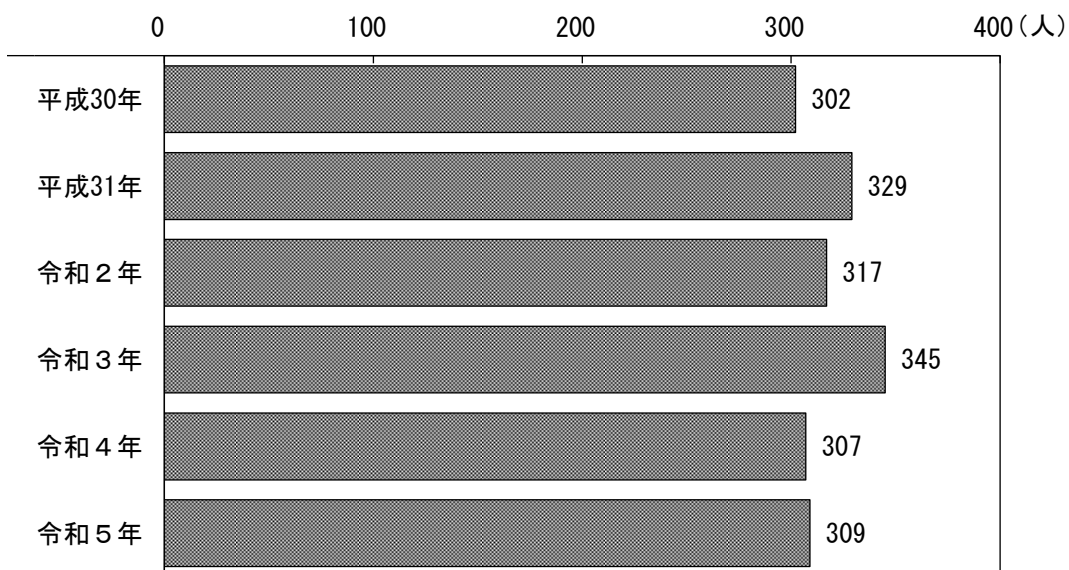
資料：岐阜市地域保健課

(5) 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は309人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

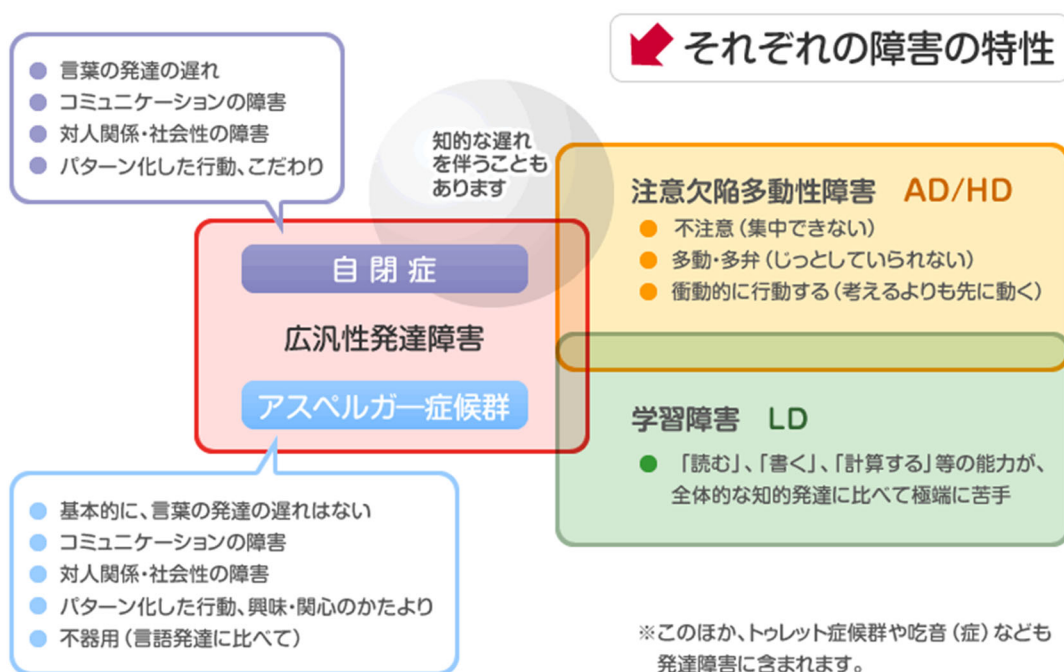
資料：岐阜市地域保健課

(6) 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。このように、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況であるため、人口のおおむね1割程度とも推計されています。

今後、関係する団体とともに、発達障がいのある人の数を把握する手法について研究し、必要に応じて、発達障がいのある人の障がい認定のあり方等について国に要望していきます。

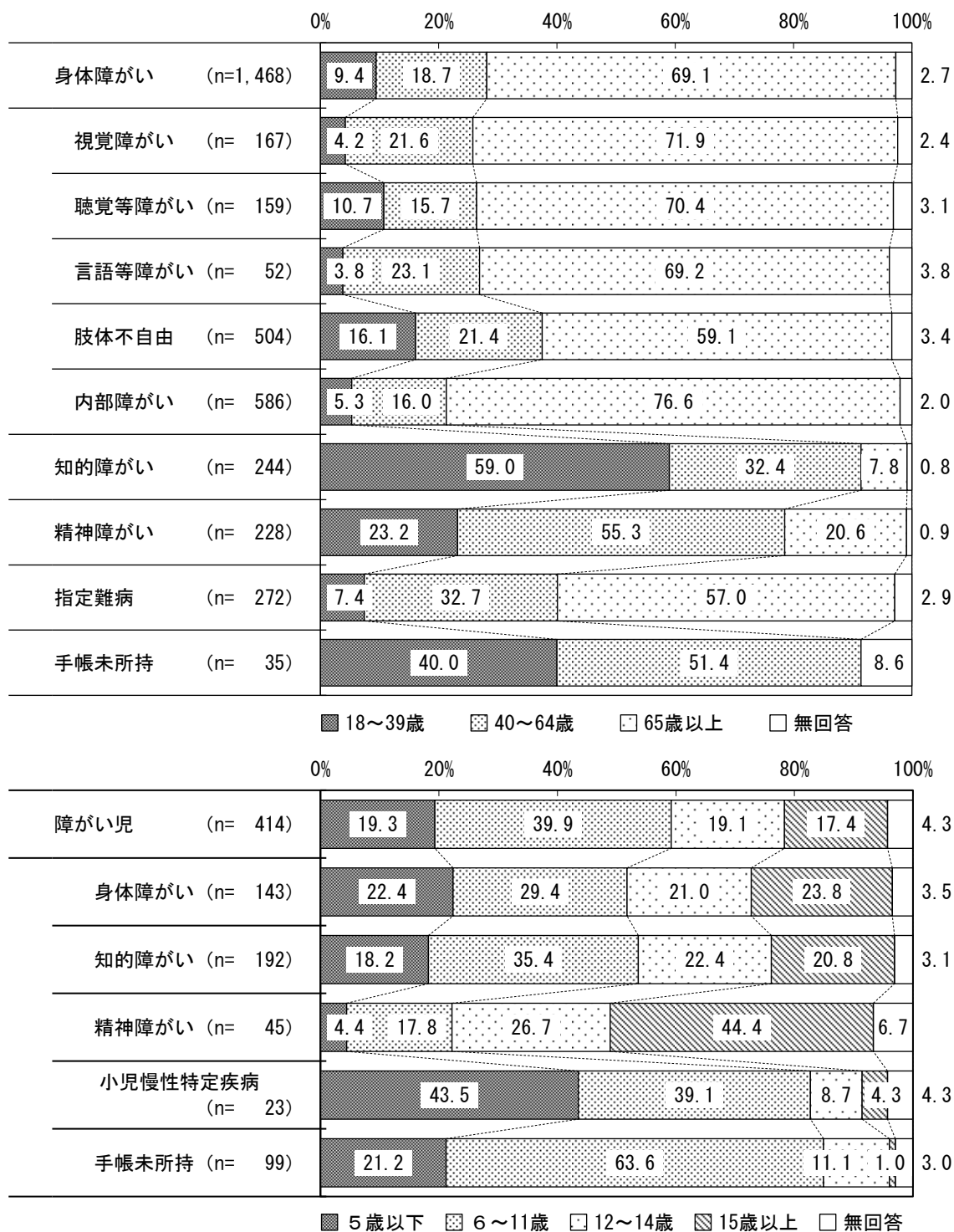


資料：政府広報オンライン

II 障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

図表2-14 実態調査の回答者の年齢



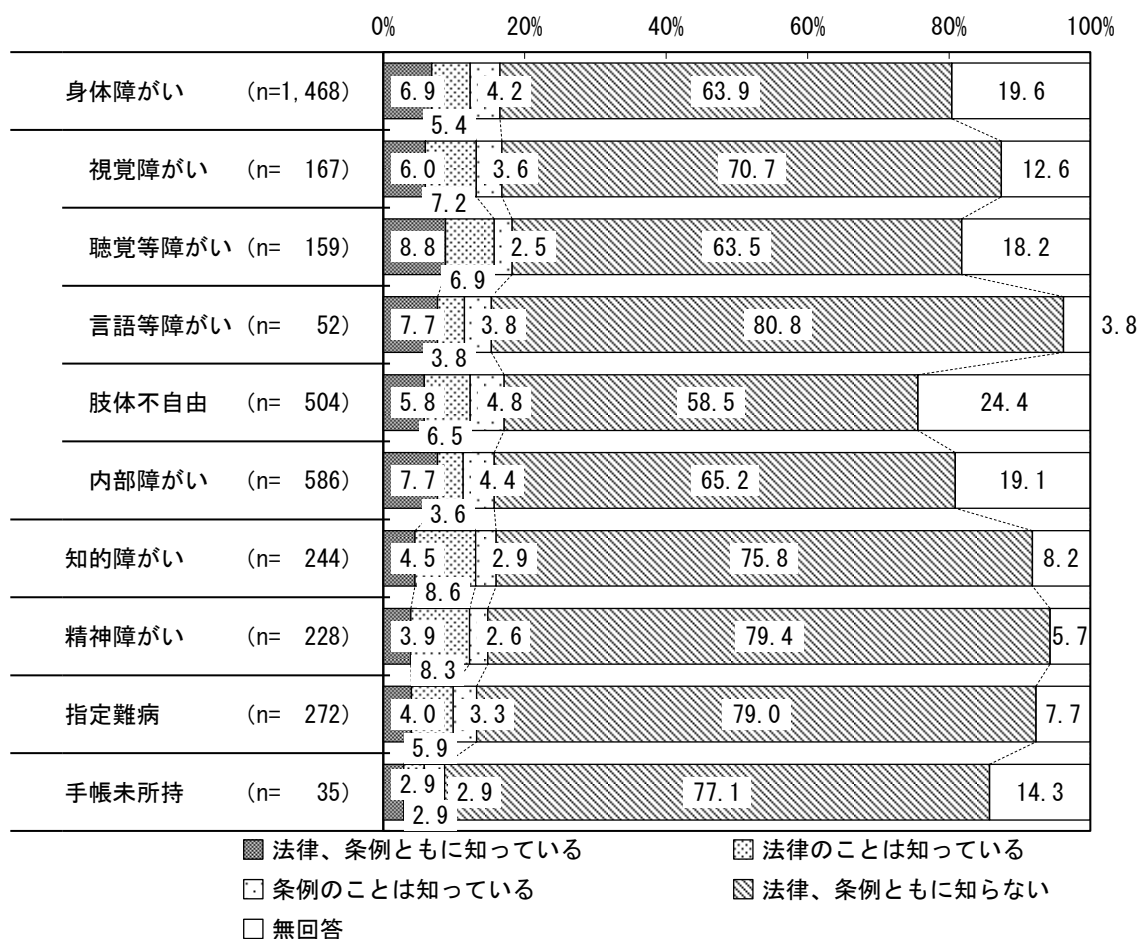
1 障がいのある人が参画するまちづくりに向けて

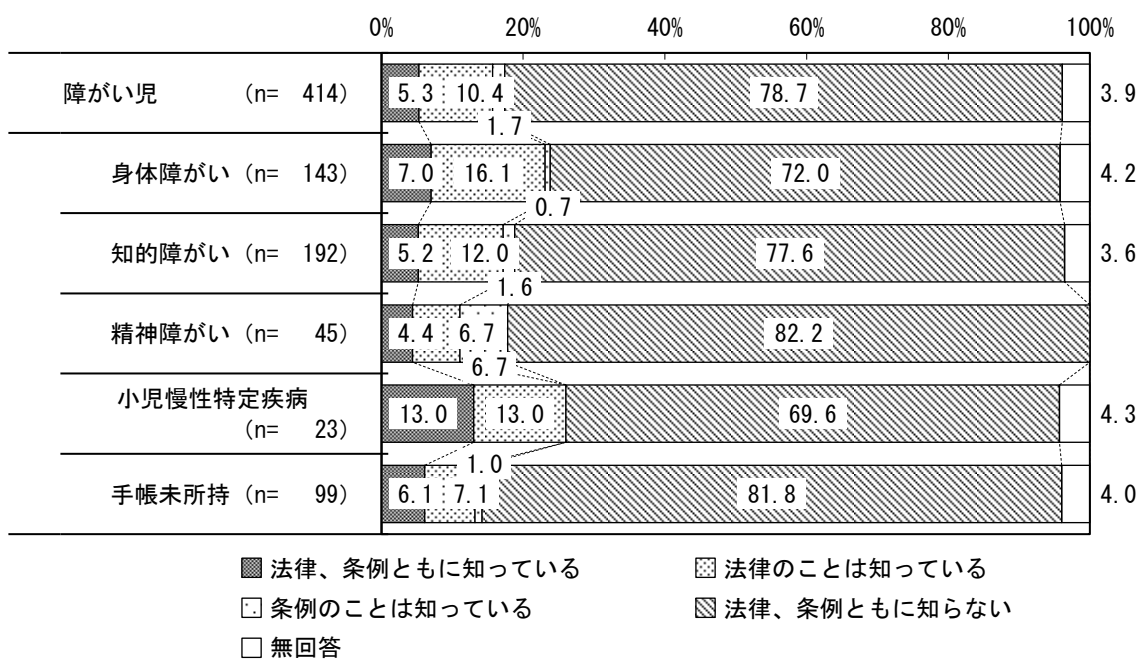
(1) 障害者差別解消法と「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の認知度

法律の認知度（「法律、条例ともに知っている」と「法律のことは知っている」の合計）は、おおむね1割前後にとどまっています。

条例の認知度（「法律、条例ともに知っている」と「条例のことは知っている」の合計）も、おおむね1割前後にとどまっています。

図表2-15 障害者差別解消法と「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の認知度

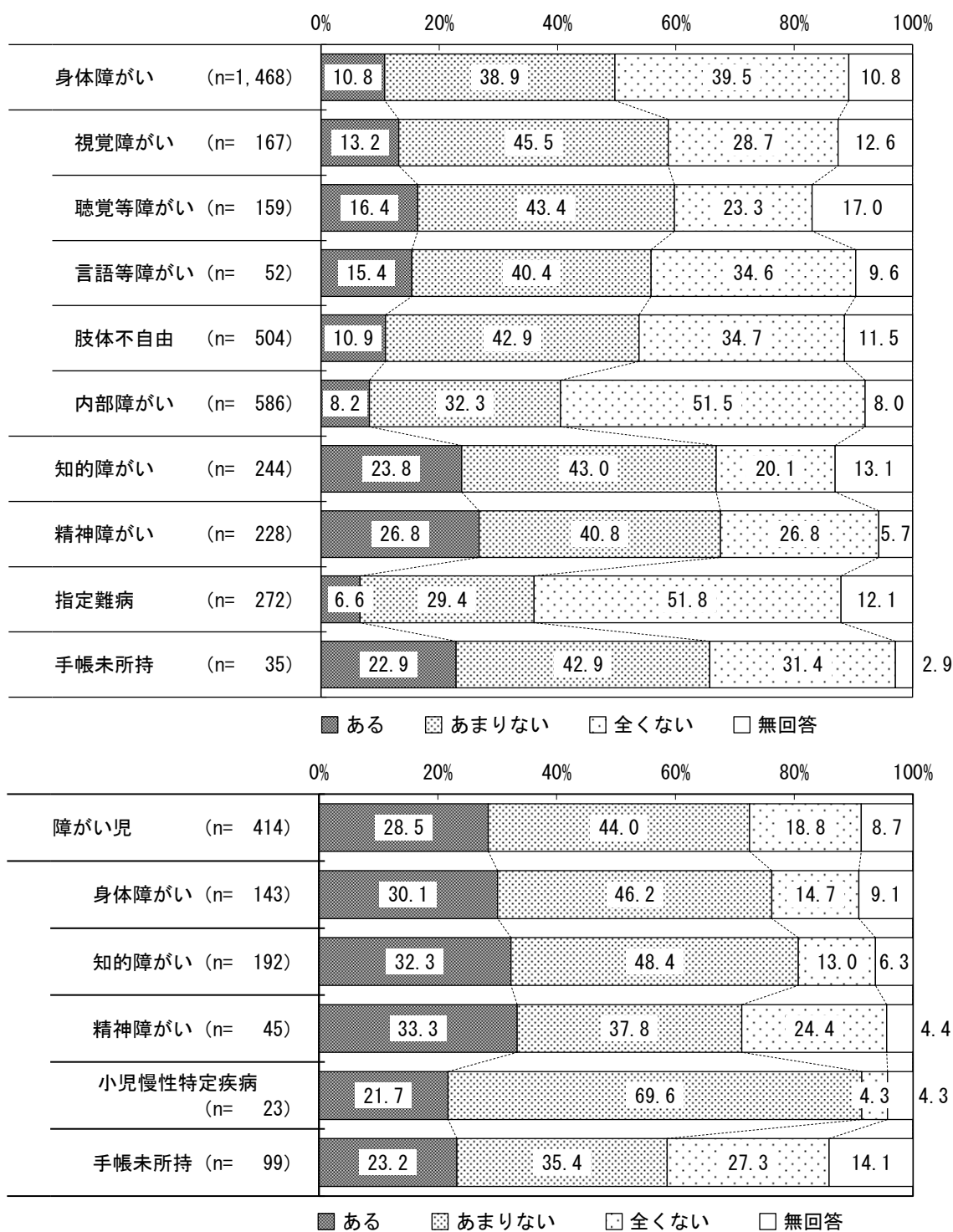




(2) 差別や偏見の実感

障がいがあるためにこの3年間で差別や偏見を感じたことがある人は、知的や精神に障がいのある人、障がいのある児童などで2割を超えています。身体に障がいのある人や指定難病患者では1割前後となっています。

図表2-16 この3年間で差別や偏見を感じた経験



差別や偏見の事例

差別や偏見を感じた事例として、次のような記述がありました。

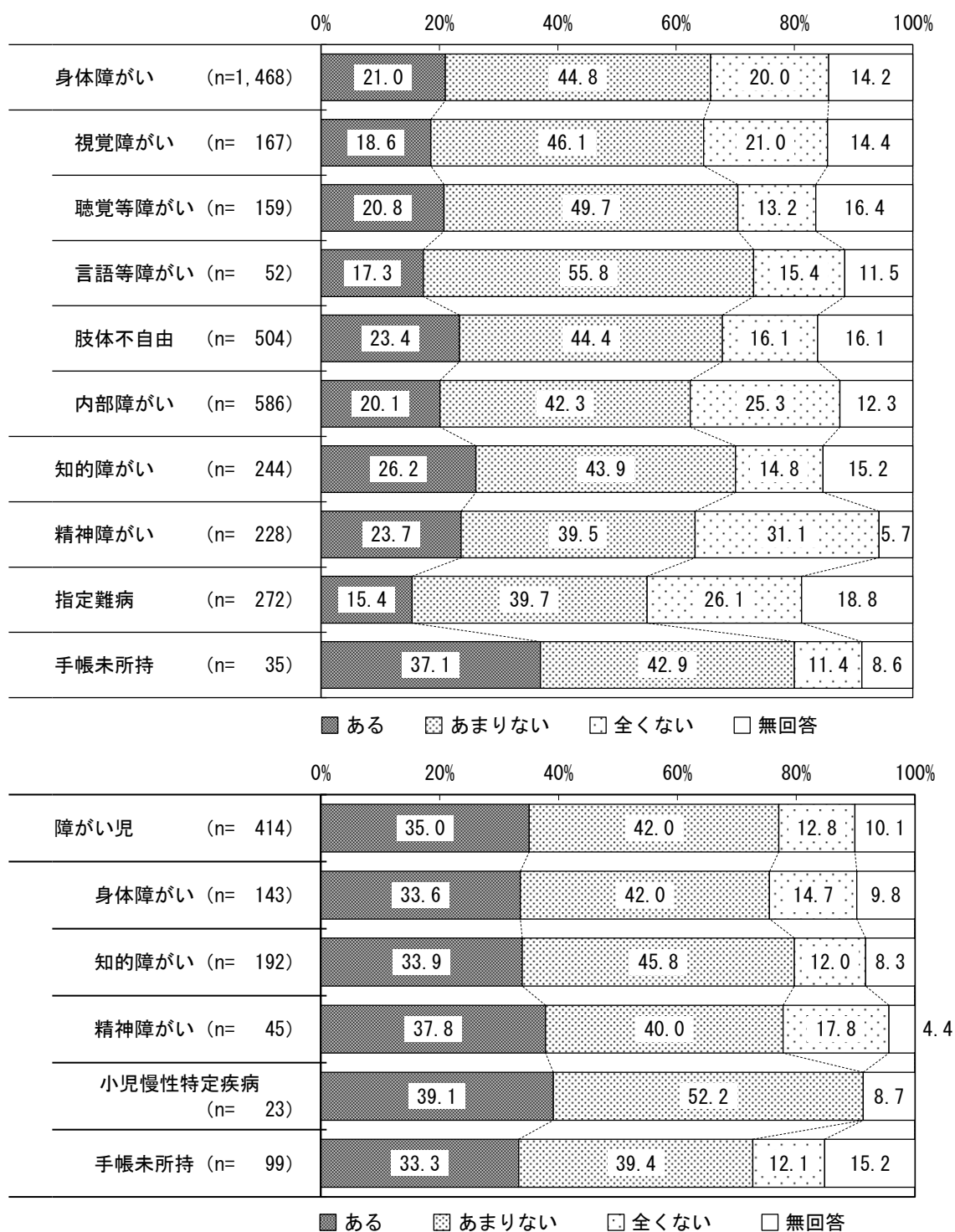
- ・障がいがあるのに、そんなふうには見えないといつも言われる。見た目が普通なので、何でもできると思われる。逆に理解しづらいということを理解してもらえないこともある。
- ・ヘルプマークをつけていても優先席にすわれない。見た目でわかる病気じゃないから理解されにくい。
- ・バスに乗ったとき、ヘルプマークを付けていたら、指をさして笑われた。
- ・外見から障がいがあることがわかりにくいのか、障がい者用駐車エリアに車を止めた際に指をさされたことがある。
- ・奇異なまなざしを投げかけられたり、振り返って見返される。
- ・ジロジロ見られる。
- ・人工呼吸器を使っているので「かわいそうだ」と言われたり冷たい視線を感じる。
- ・杖を使って歩いたり、車いすを利用していると、物珍しそうな目で見られることがある。
- ・点字ブロックの上に、商品や自転車など障害物が置かれていて歩きにくいことがたまにある。
- ・聞こえないのにちゃんと聞いていないと思われる。
- ・聞こえないので筆記をお願いしても聞いてもらえない。医師や医療機関の受付などで診察を拒否される。聞こえないと言うと侮蔑表現でバカにされる。
- ・公共交通機関を使って移動中、障がいの特性であるがために、大きな声を出したら罵声を浴びせられました。障がいがある人もない人も、ともに暮らせる…という言葉の思い出しながら、ぐっと涙を堪えながら、謝り続け、次のバス停で降りました。
- ・50代の大人に向かって子ども相手のような口調で話された。
- ・パート面接時、「日常生活に支障はないが、障がい者手帳を持っている」と伝えたら「それだと難しいね」と言われた。
- ・保育園や小規模保育園、幼稚園への見学の際に、ほかに通ってはどうかと嫌がられたり、理由の説明なく入園を断られた。

(3) 理解や配慮の実感

この3年間で障がいについての理解や配慮があり、よかったと感じたことがある人は、障がいのある児童などが3割以上となっている一方、指定難病患者は1割台にとどまっています。そのほかは、2割台となっています。

差別や偏見を感じた経験と比べると、精神に障がいのある人を除き、理解や配慮があり、よかったと感じた経験の方が高くなっています。

図表2-17 この3年間で理解や配慮があり、よかったと感じた経験



理解や配慮の事例

理解や配慮を感じた事例として、次のような記述がありました。

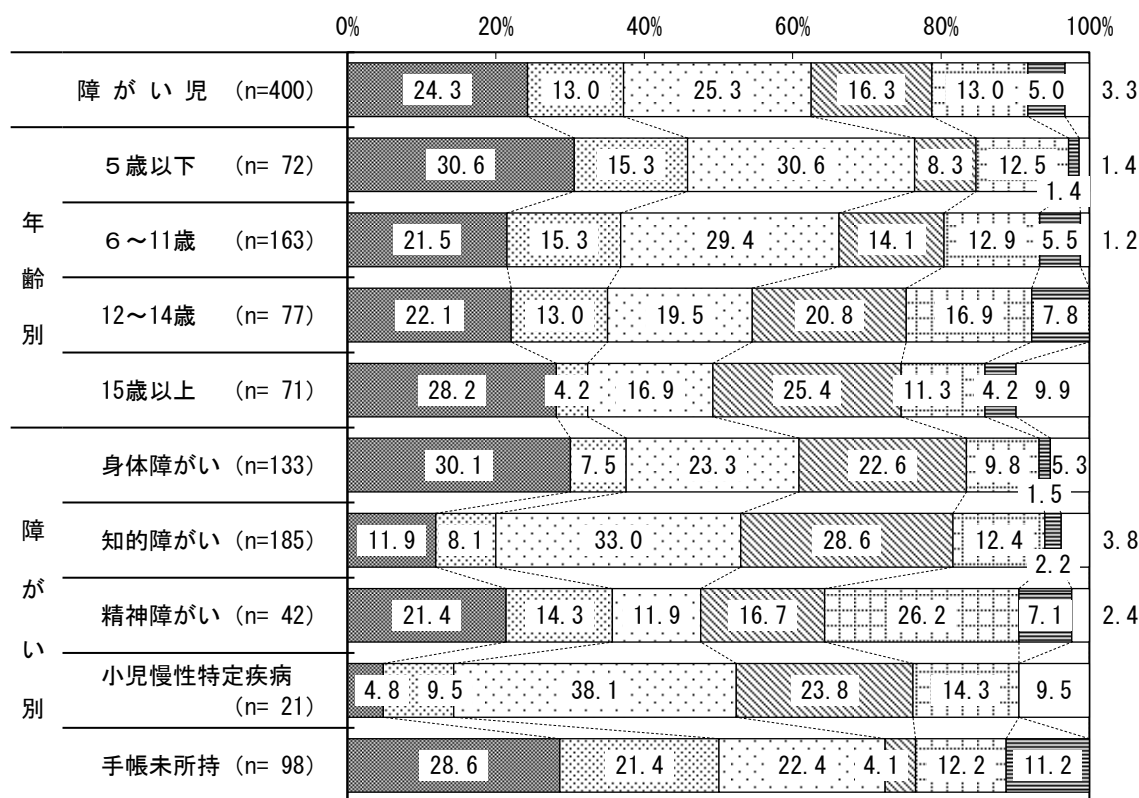
- ・まちで「お手伝いしましょうか」と声をかけてもらえることがある。
- ・役所や金融機関の窓口での対応が親切になり、内容によりできないものもあるが代筆や代読が頼みやすくなった。
- ・耳が聞こえないことを伝えると、筆談で対応してくれた。
- ・ホテルはもちろんサービス施設のテレビに字幕がつくようになった。
- ・地域の防災訓練に要約筆記者を派遣してもらいノートテイクで情報保障を受けたので、内容がよく理解できた。こういう支援のおかげで参加できた。
- ・ときどきエレベーターを車いすで乗るとき、ドアを押さえてくれたりする。
- ・スーパーで車いすへの移乗をしていたら、「何かお手伝いすることはありますか」と、声をかけていただいた。
- ・スーパーの買物中に上の段の品物を取ってくれる人がいた。また、何かお手つだいしましょうかと言われた。
- ・ヘルプマークをつけていたからか、バスの中で席をゆずってくれた人がいた。
- ・職場の仲間の理解や配慮がある。
- ・職場の上司の理解があり、仕事上も配慮していただけていることがよかった。
- ・職場で仕事をわかりやすくかみくだいて伝えてもらえる。
- ・仕事場で通院の日や体調に気をつけてくれる。
- ・理解してもらえる会社に勤めることができ、正社員になることができた。
- ・普通に接してくれる。かわいそうだとか無理して必要以上に優しくではなく、顔を見て挨拶したり、名前を呼んでくれたり、普通のコミュニケーションがすごくうれしい。

(4) インクルーシブ教育に関する意向

就学形態の希望としては、《主として特別支援教育を受けたい》（「特別支援学級で勉強しながら、障がいのない子と勉強する機会をもちたい」と「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで勉強したい」の合計）、《主として通常学級で教育を受けたい》（「障がいのあるなしに関係なく、一緒にのクラスで勉強したい」と「通常の学級で勉強しながら、障がいのある子と勉強する機会をもちたい」の合計）とも4割前後となっています。

なお、《主として通常学級で教育を受けたい》は学齢が高いほど低くなっています。

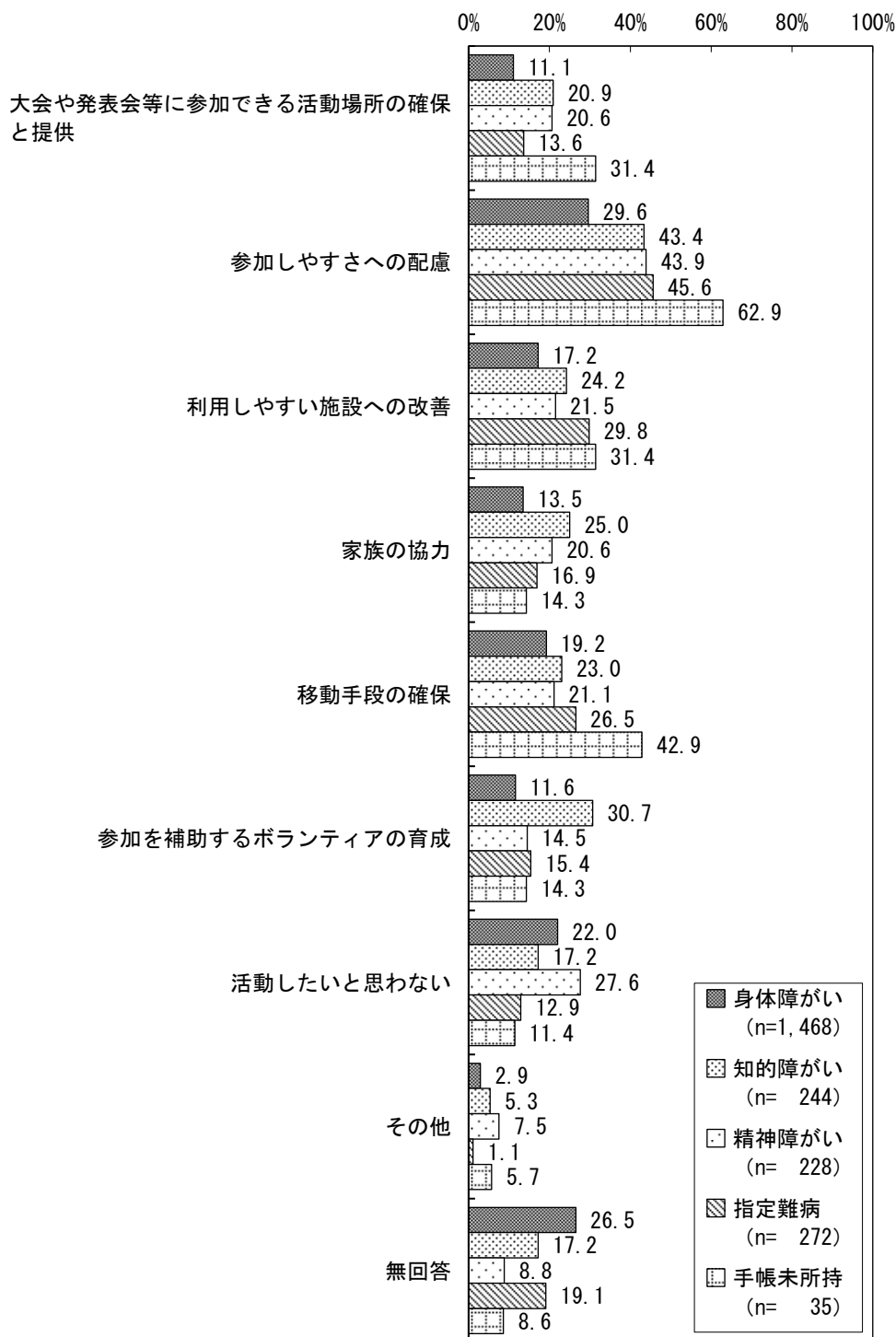
図表2-18 就学形態の希望



(5) 障がいのある人の社会参加に関するニーズ

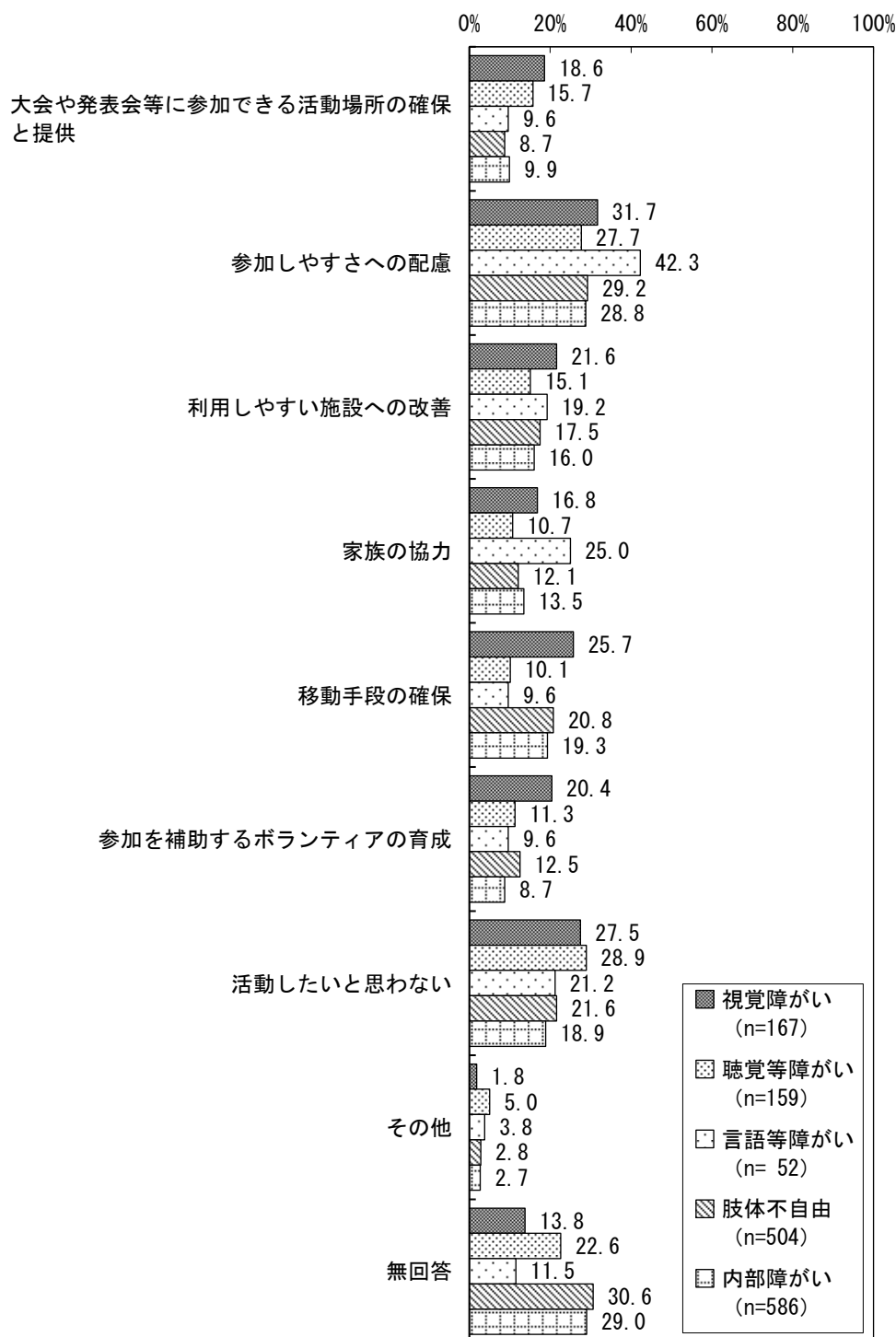
障がいのある人が社会活動に参加するために必要なこととしては、いずれも「参加しやすさへの配慮」がおおむね4割を占めて最も高くなっています。

図表2-19 社会活動に参加するために必要なこと（複数回答可）



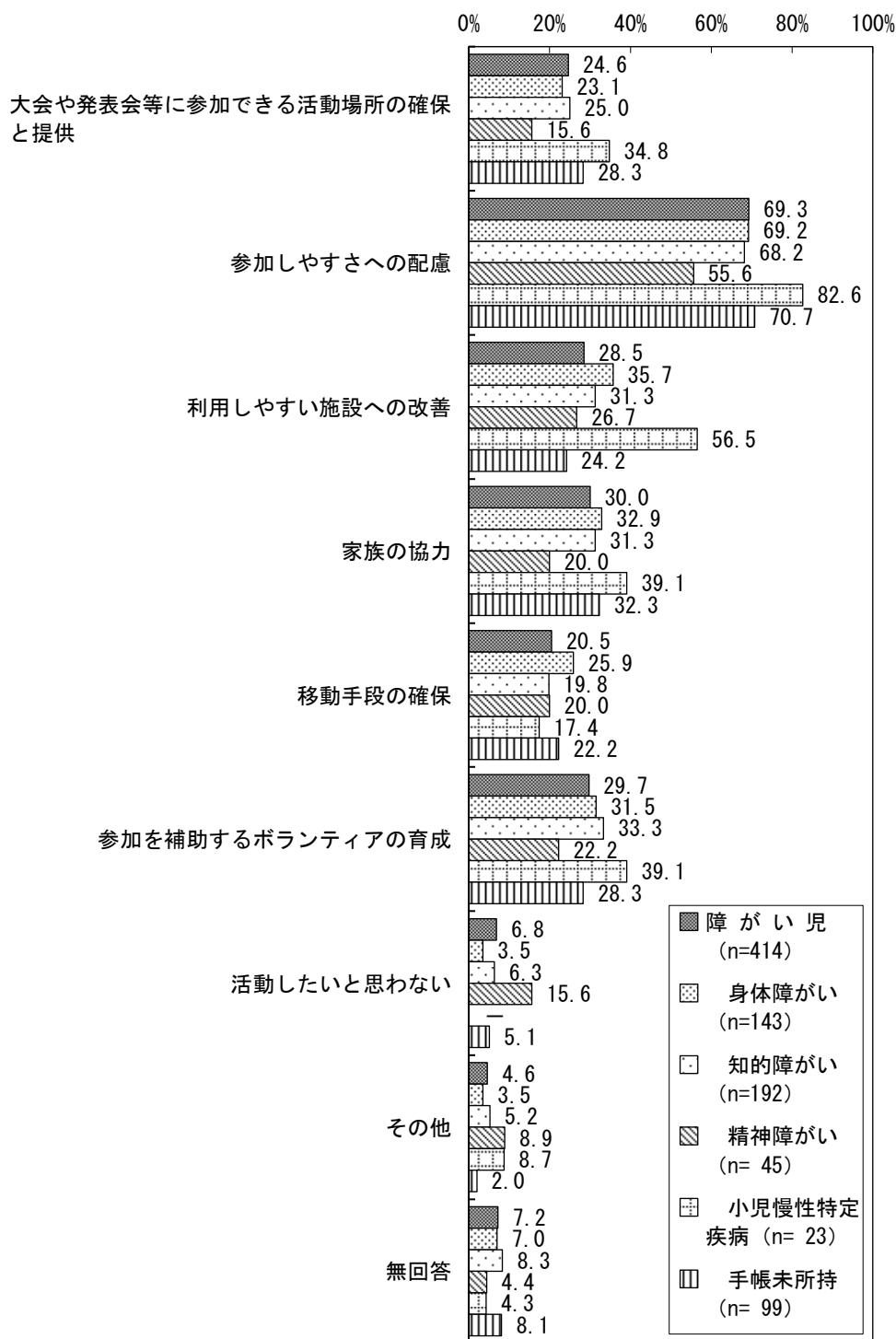
身体に障がいのある人の中では、聴覚等障がいのある人で「活動したいとは思わない」が最も高くなっていますが、これ以外の具体的な選択項目の中では「参加しやすさへの配慮」が最も高くなっています。

図表2-20 社会活動に参加するために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童では「参加しやすさへの配慮」が約7割に及び最も高く、次いで、「家族の協力」、「参加を補助するボランティアの育成」が3割程度となっています。

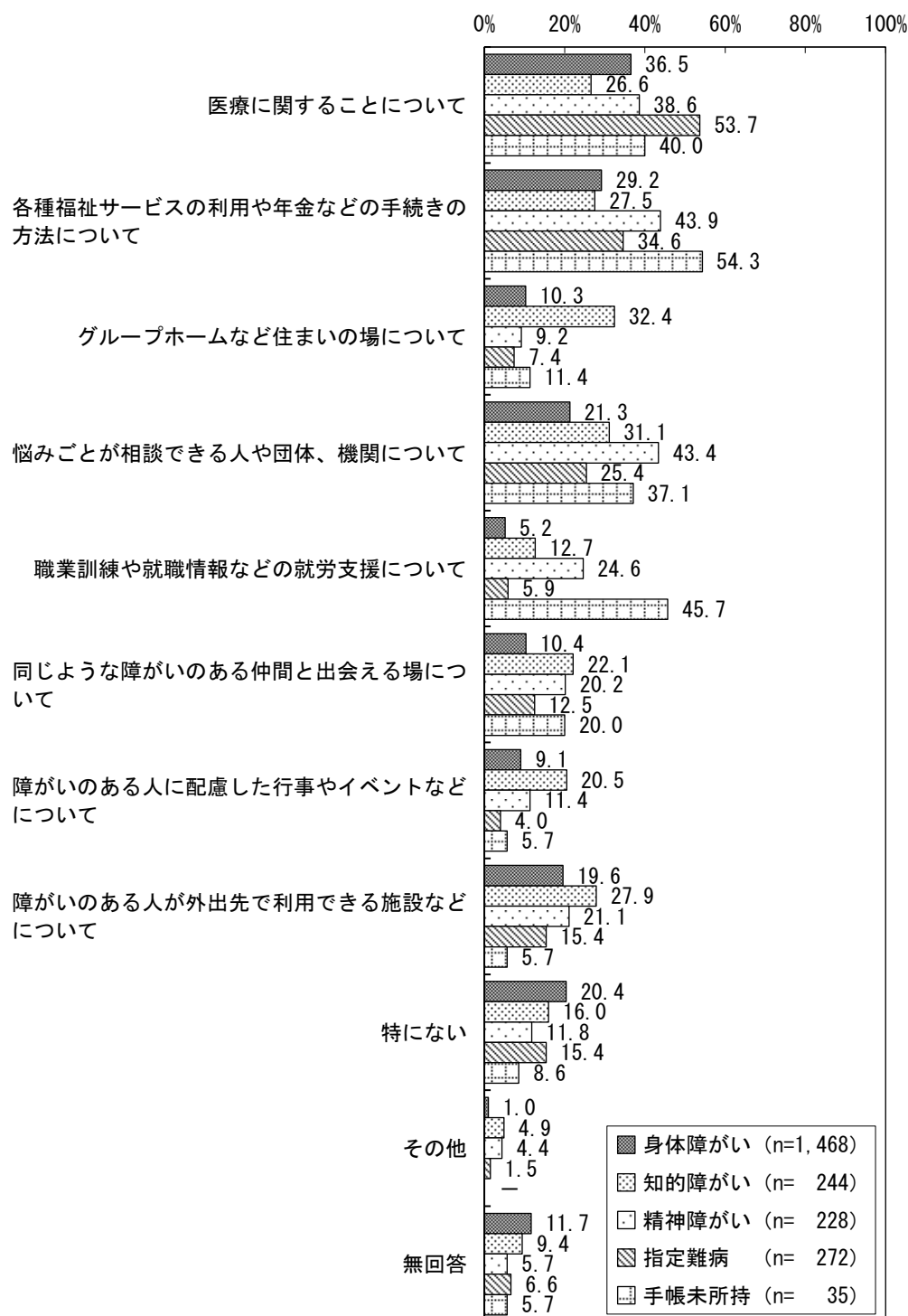
図表2-21 社会活動に参加するために必要なこと（障がい児、複数回答可）



(6) 情報アクセシビリティとコミュニケーションの実態

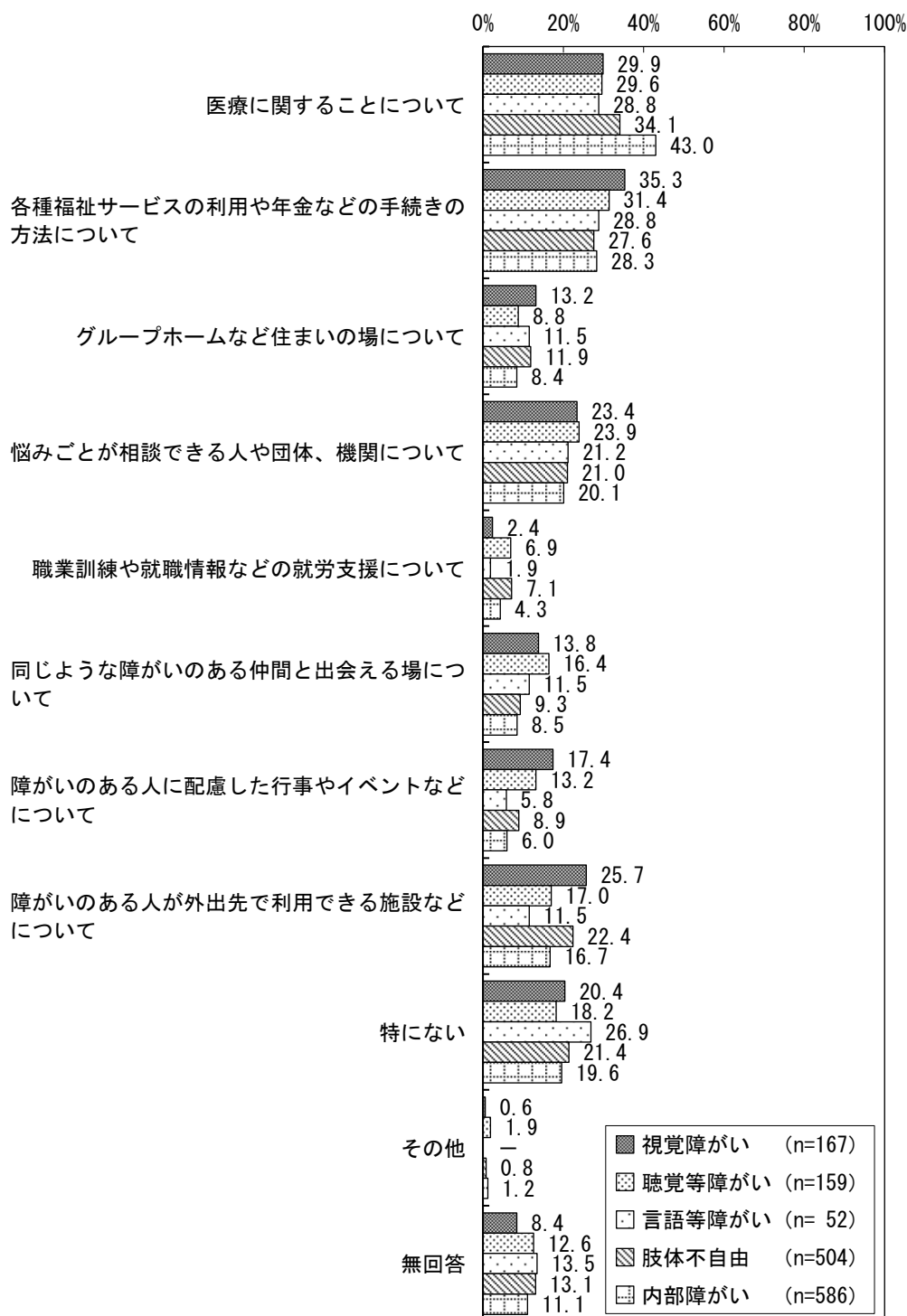
必要な情報としては、身体に障がいのある人と指定難病患者では「医療に関することについて」、知的障がいのある人では「グループホームなど住まいの場について」、精神に障がいのある人では「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高く、障がいの種類によって異なります。

図表2-22 必要とする情報（複数回答可）



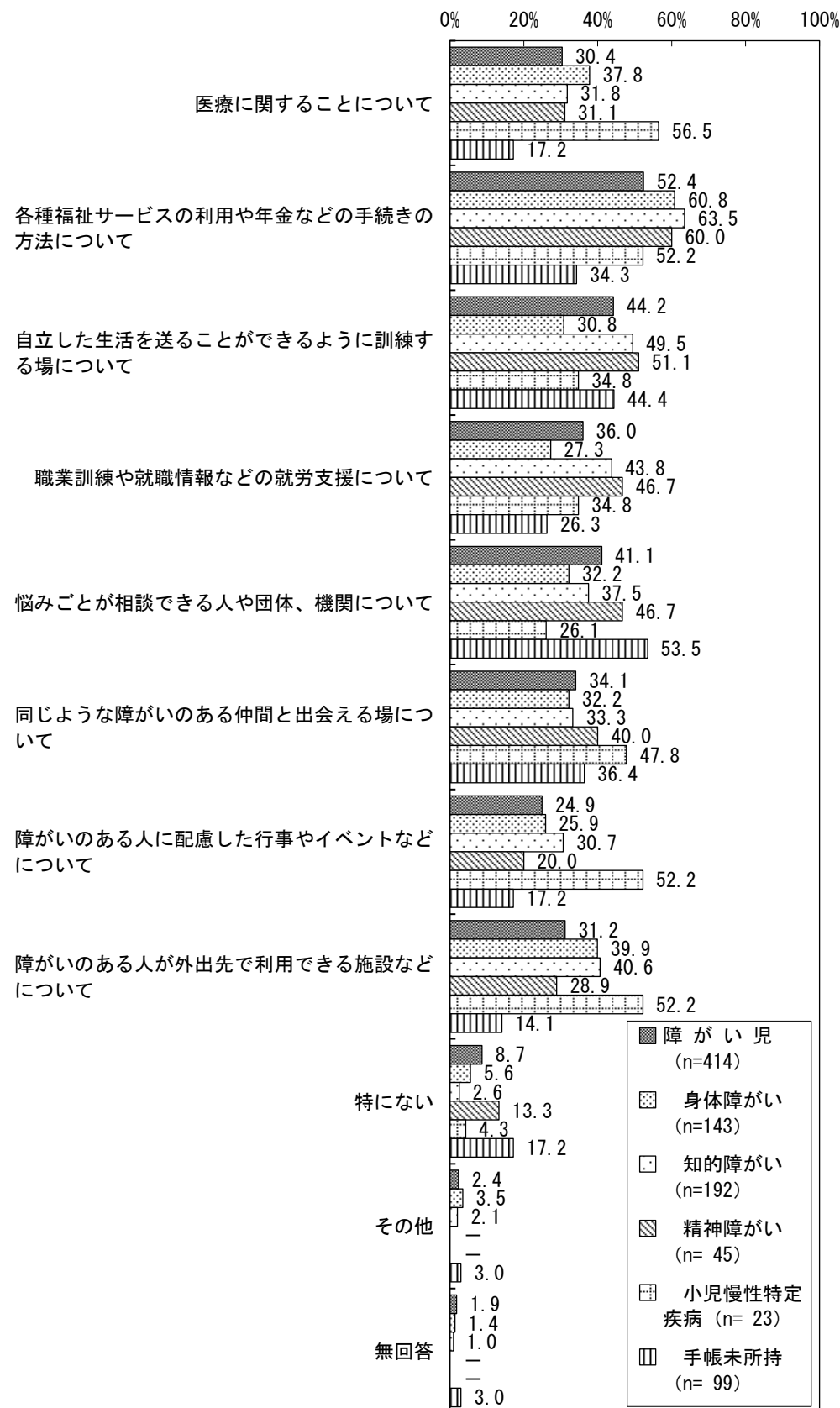
身体に障がいのある人の中では、視覚・聴覚等障がいのある人で「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高くなっています。

図表2-23 必要とする情報（複身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童でも、「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高くなっています。

図表2-24 必要とする情報（障がい児、複数回答可）

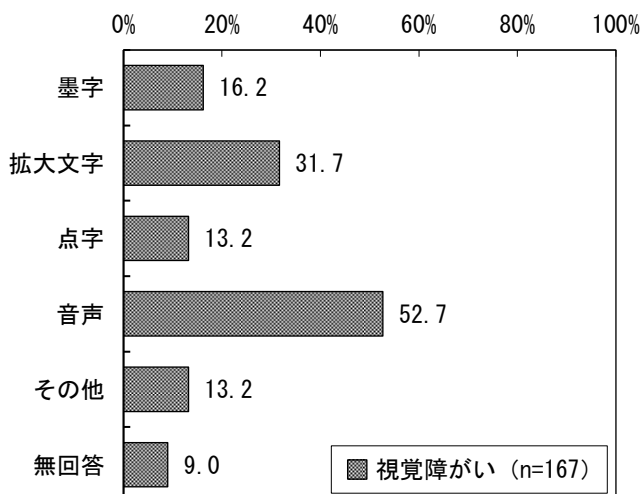


(7) 視覚・聴覚等障がいのある人の情報入手

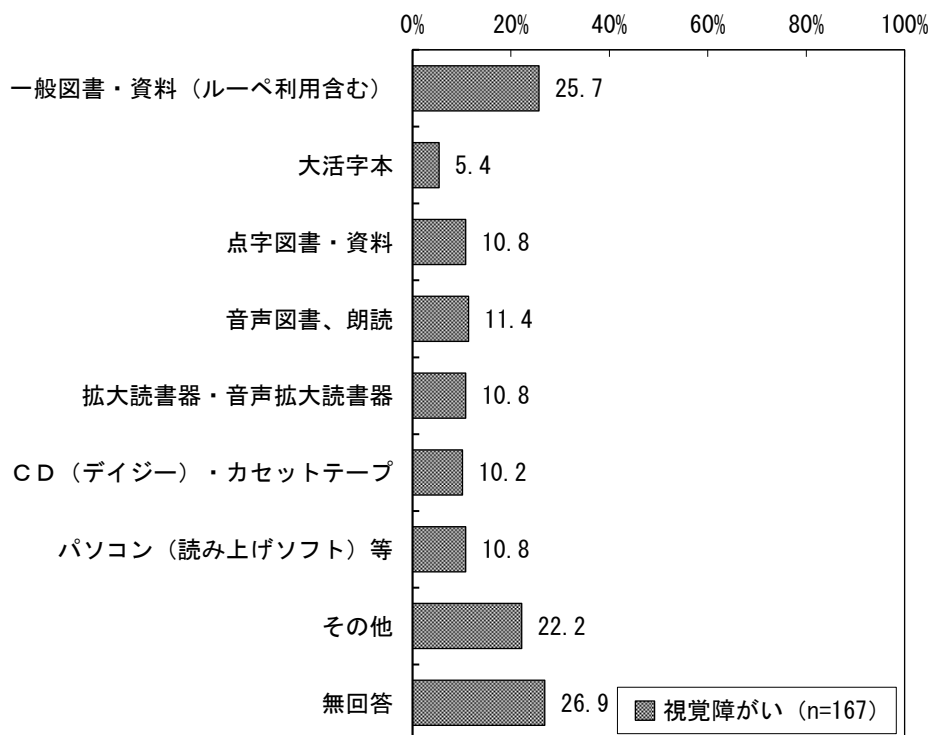
視覚障がいのある人の文字情報の入手手段としては、「音声」が5割を超えて最も高く、次いで、「拡大文字」、「墨字」、「点字」の順となっています（図表2-25）。

視覚障がいのある人の文字情報の入手媒体としては、「一般図書・資料（ルーペ利用含む）」が2割を超えているほかは、おおむね1割程度となっています。

図表2-25 視覚障がいのある人の文字情報の入手手段（複数回答可）



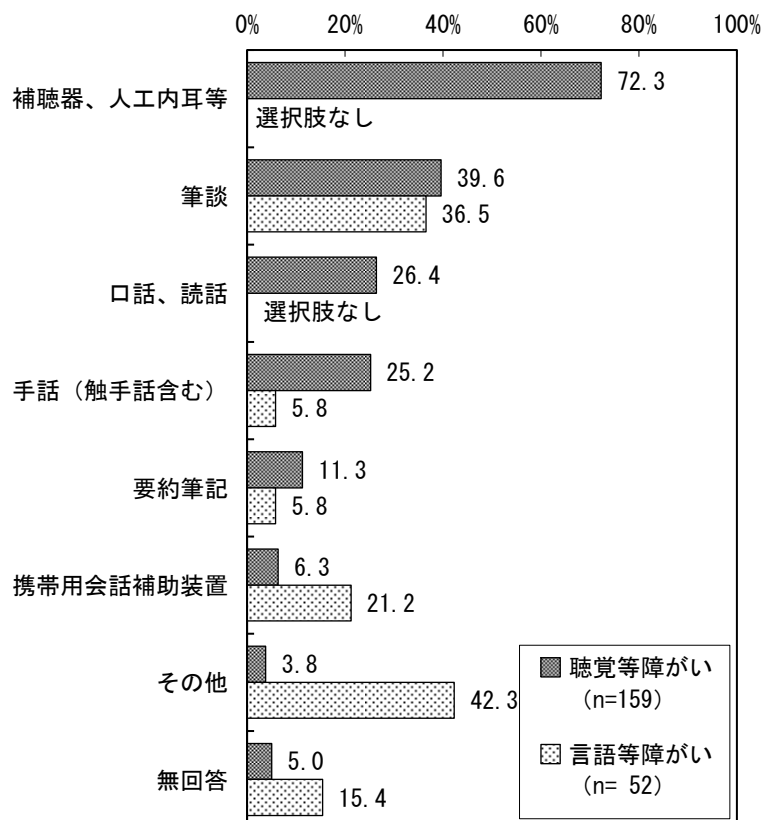
図表2-26 視覚障がいのある人の文字情報の入手媒体（複数回答可）



聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段としては、「補聴器、人工内耳等」が7割を超えて最も高く、次いで、「筆談」、「口話・読話」、「手話」、「要約筆記」などとなっています。

言語等障がいのある人は、「その他」を除き、「筆談」が4割を占めて最も高く、次いで、「携帯用会話補助装置」などとなっています。

図表2-27 聴覚等障がいのある人等のコミュニケーション手段（複数回答可）



【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】

- ・ 障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務となるが、合理的な解決（配慮）を促すのではなく、対話による解決（配慮）を促す必要がある。
- ・ 適切な配慮につなげるためには、障がいについての理解が最も重要で、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の周知も含め、継続して啓発を行う必要がある。
- ・ 啓発を進めていくには、子どもたちから一緒に学ぶ環境が重要であることから、教育と福祉などが連携し、インクルーシブ教育を進めていく必要がある。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことから、聴覚障がいのある人にとっての言語である手話や要約筆記などの普及に取り組むとともに、特に市が主催するイベントや研修会等では情報保障に配慮していただきたい。
- ・ 視覚障がいのある人の情報入手手段となる点字や音声による情報提供を充実していただきたい。
- ・ 情報を届けなければいけない人に情報が届いていないため、それぞれの障がいに応じた情報提供の方法を考えていただきたい。

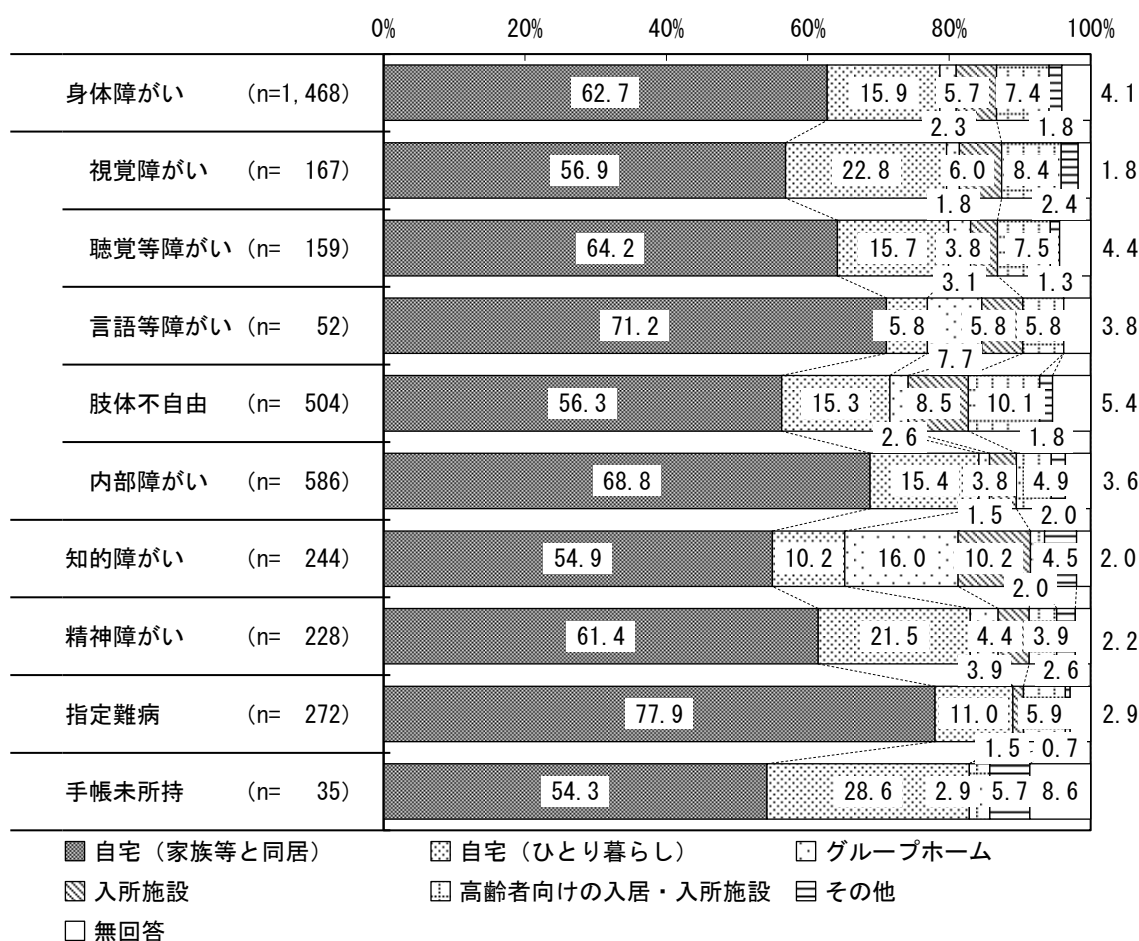
2 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくりに向けて

(1) 今後の住まいの希望

今後の住まいの希望としては、いずれも「自宅（家族等と同居）」が最も高くなっていますが、その割合は障がいの種類によって異なっています。

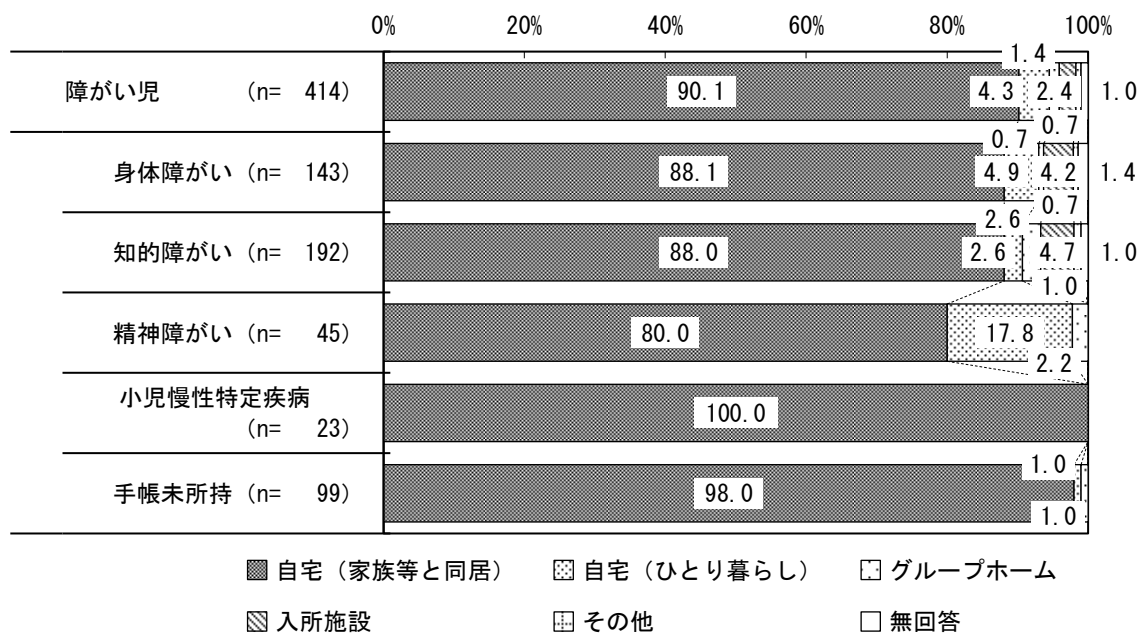
また、知的障がいのある人では「グループホーム」の希望、視覚や精神に障がいのある人などでは「自宅（ひとり暮らし）」の希望が、比較的高くなっています。

図表2-28 今後の住まいの希望



障がいのある児童でも、「自宅（家族等と同居）」が最も高く、9割に及んでいます。

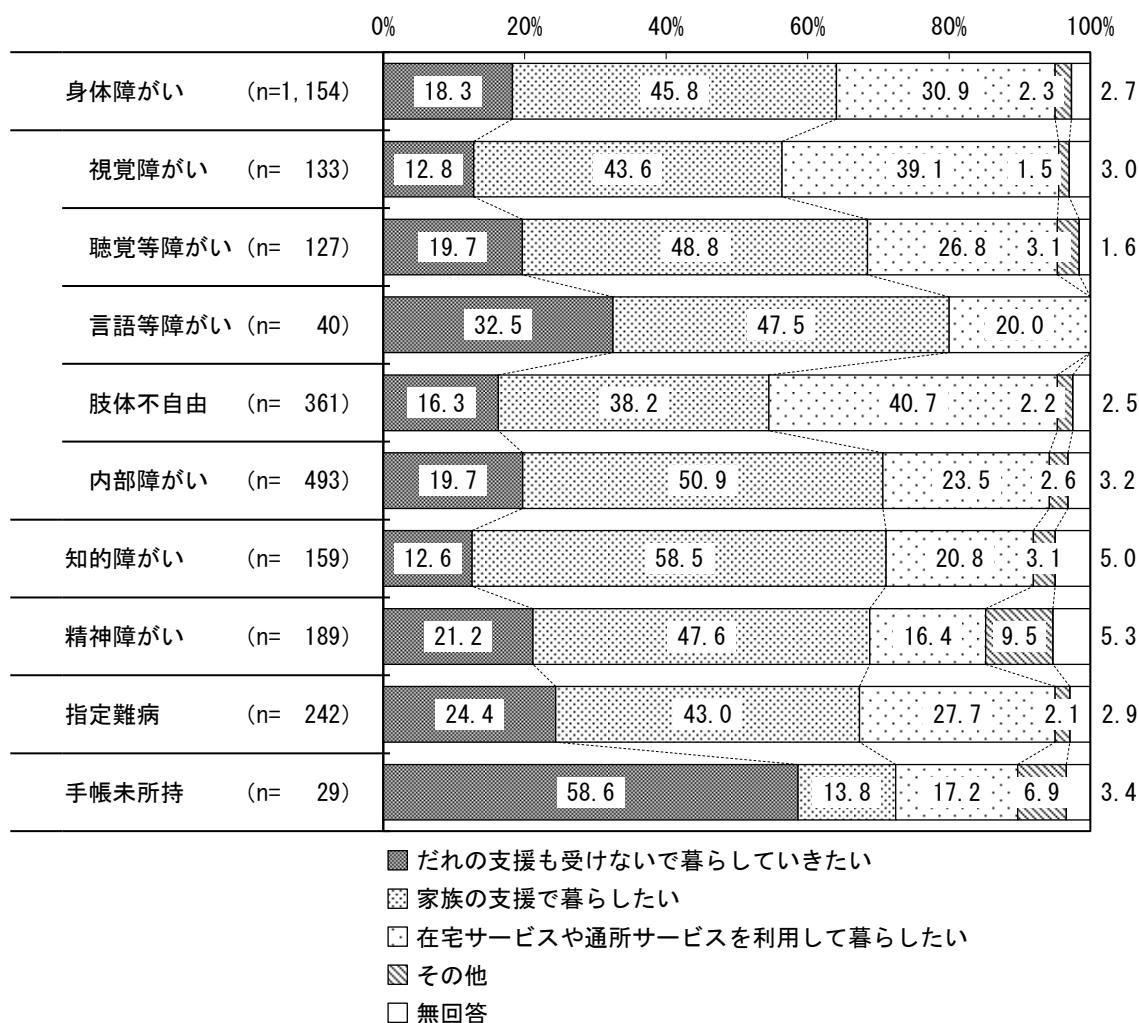
図表2-29 今後の住まいの希望（障がい児）



(2) 今後の自宅での暮らし方

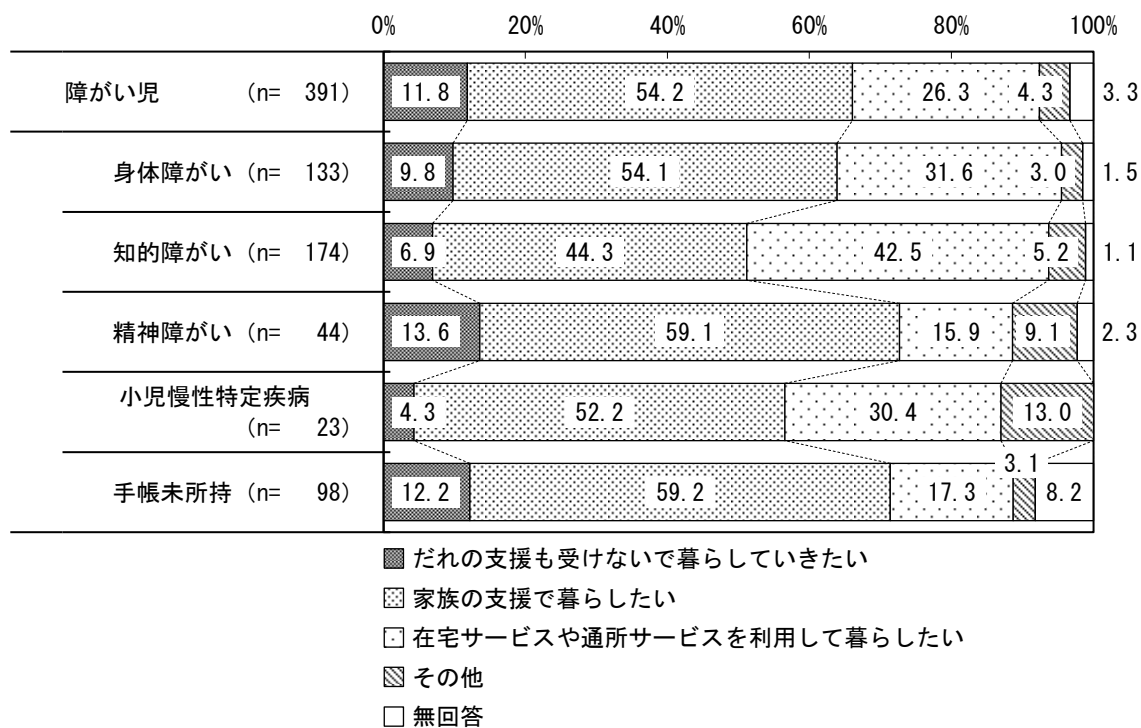
今後、自宅で暮らしたい（家族等と同居、または、ひとり暮らししたい）人の暮らし方としては、肢体不自由者などを除き、「家族の支援で暮らしたい」が4割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「在宅サービスや通所サービスを利用して暮らしたい」が最も高くなっています。

図表2-30 今後の自宅での暮らし方



障がいのある児童では、「家族の支援で暮らしたい」が最も高く、5割を超えています。

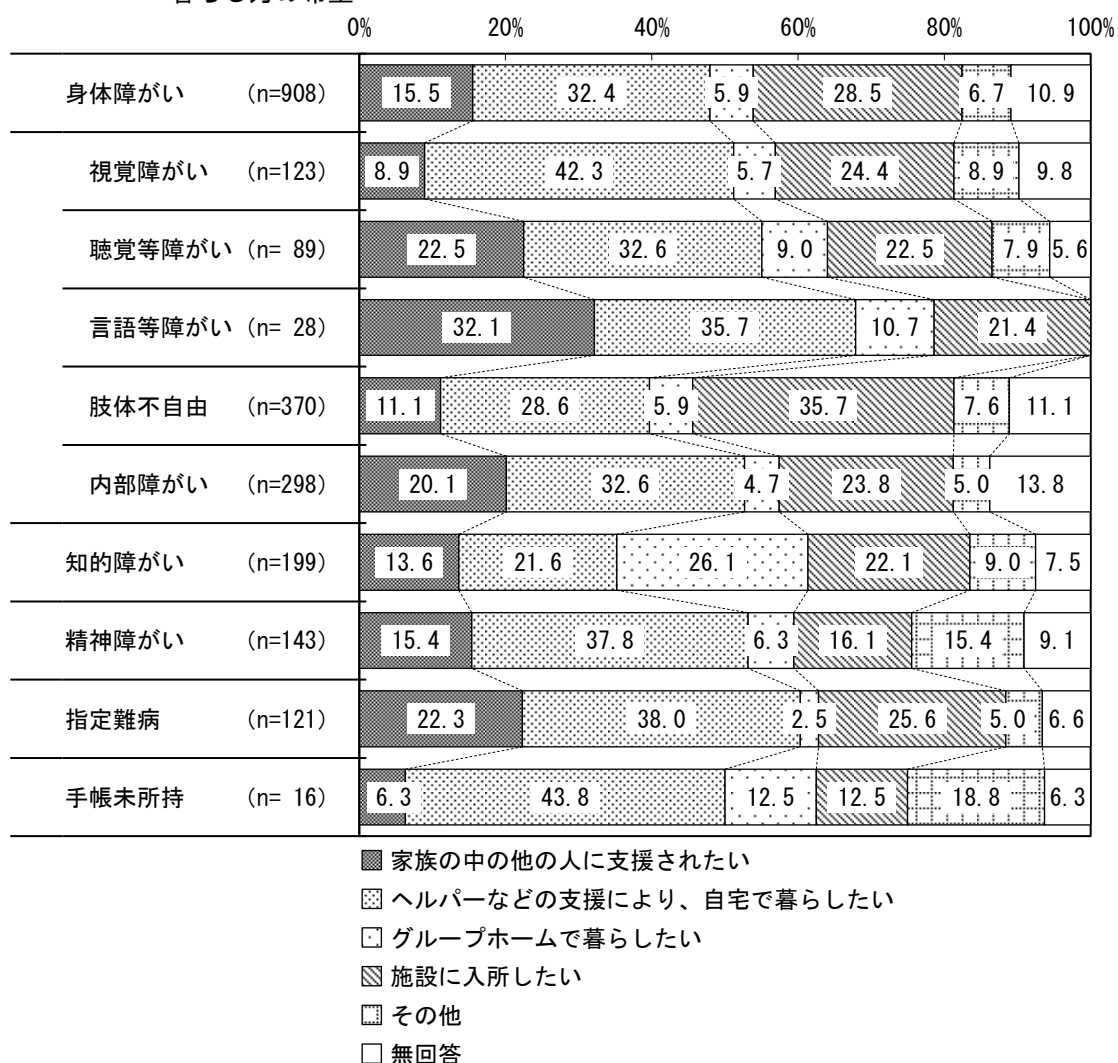
図表2-31 今後の自宅での暮らし方（障がい児）



(3) 親なき後等の暮らし方の希望と対策

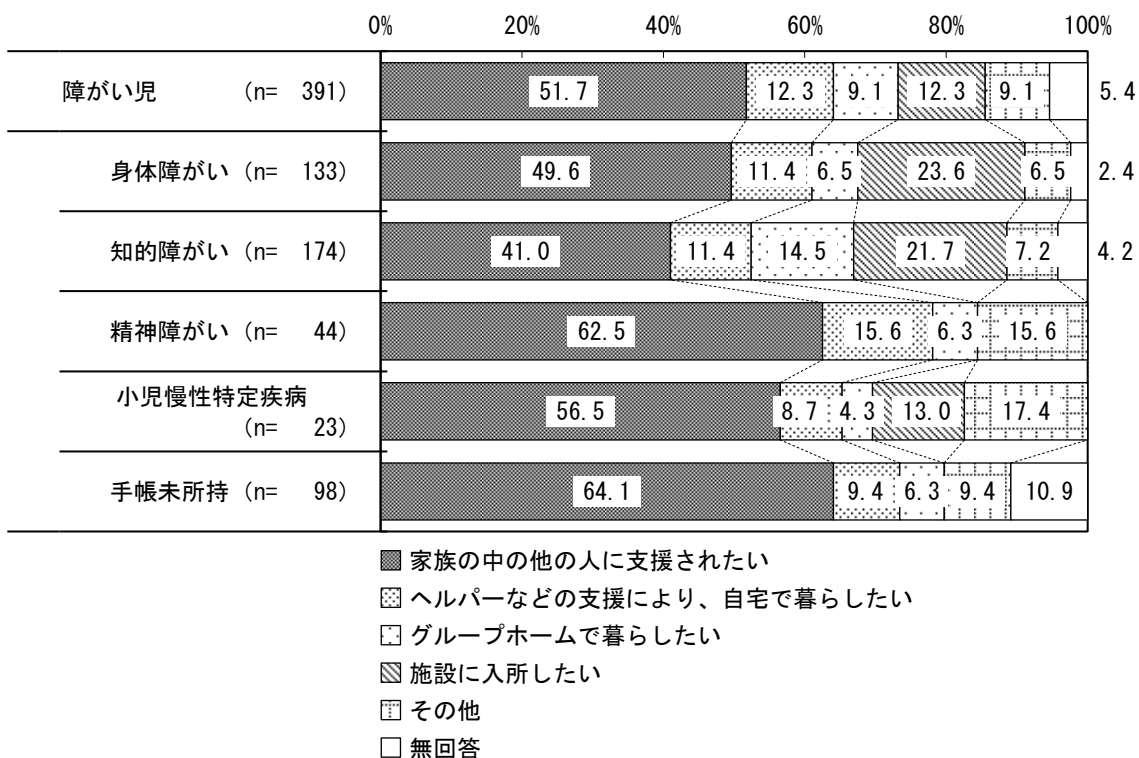
いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望としては、肢体不自由者と知的障がいのある人以外では、「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が3割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「施設に入所したい」、知的障がいのある人では「グループホームで暮らしたい」が最も高くなっています。

図表2-32 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望



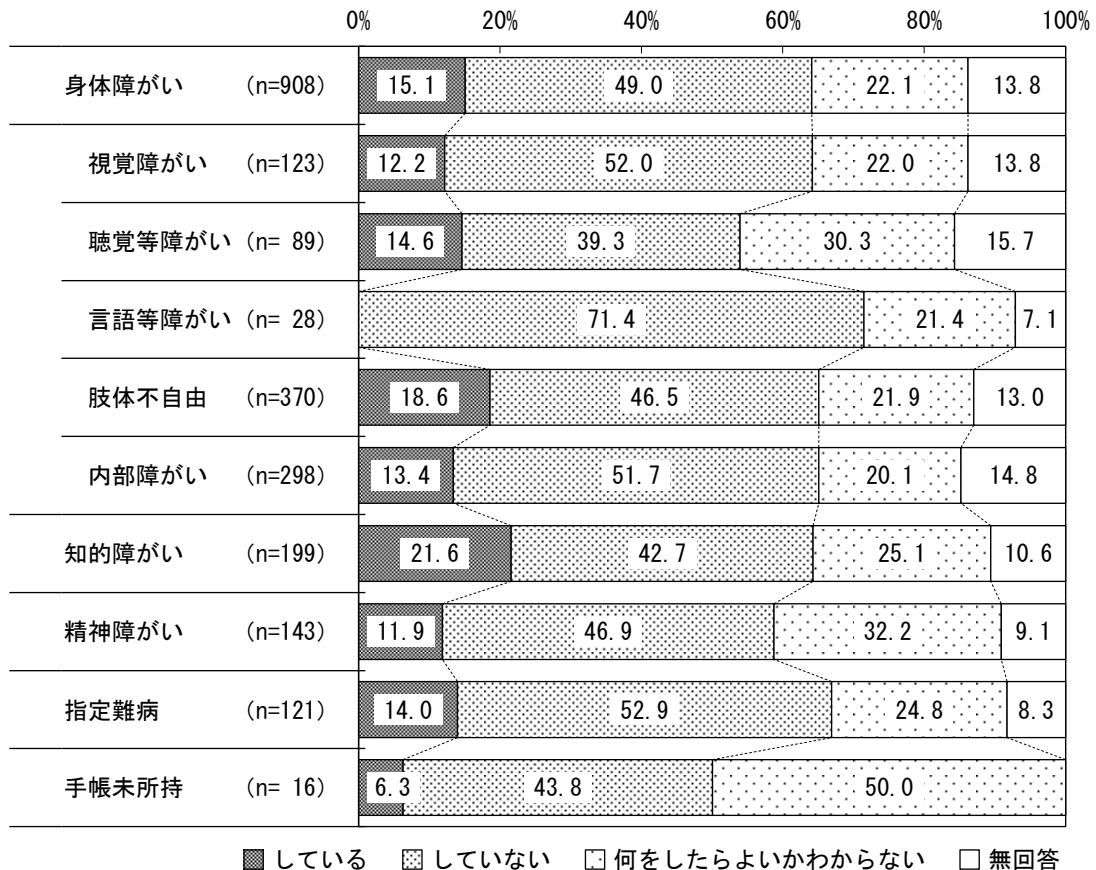
障がいのある児童では、「家族の中の他の人に支援されたい」が最も高く、5割を超えています。

図表2-33 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望（障がい児）



いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の対策をしているのは、知的障がいのある人以外で2割を下回っています。対策をしていないのが4割以上を占めるほか、「何をしたらよいかわからない」も2割から3割を占めています。

図表2-34 いつも支援してくれる方が高齢、病気などにより、将来支援してもらえなくなった場合に備えた対策



親なき後等の対策例

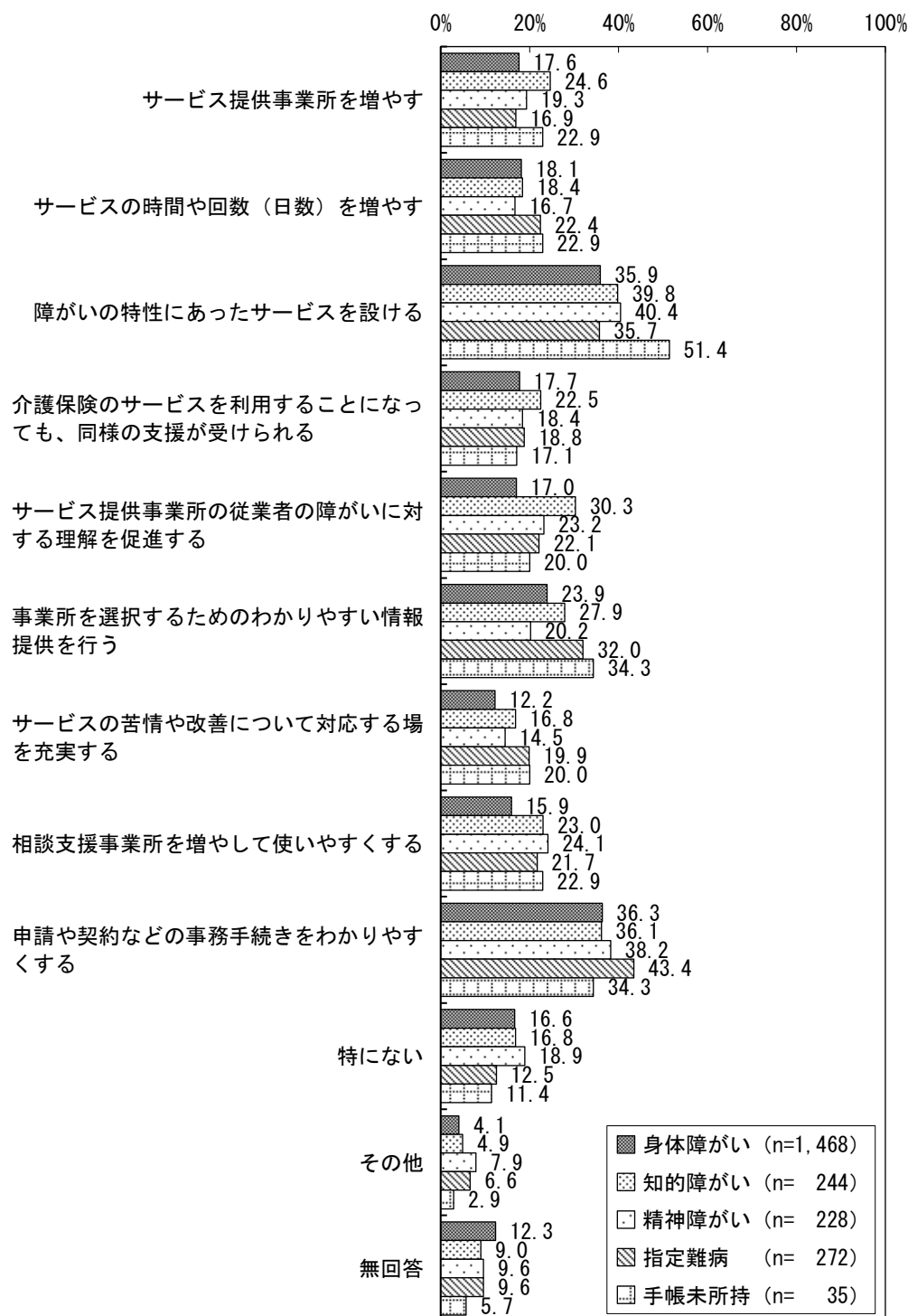
親なき後等の対策例として、次のような記述がありました。

- ・現在利用している事業所に、どこかほかに引き継いでもらえるよう頼みである。
- ・ショートステイを使って施設に慣れる。ヘルパーさんや看護師さんに知ってもらう。
- ・グループホームの見学。
- ・福祉ホームに入って練習中。
- ・入所施設に申し込み。
- ・成年後見を利用している。
- ・将来、生活していくのに困らないように預金している。
- ・財産管理。
- ・社協でのお金の管理。
- ・薬の確認をしたり、家具の更新をしている。
- ・できることを増やせるように努力している。

(4) 障がいのある人へのサービスに関するニーズ

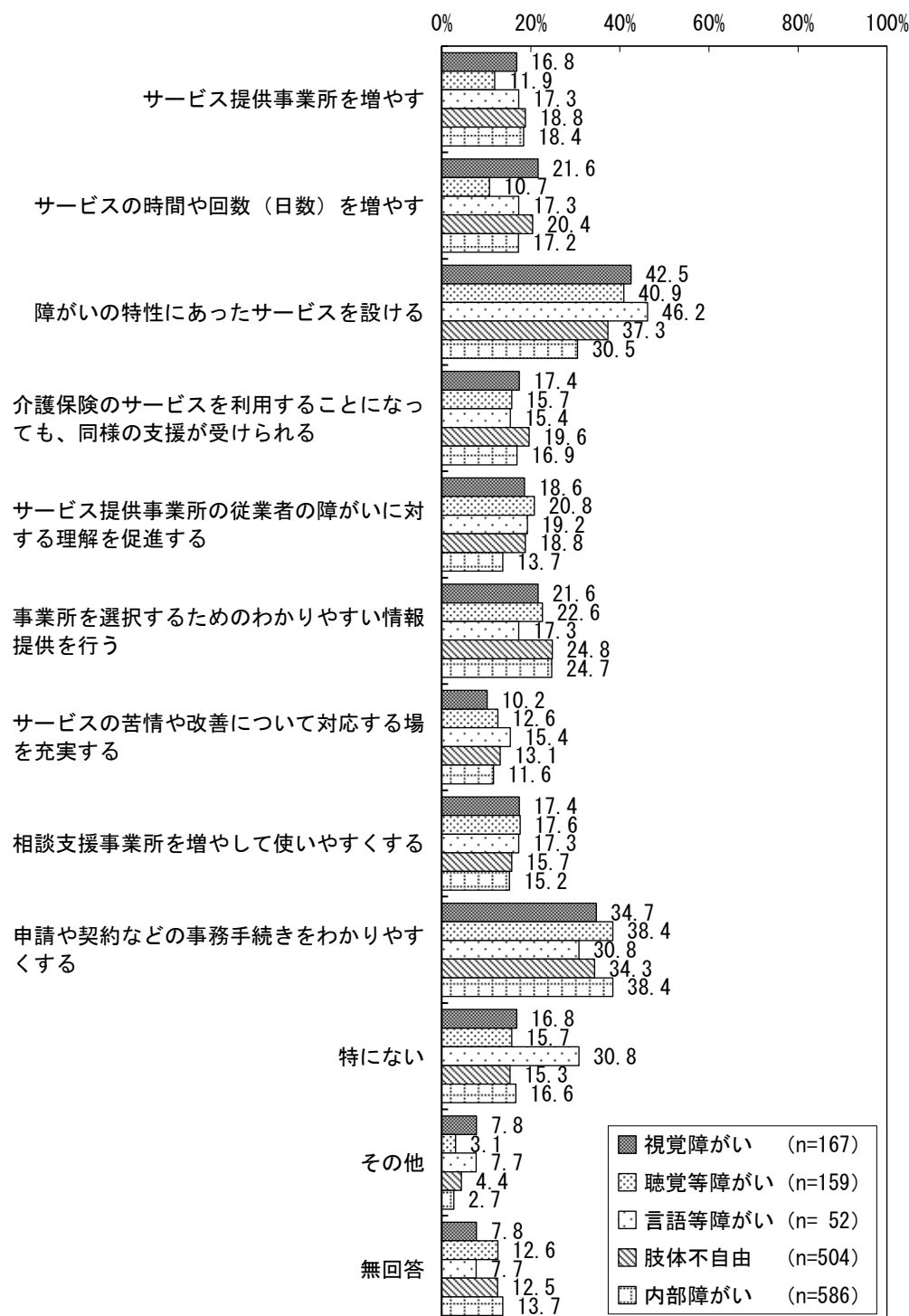
障がいのある人へのサービスをよりよいものにして生活を充実させるためには、身体に障がいのある人と指定難病患者では「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」、知的や精神に障がいのある人などでは「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高いなど、障がいの種類によって異なります。

図表2-35 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（複数回答可）



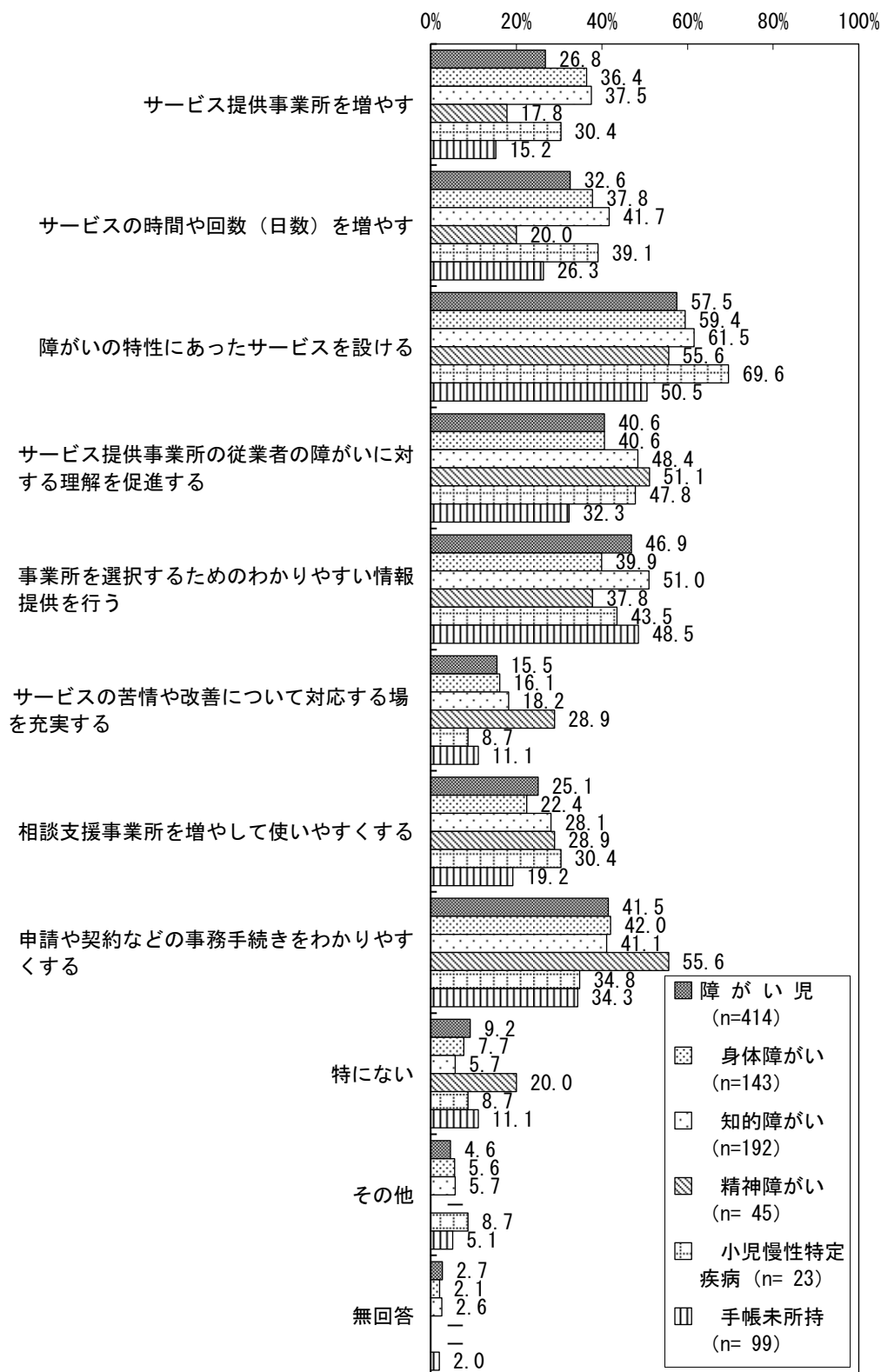
身体に障がいのある人の中では、内部障がいのある人以外は、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が4割前後を占めて最も高くなっています。

図表2-36 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童では、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高く、5割を超えています。

図表2-37 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（障がい児、複数回答可）

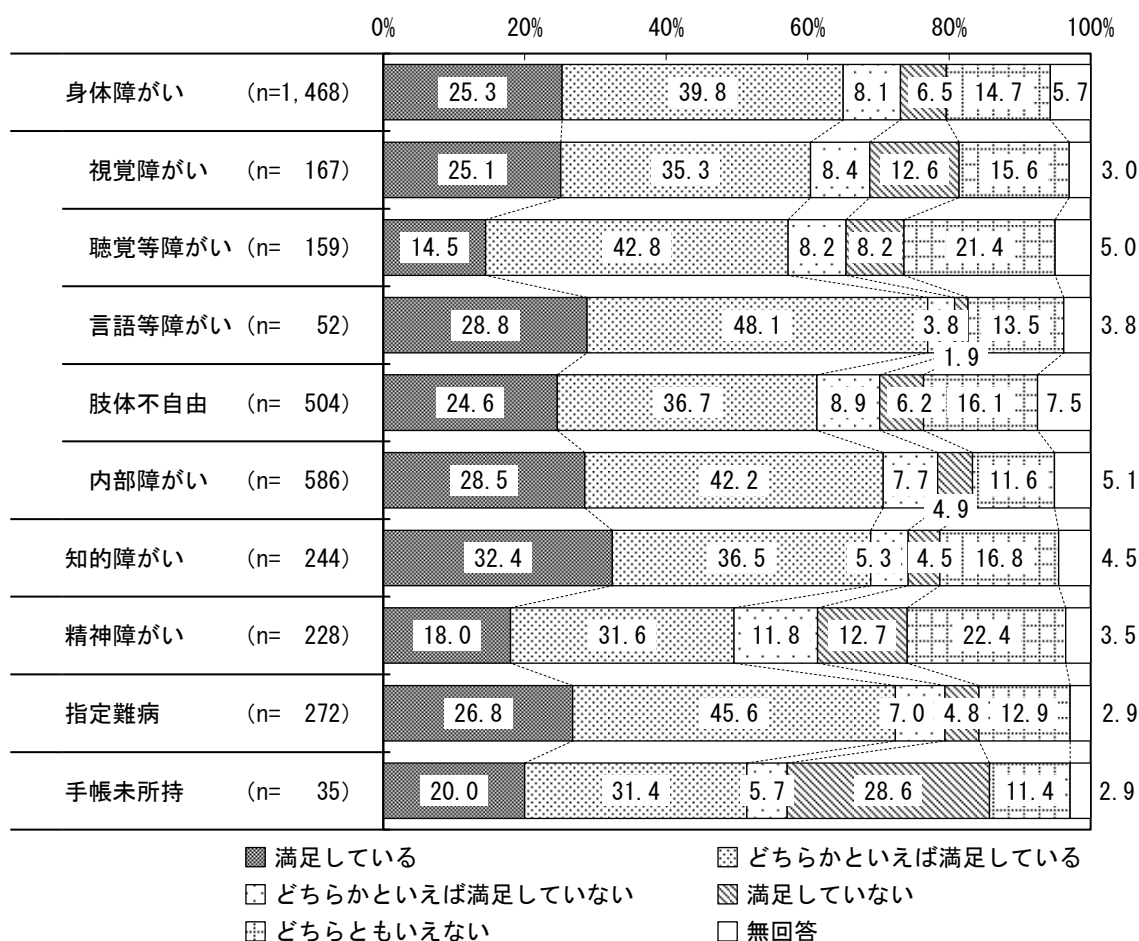


(5) 生活に対する満足感

現在の生活について、《満足》（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）は、精神に障がいのある人以外は5割を超えています。《不満》（「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計）も同様に、障がいの種類によって異なります。

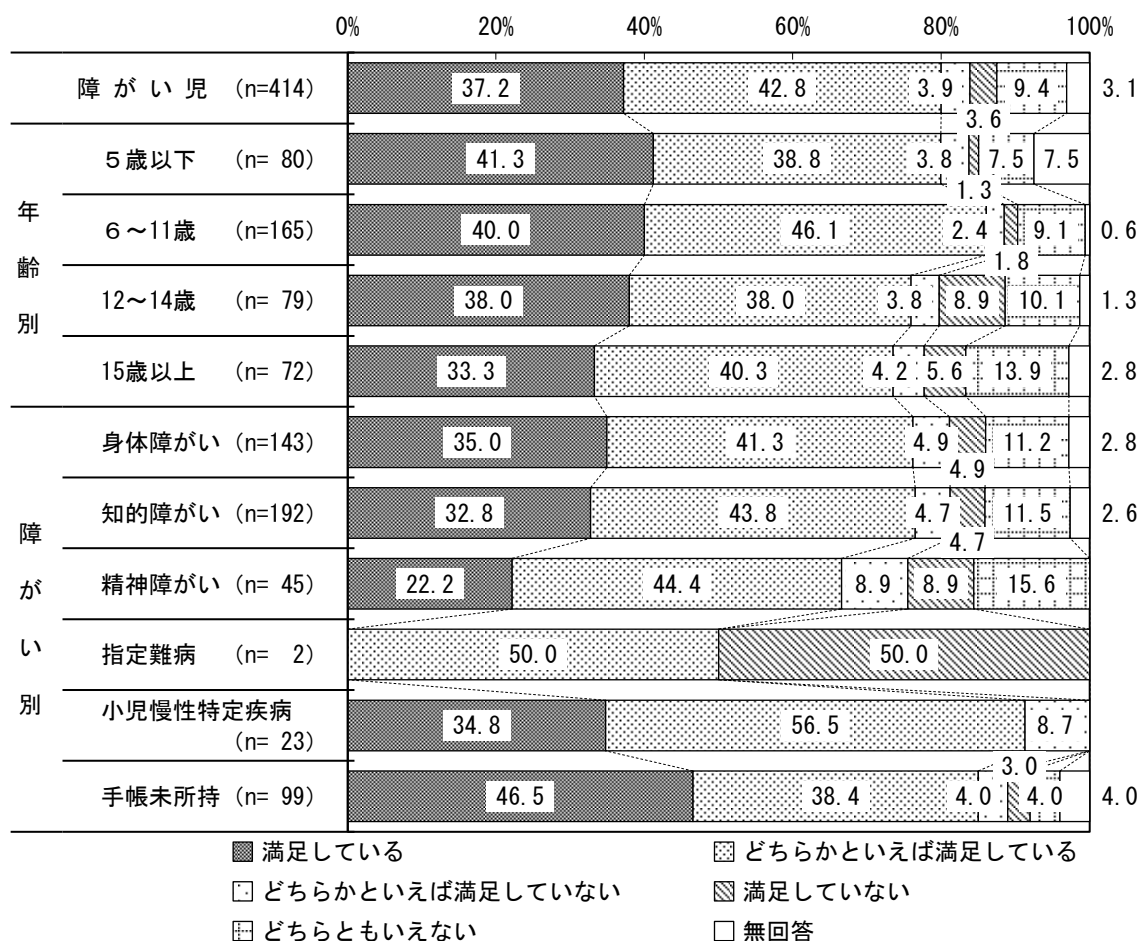
しかし、いずれも、《満足》は《不満》を大きく上回っています。ただし、《満足》が最も高い指定難病患者と最も低い精神に障がいのある人とでは20ポイント以上の差があります。

図表2-38 現在の生活への満足感



障がいのある児童では、《満足》が8割と非常に高い一方、《不満》は1割未満と低くなっています。

図表2-39 現在の生活への満足感（障がい児）



【これまでの障がい者関係団体等から主な意見】

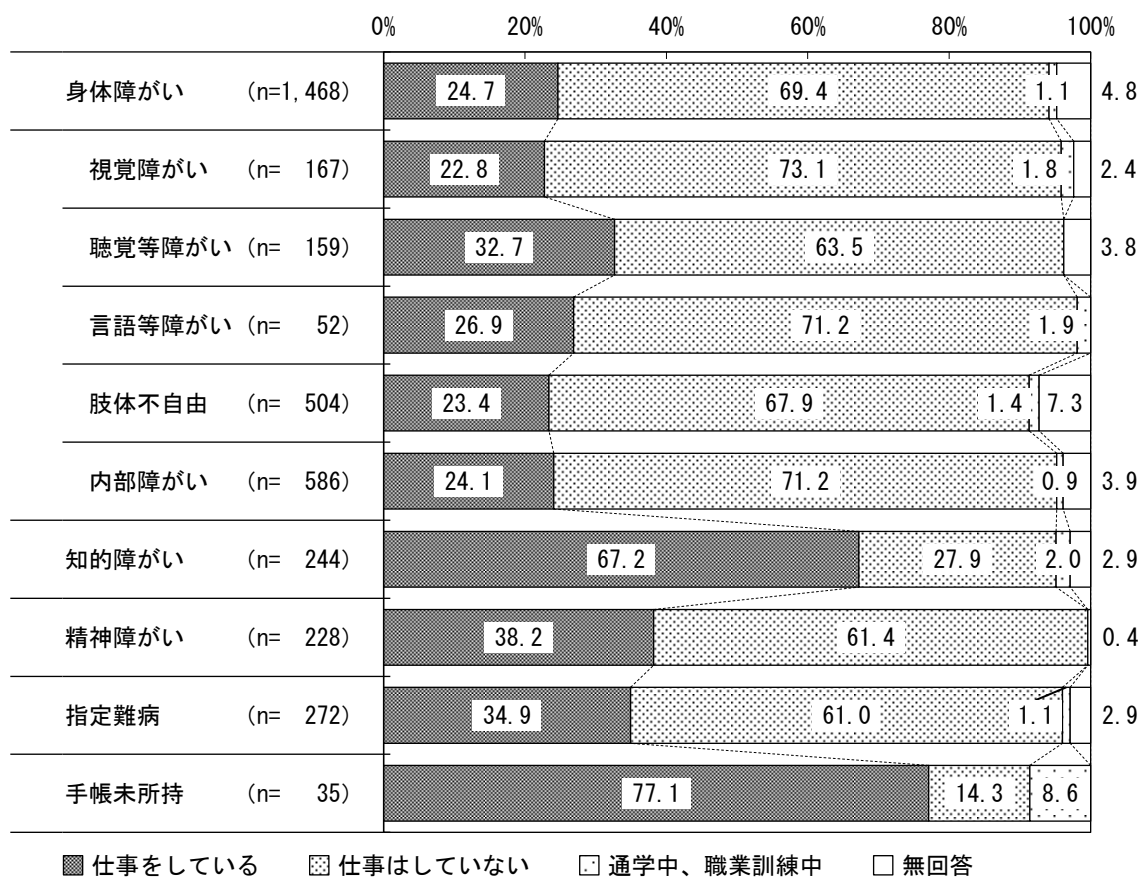
- ・18歳以上のサービスへの移行を円滑にするため、相談支援に切れ目なく対応していく必要がある。
- ・親なき後の支援について相談先がない。介護者の高齢化や親なき後の支援については、それぞれの障がいに共通する課題である。
- ・親なき後の対策として、日頃から将来の生活の場などを考え、いろいろな支援サービスとのかかわりをもっておくとよい。
- ・入所施設やグループホームなどでの生活のほか、自宅での生活の事例もあるので、これらの事例を示し、親なき後について検討できるように促していく必要がある。
- ・親なき後に備え、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、きちんと機能するためにコーディネーター等を配置していく必要がある。
- ・グループホームは整備が進められているが、重度の障がいがある人が安心して暮らせるところが少ない。
- ・重度の心身障がいや行動障がいのある人が利用できる施設が少ない。

3 障がいのある人が働きやすいまちづくりに向けて

(1) 就労状況

就労状況としては、福祉的就労を含め、仕事をしている障がいのある人は、知的障がいのある人では6割以上あるものの、身体や精神に障がいのある人、指定難病患者では4割を下回っています。

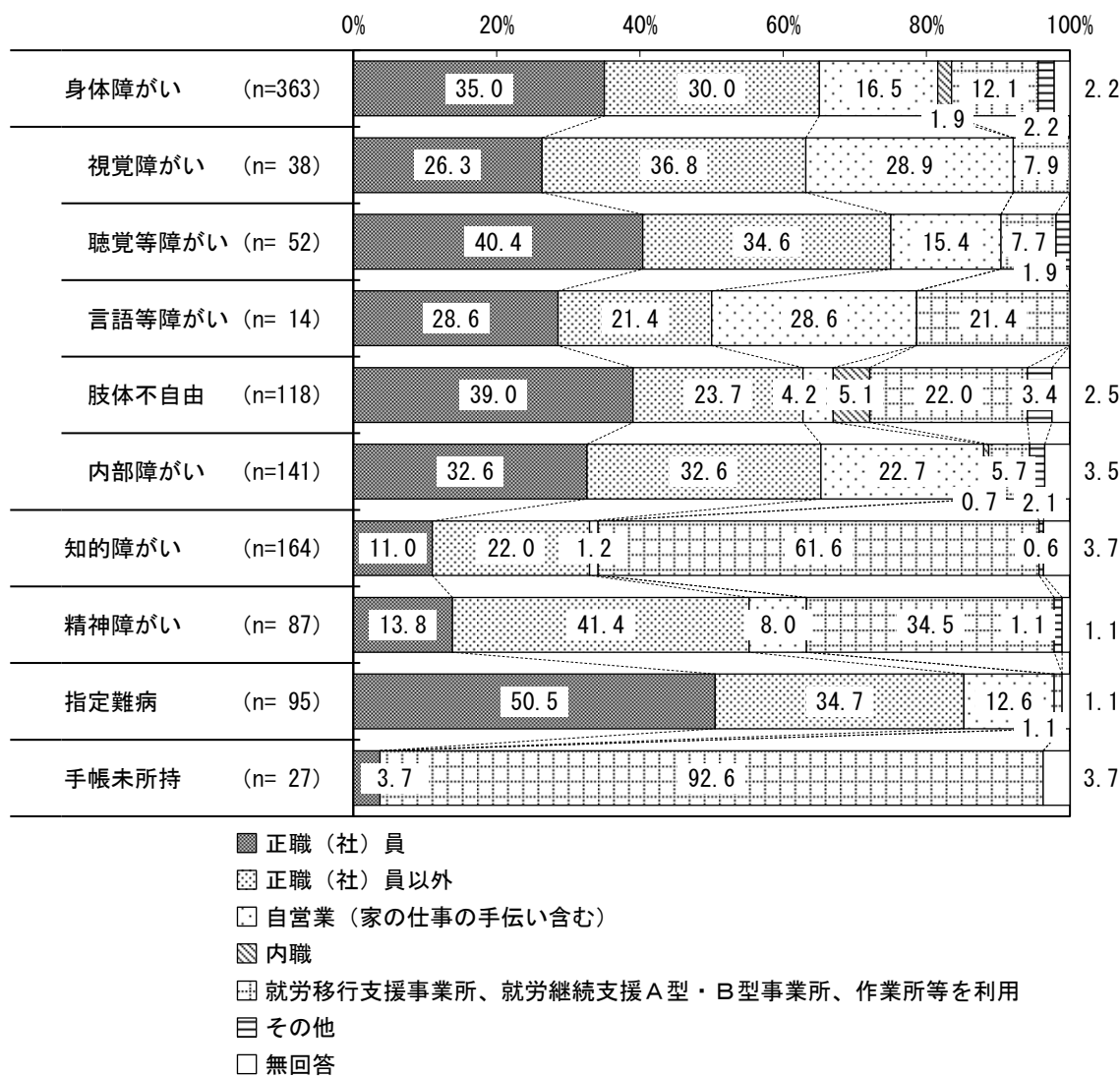
図表2-40 就労状況



(2) 就労形態

「仕事をしている」人の就労形態としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は《一般就労》(正規職(社)員、非正規職(社)員、自営等)が8割以上と高く、知的障がいのある人では《福祉的就労》(就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等の利用)が6割以上に及んでいます。

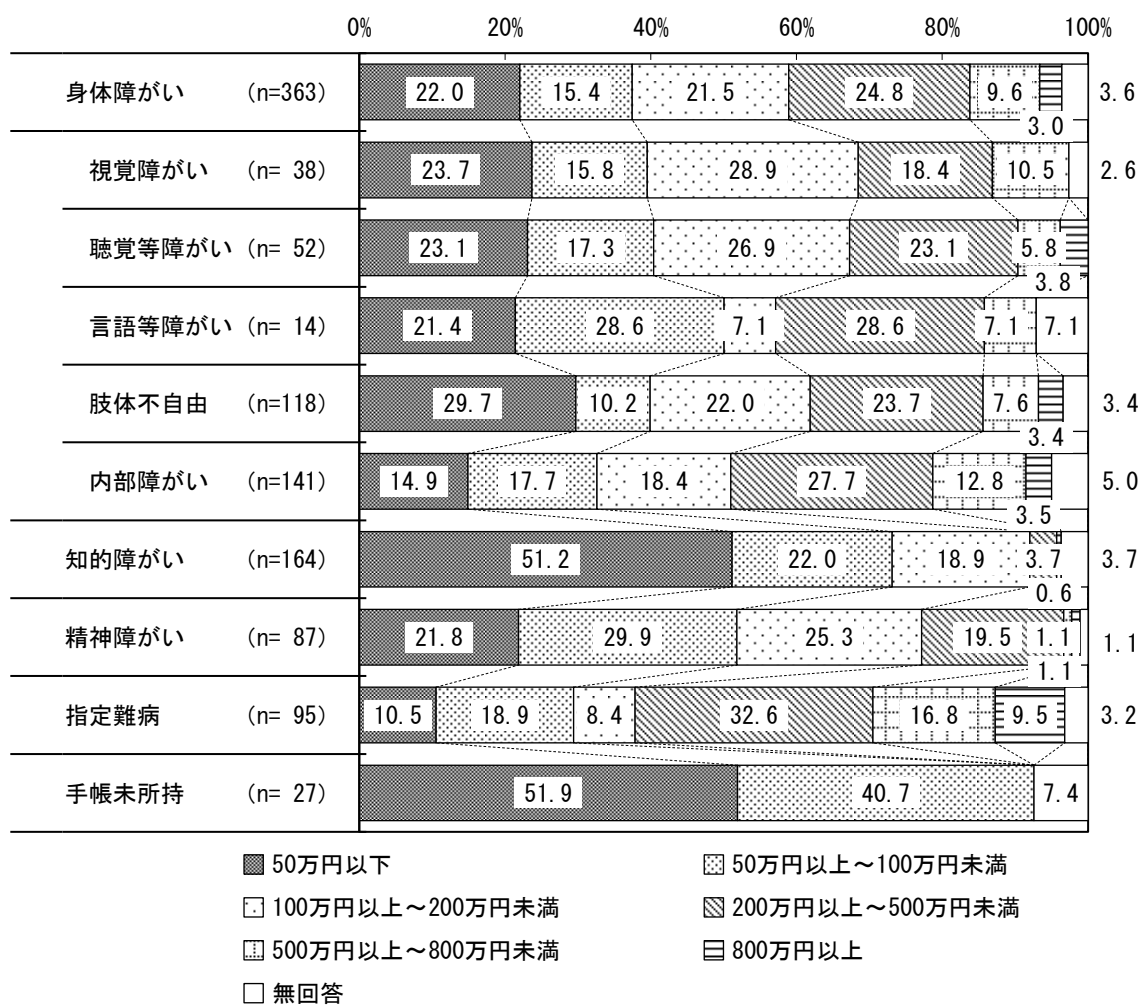
図表2-41 就労形態



(3) 就労による収入

「仕事をしている」人で年間収入が100万円以上ある人は、身体に障がいのある人や指定難病患者では5割以上ある一方、知的障がいのある人では3割以下となっています。

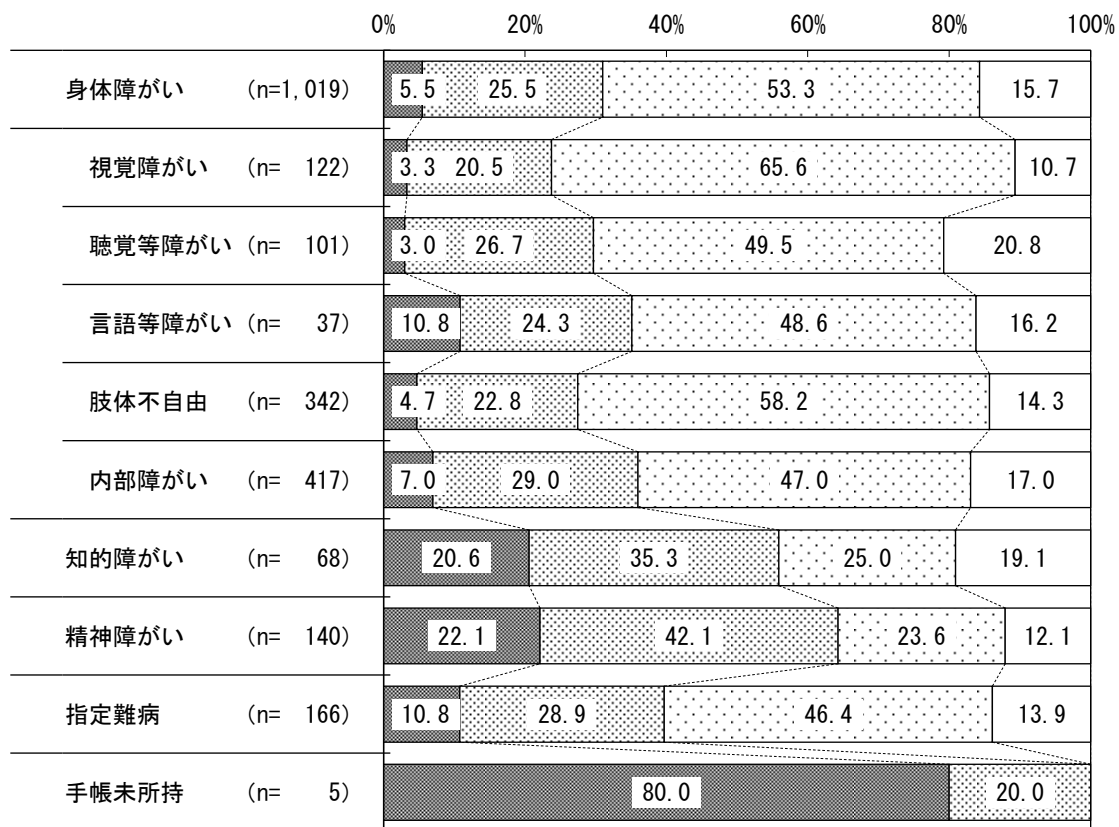
図表2-42 就労による年間収入



(4) 今後の就労意向

「仕事をしていない」人のうち、今後「働きたい」という人は、知的や精神に障がいのある人で2割程度あります。

図表2-43 今後の就労意向

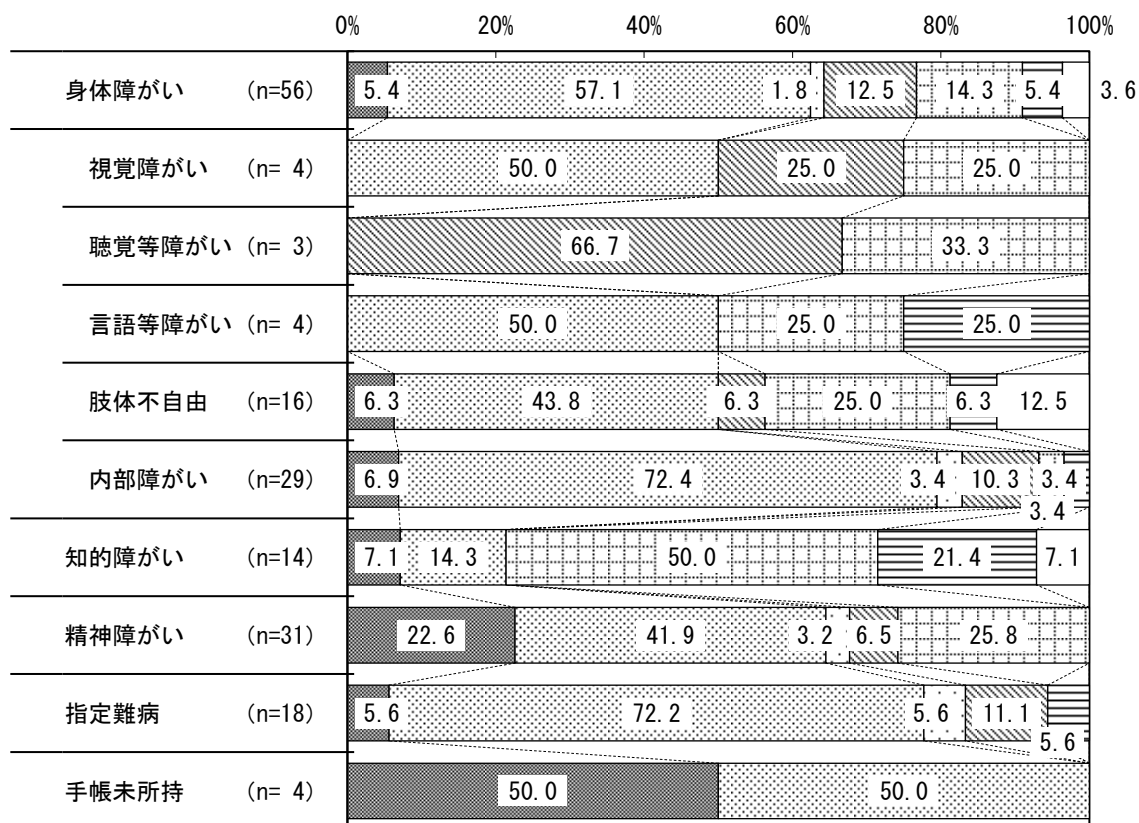


働きたい
 働きたいが自分の身体状況等を考えると難しい
 働くつもりはない、または、働く必要がない
 無回答

(5) 今後の就労形態の希望

「仕事をしていない」人で今後「働きたい」という人が希望する就労形態としては、知的障がいのある人は《福祉的就労》が5割と高く、それ以外では《一般就労》が高くなっています。なお、《一般就労》の中でも、フルタイムの「正職（社）員」よりもパートタイムや短時間ワークの「正職（社）員以外」の方が高い傾向にあります。

図表2-44 今後の就労意向

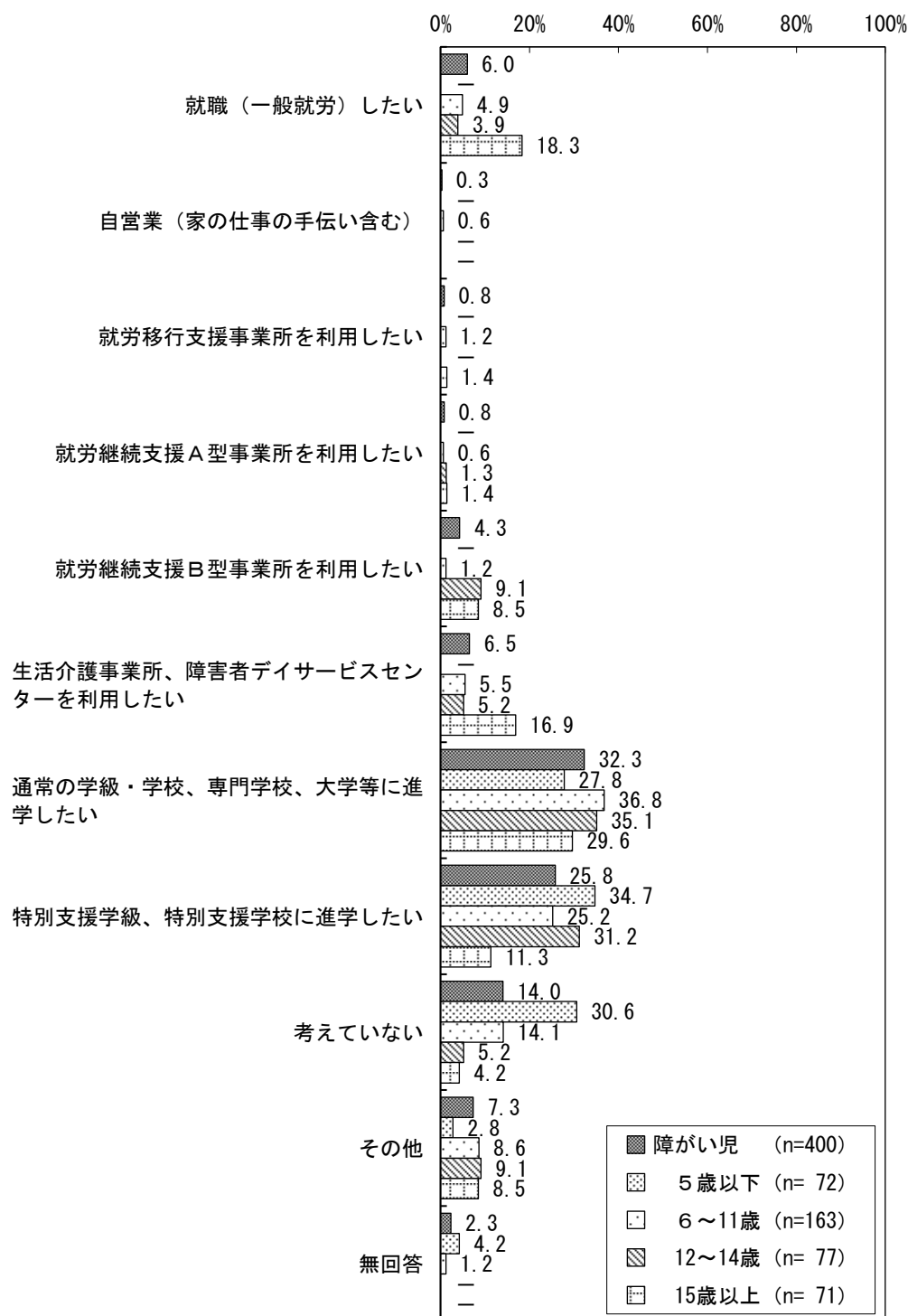


- 正職（社）員
- ▨ 正職（社）員以外
- 自営業（家の仕事の手伝い含む）
- ▩ 内職
- ▤ 就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等を利用
- ▥ その他
- 無回答

(6) 卒業後の進路希望

15歳以上の障がいのある児童の卒業後の進路希望は、「専門学校、大学等に進学」が約3割占めてもっとも高く、「就職（一般就労）」と「生活介護事業所、障害者デイサービスセンターを利用」は2割を下回っています。

図表2-45 卒業後の進路希望（障がい児）

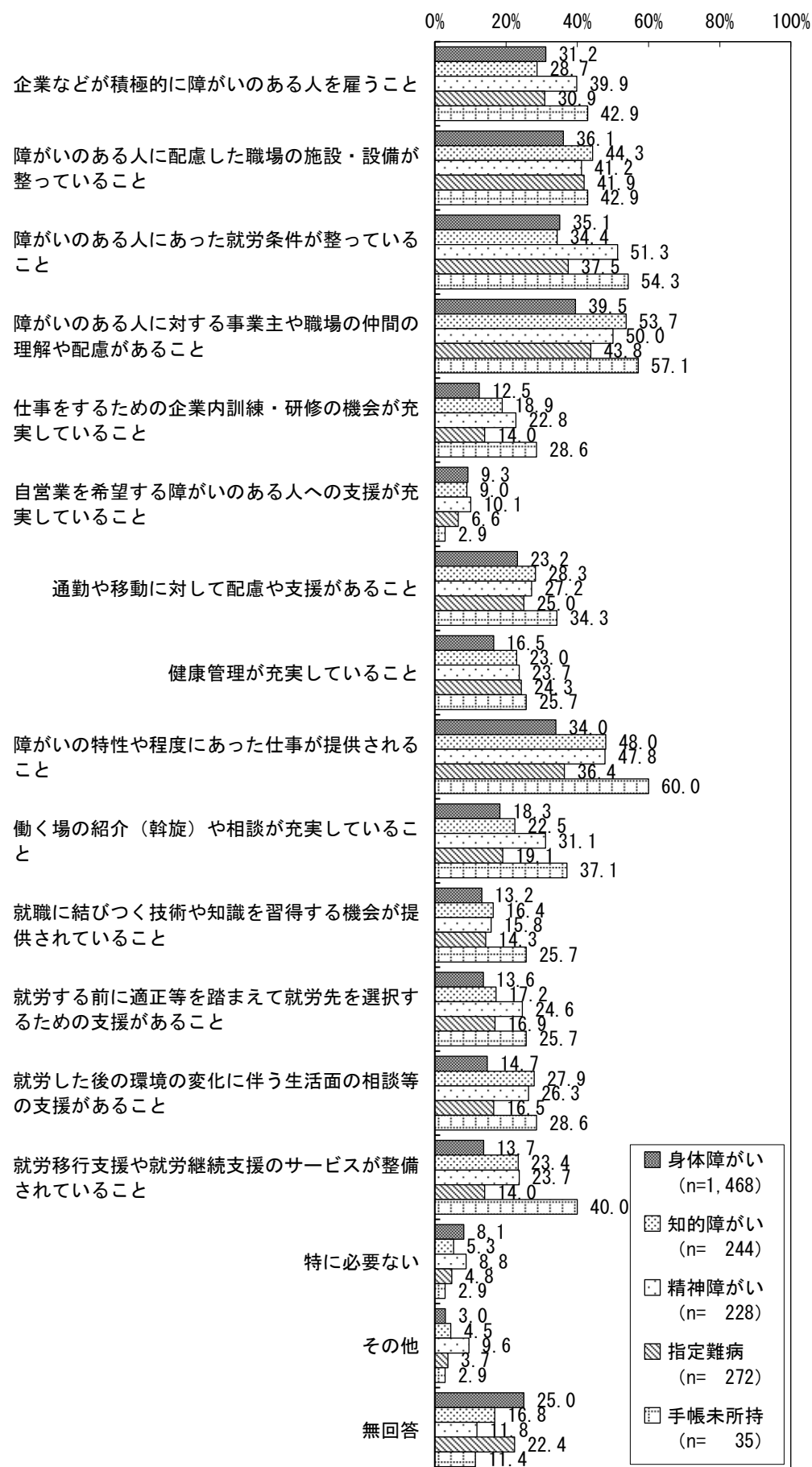


(7) 障がいのある人が働くためのニーズ

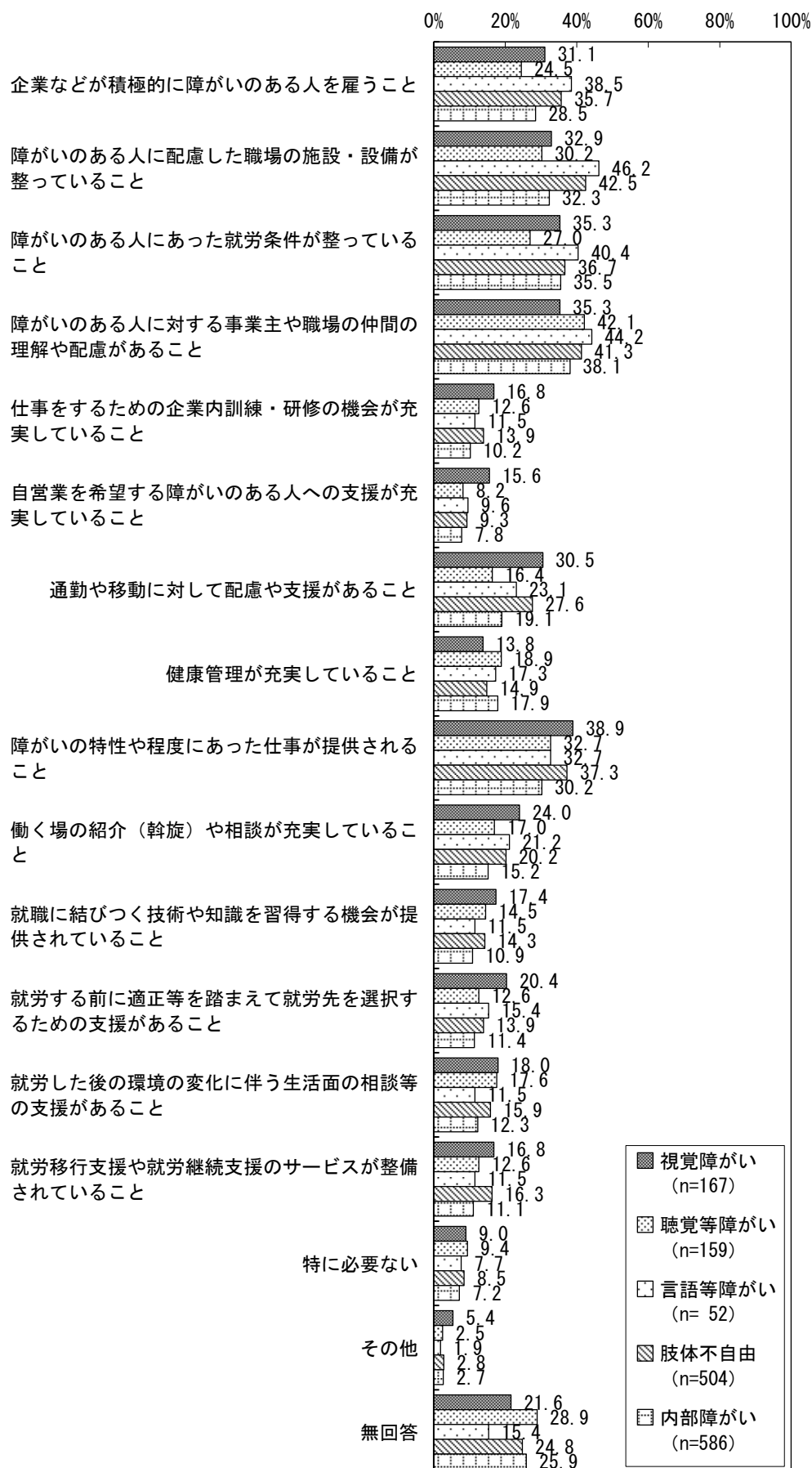
障がいのある人が働くために必要なこととしては、身体や知的障がいのある人と指定難病患者では「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と配慮があること」、精神に障がいのある人では「障がいのある人にあった就労条件が整っていること」が最も高く、障がいの種類によって異なります。(図表2-46)

身体に障がいのある人の中では、視覚障がいのある人で「障がいの特性や程度にあった仕事を提供されること」、言語等障がいのある人と肢体不自由者で「障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が最も高くなっています。(図表2-47)

図表2-46 働くために必要なこと（複数回答可）



図表2-47 働くために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】

- ・ 障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務となるが、合理的な解決（配慮）を促すのではなく、対話による解決（配慮）を促す必要がある。
- ・ 一般就労を促進、継続するためには、事業主と職場の理解が必要である。
- ・ 就労継続支援B型などでは、賃金が少ないため、製品等の購入についての啓発と市役所における優先調達を推進し、工賃の向上を図る必要がある。

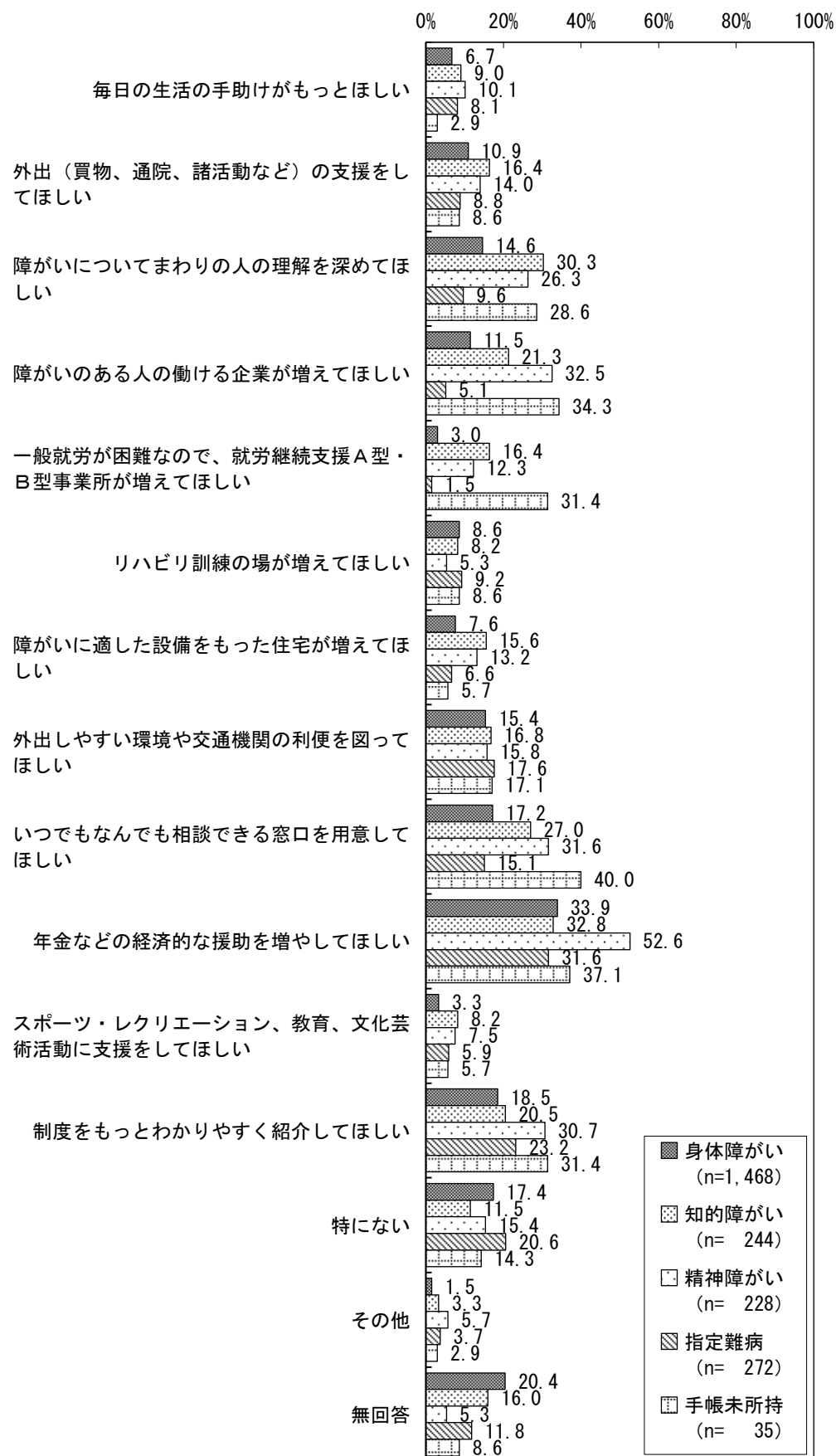
4 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて

障がいのある人が暮らしやすいまちにするために必要なこととしては、おおむね「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高く、精神に障がいのある人では5割を超えています。(図表2-48)

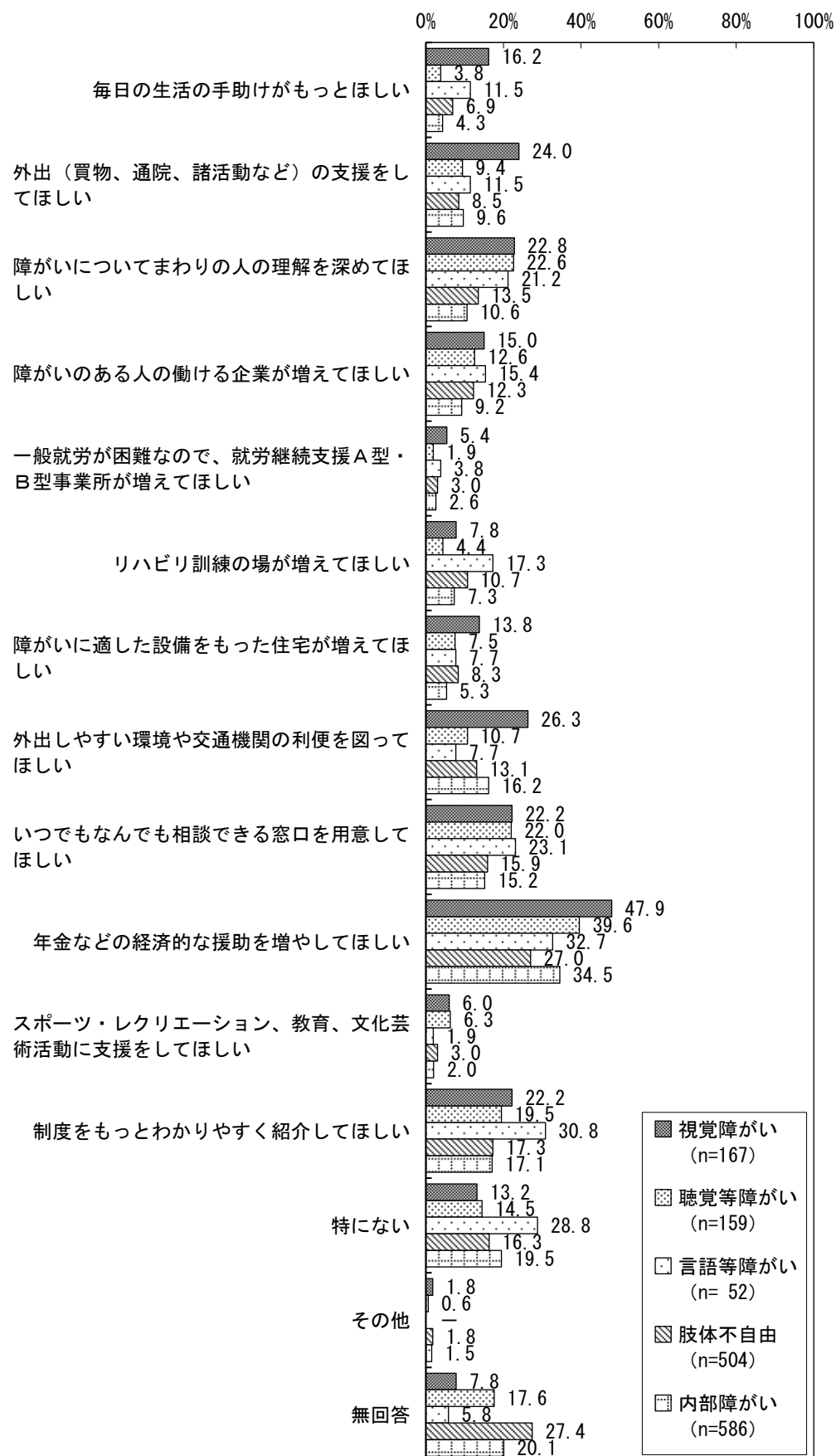
身体に障がいのある人の中でも、いずれも「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。(図表2-49)

障がいのある児童では、「障がいのある人の働ける企業が増えてほしい」が最も高く、「障がいについてまわりの人の理解を深めてほしい」とともに4割を超えています。(図表2-50)

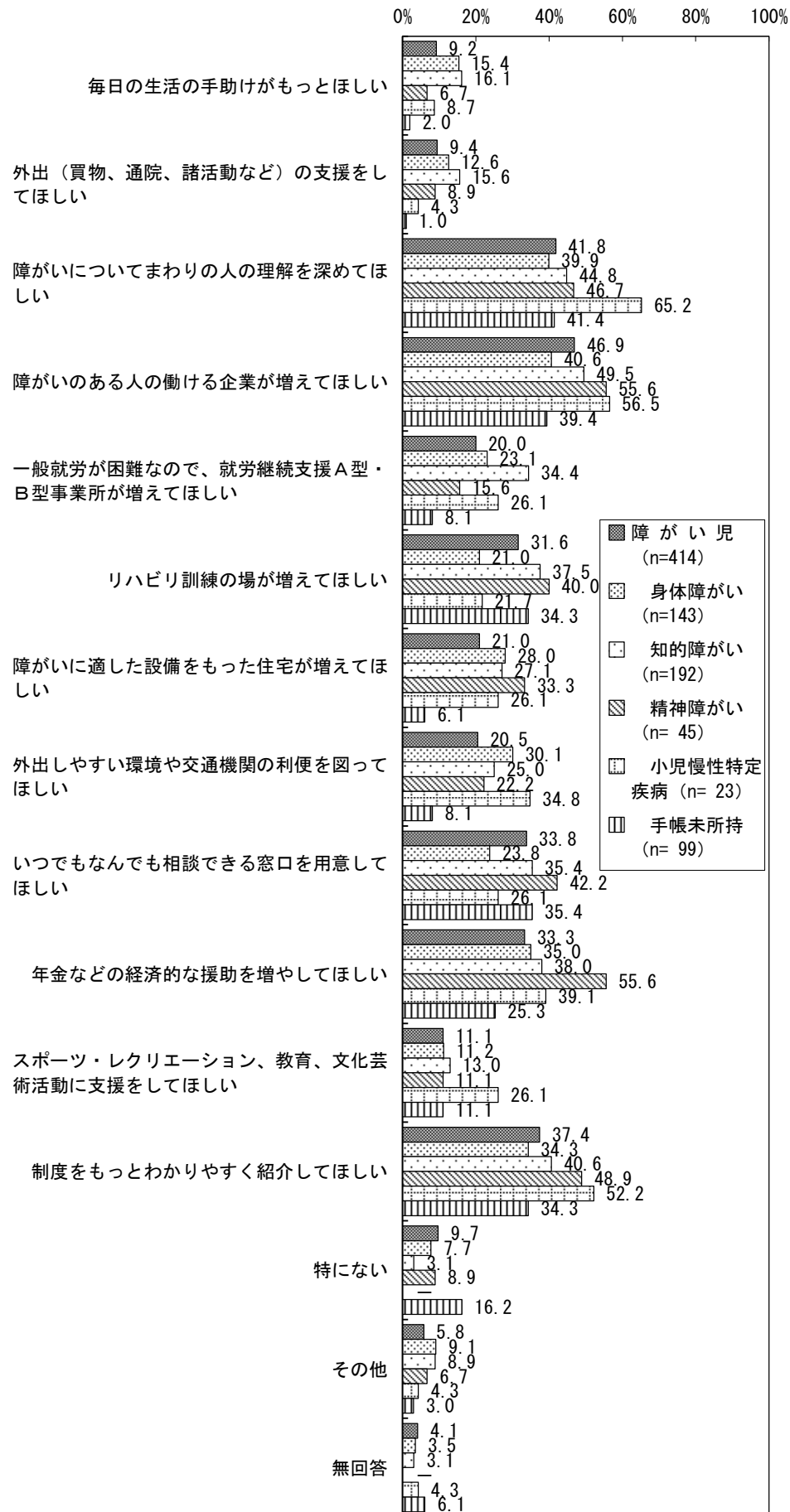
図表2-48 暮らしやすいまちにするために必要なこと（複数回答可）

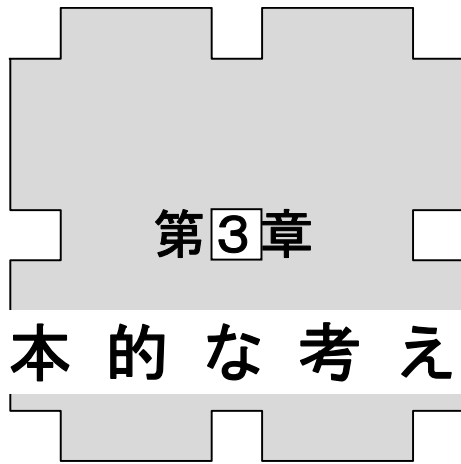


図表2-49 暮らしやすいまちにするために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



図表2-50 暮らしやすいまちにするために必要なこと（障がい児、複数回答可）





基本的な考え方

1 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす岐阜市において、市民一人ひとりがこのような理念を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる心豊かな地域社会を築くため、これまで、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられ、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の制定に至りました。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別され、偏見を持たれることがあり、関わらないようにしようとする意識を持たれることもあります。これらの多くは、障がいや障がいのある人に対する理解の不足から生じるものです。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、あらゆる社会的障壁を取り除く必要があります。また、障がいのある人にも障がいを理由とした心の壁があるとすれば、それを取り除く必要もあります。障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らすことは、心豊かな地域社会を形成する上で、とても大きな意味を持ちます。

岐阜市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第2次計画に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げて以降、これをもとに障がい者施策の推進を図ってきました。

この計画においても、これを継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす、心豊かな地域社会の形成をめざします。

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

「自立」の考え方について

「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するというだけでなく、自らの希望により他からの助けを受けて生活することも含むものと考えます。したがって、自助、互助、公助の3つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉えます。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではありません。

2 基本的視点

(1) 障がいのある人の権利の尊重

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、権利の侵害を防止する必要があります。また、活動を制限している社会的障壁の除去、すなわち、施設や移動、情報のバリアフリー化を推進するなど、環境整備を図る必要があります。

そのため、障害者権利条約や障害者基本法の理念を尊重し、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」のもと、障がいのある人を地域社会の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

(2) 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援

基本理念の実現に向けては、外見からはわかりにくい障がいなどの特有の事情を考慮する必要のあるものを含め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにより、障がいの特性に応じた支援を行う必要があります。また、障がいのある女性や児童などに対しては、複合的に困難な状況に置かれることに留意するとともに、意思表示が困難な障がいのある人に対しては、孤立化の防止等の支援を行う必要もあります。

そのため、障がいのある人の性別や年齢、障がいの特性、状態等、個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

(3) 障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が、生涯のあらゆる機会を通じて必要な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなどの各分野の施策を総合的に展開するとともに、切れ目のない支援を行う必要があります。また、多様な暮らし方、学び方、働き方等に応じ、可能な限り、障がいのある人自らの決定に基づき支援を受けられるよう、支援に関する情報の提供や相談、意思疎通支援等を行う必要があります。

そのため、障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、必要な連携を通じた総合的かつ継続的な障がい者施策の策定・推進を図ります。

3 第4次計画の評価

第4次計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、次のとおり、3つの基本目標ごとに指標を設定し、障がい者施策の推進を図りました。

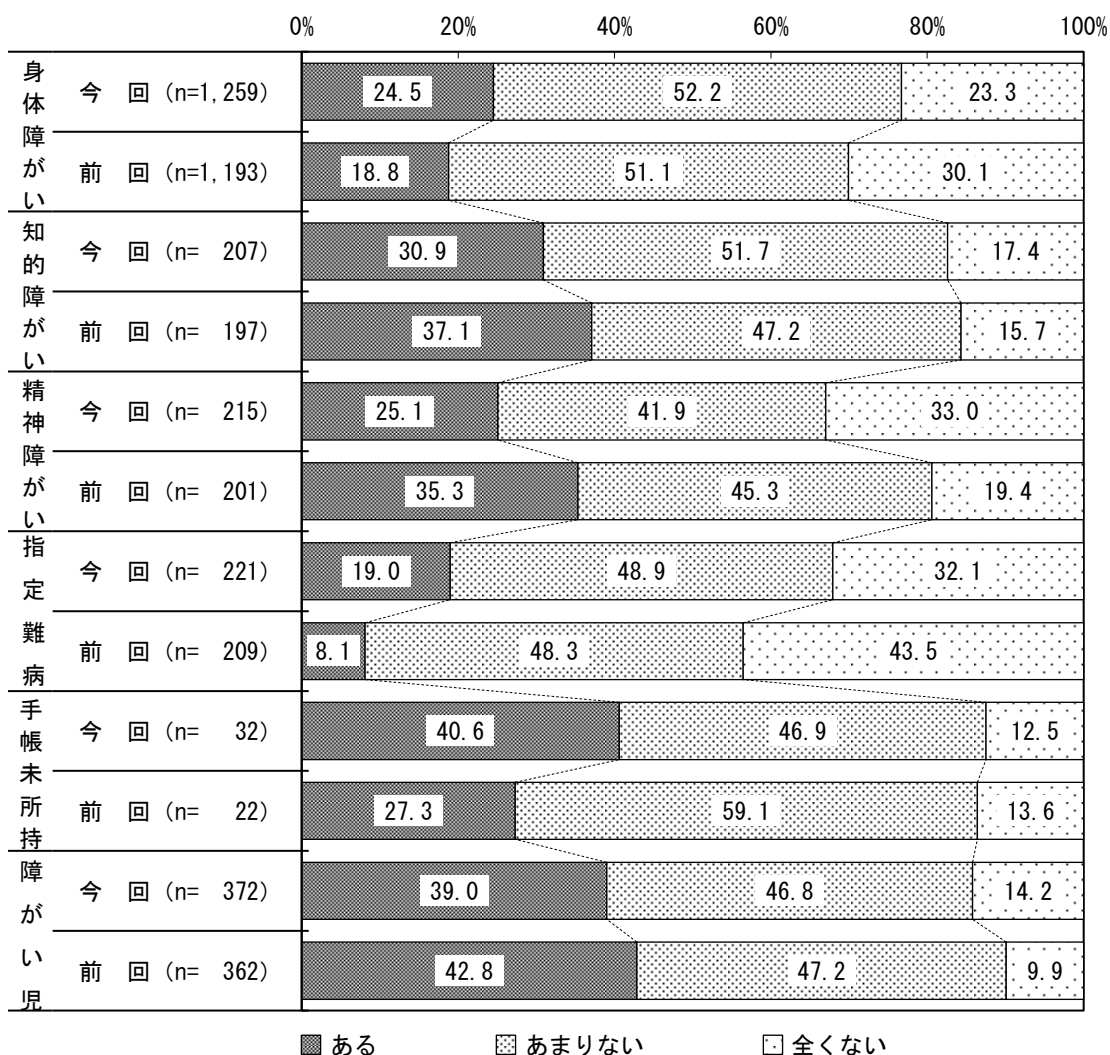
(1) 障がいのある人が参画するまちづくり

指 標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合※1	26.5%	27.2%	30.0%以上 (令和4年度)
配慮等好事例情報提供件数(累計)※2	—	11件	100件以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合。

※2 平成30年度から実施している障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数。

図表3-1 理解や配慮があり、よかったと感じた経験(前回(平成28年)調査との比較)



【評価】

1つ目の指標について、前回（平成28年度）の調査結果と比較すると、身体に障がいのある人と指定難病患者では、「ある」が上昇し、「全くない」が低下する一方、知的や精神に障がいのある人、障がいのある児童では、「ある」が低下し、「全くない」が上昇しているなど、それぞれにおいて状況が異なっています。（図表3-1）

2つ目の指標については、目標を大きく下回っています。障がい者配慮促進事業等における効率的な好事例の収集と効果的な情報提供を行うことが、1つ目の指標の向上に資する1つの方策と考えられます。

引き続き、障がいのある人への配慮の前提となる障がいについての理解の啓発に取り組むとともに、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行（事業者への合理的配慮の義務化）にあわせ、配慮の促進に一層取り組んでいく必要があります。なお、配慮の促進にあたっては、それぞれの障がいに応じた啓発について検討していくことも必要と考えられます。

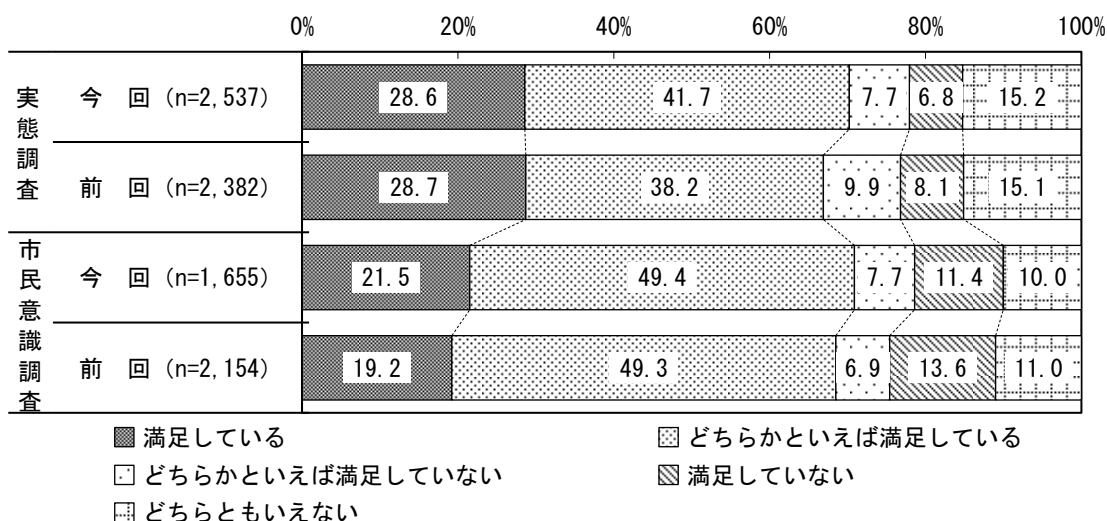
(2) 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

指 標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
生活に満足している障がいのある人の割合※1	66.9%	70.2%	70.9% (令和4年度市民意識調査結果)
地域に向けた啓発活動への参加者数(累計) ※2	—	14,746人	10,000人以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査(岐阜市)の結果と比較。

※2 平成28年度から実施している障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数。

図表3-2 生活に対する満足感の比較



※市民意識調査は、今回は令和4年5月に岐阜市民3,500人を対象(回収率48.0%)に、前回は平成28年11月に岐阜市民5,100人を対象(回収率42.5%)実施

【評価】

1つ目の指標について、前回(平成28年度)の調査結果から3ポイント程度上昇しており、令和4年度の市民意識調査結果と比較しても、ほとんど差がありません。

2つ目の指標については、令和4年度時点で目標を上回る進捗状況です。

実態調査結果をみると、障がいのある人がより暮らしやすくするためには、経済的な支援が最も高くなっています(64頁参照)。働いている障がいのある人の年間収入も十分ではなく(56頁参照)、働きたいと考えている障がいのある人も少なくありません(57頁参照)。こうした就労に関するもののほか、障がいのある人がより暮らしやすくするために、障がいについての周囲の理解を深めていくことなども求められています(64~67頁参照)。したがって、3つの基本目標の実現に向けた取り組み

を有機的に展開することにより、相乗効果が期待できると考えられます。

引き続き、それぞれの障がいに応じた住みやすく、生活しやすい環境づくりに取り組み、障がいのある人の生活の質の向上を図っていく必要があります。

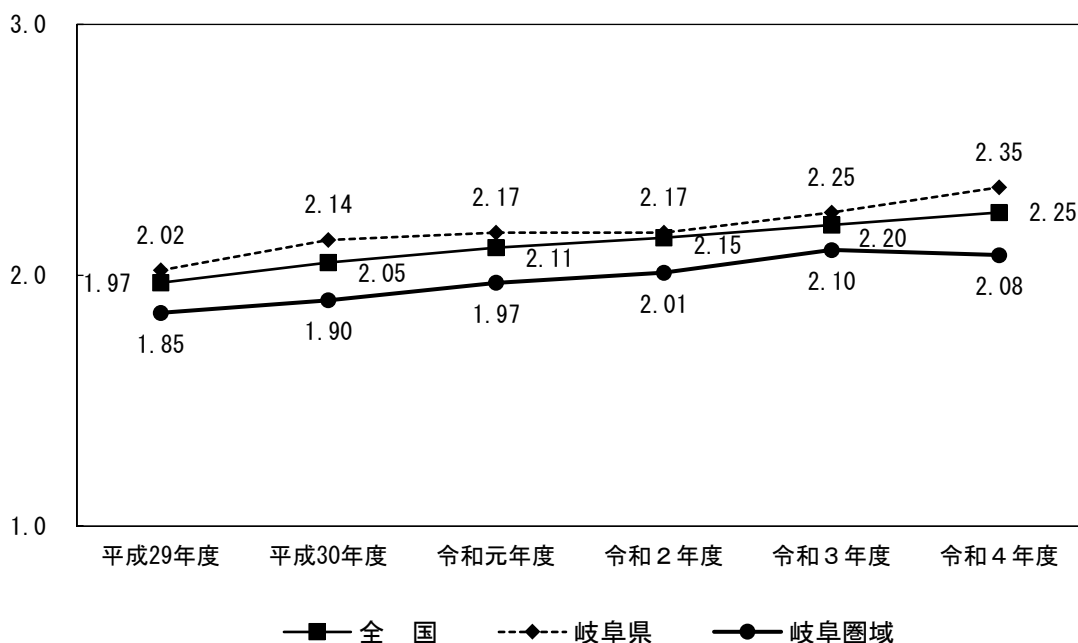
(3) 障がいのある人が働きやすいまちづくり

指 標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
障害者雇用率※1	1.8%	2.1%	2.3%以上
平均工賃(月額)※2	A型：66,464円 B型：12,099円	A型：73,378円 B型：17,718円 (令和3年度)	A型：81,645円 B型：16,507円 (令和3年度全国平均)

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率。

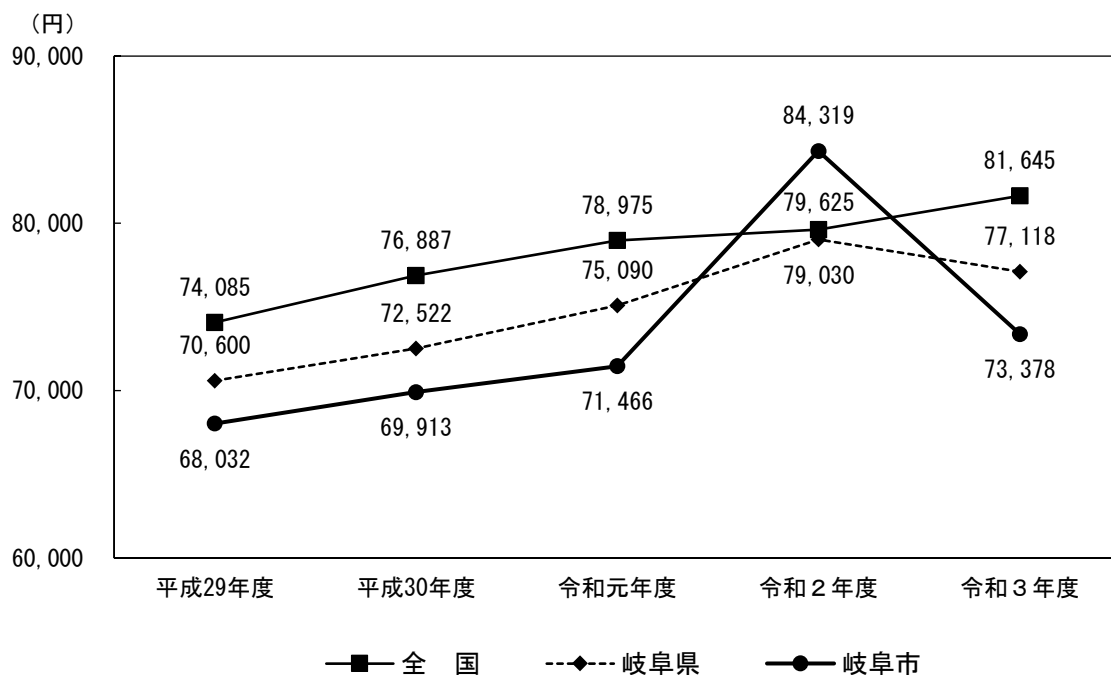
※2 就労継続支援A型・B型事業所における平均工賃の月額で、全国平均（参考（平成27年度）A型：67,795円 B型：15,033円）と比較。

図表3-3 障害者雇用率の推移（各年6月1日現在）



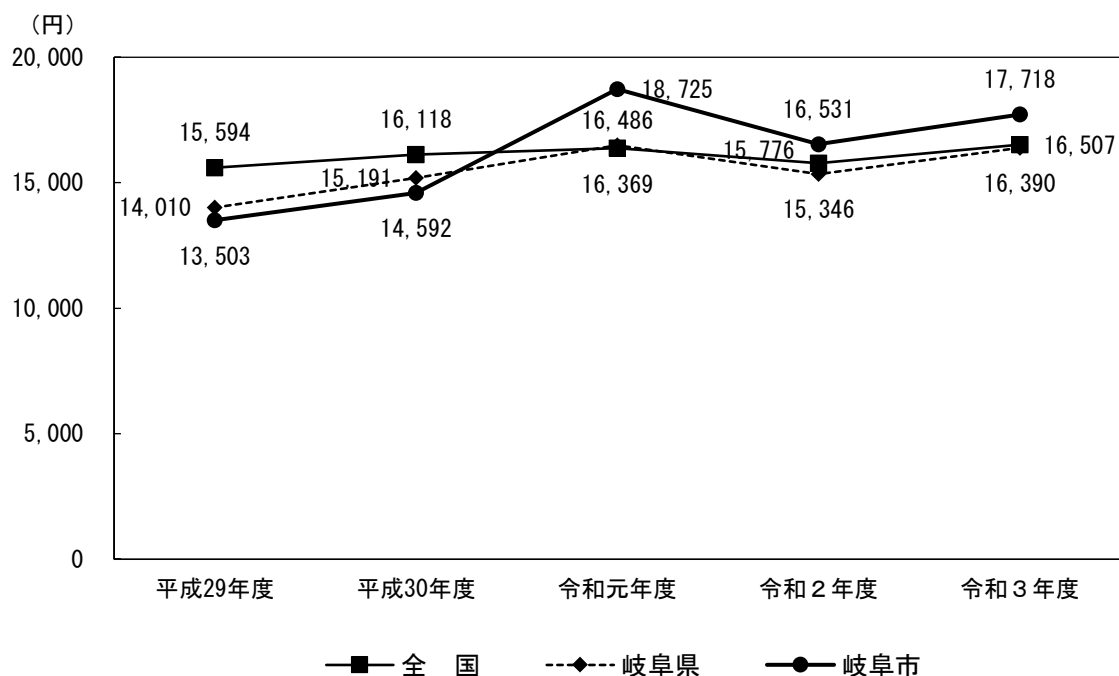
資料：岐阜公共職業安定所

図表3-4 就労継続支援A型事業所における平均工賃（月額）の推移



資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

図表3-5 就労継続支援B型事業所における平均工賃（月額）の推移



資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

【評価】

2つの指標とも、向上はみられますが、達成が見込まれるのは就労継続支援B型の平均工賃のみとなっています。

実態調査結果をみると、障がいのある人が働くためには、障がいについての事業主や職場の理解と配慮が特に求められています（60～62頁参照）。

令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者に対しても「合理的配慮」が求められることとなります。一般就労への移行の推進も含め、民間企業等への障がいについての理解の啓発を一層推進していくことにより、障がいの有無にかかわらず、ともに働くことのできる、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。また、引き続き、障がい者就労施設等でつくられる製品等の販売を促進することにより、工賃の向上を図っていくことも必要です。

4 基本目標

この計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第2章）や第4次計画の評価を踏まえ、次の3つの基本目標を継続し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

(1) 障がいのある人が参画するまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及を図りつつ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組みます。

また、生涯を通じて障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいのある児童生徒の教育や療育の段階からの支援の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術活動などの社会活動への参加を促進します。

さらに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合※1	27.2%	30%以上
配慮等好事例情報提供件数（累計）※2	11件（第4次累計）	100件以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合で、設問を設定した令和4年度の実態調査結果からの向上をめざします。

※2 障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数で、令和11年度までに累計100件以上をめざします。

(2) 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、生活の場を自ら選択、決定するとともに、そこでの生活を継続していく必要があります。

そのため、相談支援体制の充実や障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、適切な対応に努めます。

また、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。なお、身近な地域におけるこれらの取り組みを円滑にするため、地域における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
生活に満足している障がいのある人の割合※1	70.2%	市民意識調査における生活に満足している人の割合と同程度以上
地域に向けた啓発活動への参加者数（累計）※2	14,746人 （第4次累計）	20,000人以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）の結果を上回ることをめざします。

※2 障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数で、令和11年度までの6年間で累計20,000人以上をめざします。

(3) 障がいのある人が働きやすいまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるためには、就労が重要となります。

そのため、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保や工賃の向上などによる就労定着に取り組みます。なお、障がいのある人の一般就労を円滑にするため、職場における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めるなど、雇用機会の拡大や働き方の多様化、職場環境の改善を図ります。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
障害者雇用率※1	2.1%	法定雇用率以上
平均工賃(月額)※2	A型：73,378円 B型：17,718円 (令和3年度)	全国平均以上

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率で、法定雇用率（令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%の予定）の達成をめざします。

※2 就労継続支援A型・B型事業所における平均工賃の月額で、全国平均以上をめざします。

5 施策体系

3つの基本目標のもと、次の8つの施策分野ごとに20の施策とその基本方針（第4章）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策分野	施策	
誰もが自立してともに暮らしすまちをめぐして	I 障がいのある人が参画するまちづくり	1 理解の啓発と差別の解消	施策1 理解の啓発と配慮の促進	
			施策2 差別の解消と虐待防止の推進	
		2 教育・療育の充実	施策3 学校教育の充実	
			施策4 療育の充実	
		3 スポーツ、文化芸術活動の推進	施策5 スポーツの推進	
			施策6 文化芸術活動の推進	
		4 ユニバーサルデザインの推進	施策7 施設の利用に関するバリアフリー化の推進	
			施策8 移動に関するバリアフリー化の推進	
			施策9 情報に関するバリアフリー化の推進	
		II 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	5 生活支援の充実	施策10 相談支援の充実
				施策11 在宅を中心としたサービスの充実
				施策12 重度化・高齢化等への対策
	施策13 住まいの確保と充実			
	6 保健・医療の提供		施策14 保健サービスの充実	
			施策15 医療サービスの充実	
	7 安全・安心な地域づくり		施策16 防災・防犯対策の推進	
		施策17 地域・ボランティア活動の推進		
	III 障がいのある人が働きやすいまちづくり	8 雇用・就労の促進	施策18 一般就労の促進	
			施策19 福祉的就労の充実	
			施策20 就労定着への対策	



第4章

施策の基本方針

I 障がいのある人が参画するまちづくり

1 理解の啓発と差別の解消

施策1 理解の啓発と配慮の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について、広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

内部障がい、難病、発達障がい、統合失調症や高次脳機能障がい等の精神障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、広く市民に啓発していく必要があります。特に、高次脳機能障がいは、交通事故や脳梗塞などにより脳に損傷を受け、その後遺症により記憶障がいや注意障がい、行動障がいを伴うもので、後遺症によるものであることから、障がいの早期発見が困難な状況にあります。日常生活や社会生活をおくることが困難で、精神障害者保健福祉手帳等を取得し、必要な支援を受ける人もいます。

岐阜市では、ホームページや広報ぎふ、パンフレットなどを通じて、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるとともに、岐阜市発の白杖SOSシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の促進を図っています。また、障がい者関係団体と連携して12月3日から9日までの「障害者週間」や4月2日の「世界自閉症啓発デー」にあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解とともに、交流の促進にも取り組んでいます。

しかし、障がいや障がいのある人に対する理解がいまだに十分でないことから、令和4年に「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を制定、施行しました。今後、障がい者関係団体と連携し、この条例の普及に努めるとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の一層の啓発に取り組む必要があります。

また、障がいのある人に対する配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間企業等に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしにかかわらず、広く障がいのある人に対する適切な配慮があれば、障がいのある人は、地域社会において、ともに活動することができます。

そのため、岐阜市では、平成30年から「インクルーシブアドバイザー」を養成し、派

遣するとともに、学校や地域活動団体、民間企業等における障がいのある人への配慮の好事例の周知に取り組んでいます。「インクルーシブアドバイザー」は、学校や地域活動団体、民間企業等が障がいのある人とともに活動に取り組む際に、必要となる配慮について助言等の求めに応じて派遣するもので、内閣府が発行している「障害者白書」の令和元年版に紹介されるなど、一定の評価を得ました。令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正の施行にあたり、「インクルーシブアドバイザー」の活動機会を拡大するなど、活用の促進を図っていく必要があります。

したがって、障がいや障がいのある人に対する理解を深めつつ、配慮の好事例を周知するとともに、「インクルーシブアドバイザー」制度を拡充し、障がいのある人に対する適切な配慮の一層の促進を図っていく必要があります。

《基本方針》

- 「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者関係団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。
- 白杖SOSシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、配慮の好事例の周知や「インクルーシブアドバイザー」の活用の拡大等により、障がいのある人への配慮の一層の促進を図ります。

施策2 差別の解消と虐待防止の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、障がいのある人の人権に関する啓発に努めるなど、虐待の防止と早期発見に取り組んでいます。

また、「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」（以下「岐阜市職員対応要綱」といいます。）を整備するとともに、「障がいのある人への対応事例集」等を作成し、市職員に対する研修を実施して周知を図っています。障がいのある人やその家族等からの相談等には、障がい福祉課と地域保健課に相談窓口を設置し、対応しています。さらに、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を踏まえ、広く障がいを理由とした差別等に関する相談に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。

しかし、いまだに障がいを理由とした差別や偏見を感じる障がいのある人がいることから、引き続き、障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、岐阜市職員対応要綱を踏まえ、必要に応じて、岐阜県障がい者差別解消支援センターなど関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等からの相談等に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるなど、差別の解消を推進する必要があります。

また、障がいのある人の人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、岐阜県障害者権利擁護センターや岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図るなど、虐待防止を推進する必要があります。

《基本方針》

- 障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」などに基づき、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に努めるなど、障がいのある人に対する差別の解消の推進に取り組みます。
- 障がいのある人の権利や財産を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図ります。

2 教育・療育の充実

施策3 学校教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育の推進が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

岐阜市では、福祉教育を推進し、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある児童生徒が学校生活をおくる上で必要な施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図っています。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るとともに、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における適切な教育の提供に努めています。さらに、卒業後の進学、就職に向けた適切な進路指導の充実に努めるとともに、できる限り成人に至るまでの一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携して作成した成長の過程や支援の内容に関する情報を記録するサポートブックの活用の促進を図っています。

引き続き、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を一層深めるとともに、学校施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図る必要があります。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいに応じた適切な教育の提供に努める必要があります。

《基本方針》

- 福祉教育や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育の推進に努めます。
- 教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。

施策4 療育の充実

発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

岐阜市では、岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）において、0歳から成人前までの子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応し、一人ひとりの特性や発達段階に応じた継続的な支援に取り組んでいます。乳幼児期においては、乳幼児健康診査や保育所（園）、認定子ども園、幼稚園等における保育、教育を通じて、発達の遅れや障がいなどの早期発見に努め、幼児支援教室などにおいて早期対応を図ることにより、就学への円滑な移行に取り組んでいます。発達支援が必要な児童に対しては、恵光学園やみやこ園、ポッポの家などの児童発達支援センターと連携し、適切な相談や支援に取り組んでいます。

今後は、地域の核となる児童発達支援センターのあり方を再構築するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における発達支援の質の向上に努めます。また、岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実に努め、就学への円滑な移行や就学後の教育の充実に取り組むなど、福祉と教育の連携を図るとともに、岐阜県発達障害者支援センターと連携し、発達に遅れや障がいのある児童に対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援については、引き続き、福祉と教育のほか、保健・医療等との連携を図って取り組む必要があります。

《基本方針》

- 切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援センターを核に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における発達支援の質の向上に努めるとともに、福祉と教育、保健・医療等との連携を図り、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援などに取り組みます。
- 岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実に努めるとともに、岐阜県発達障害者支援センターと連携し、発達障がいや発達に遅れのある児童の総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

3 スポーツ、文化芸術活動の推進

施策5 スポーツの推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、スポーツを通じた社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携し、障がい者スポーツの推進に取り組むほか、障がい者スポーツの体験イベントを実施するなど、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じて障がいのある人とない人とが交流する環境づくりに取り組んでいます。

平成24年には、ぎふ清流国体（第67回国民体育大会）・ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）が開催されました。こうした全国規模の大会に加え、オリンピック・パラリンピックや聴覚障がいのある人のデフリンピック、知的障がいのある人のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

引き続き、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障がい者スポーツをより一層推進し、障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図る環境づくりに取り組むとともに、障がい者スポーツを通じて障がいのある人とない人との交流を促すなど、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

《基本方針》

- 障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

施策6 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、文化芸術活動を通じて社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい者関係団体などと連携し、12月3日から9日までの「障害者週間」にあわせて「オンリーワンわたしたちの芸術祭」（以下「障がい者芸術祭」といいます。）を開催するとともに、特別支援学級や特別支援学校による「ふれあい教育展」を開催するなど、障がいのある人が文化芸術に親しむ環境づくりに取り組み、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。また、生涯学習「長良川大学」などの実施により、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進しています。

「知の拠点」となる中央図書館や「絆の拠点」となる市民活動交流センター、「文化の拠点」となる展示ギャラリーなどからなる「みんなの森 ぎふメディアコスモス」においては、障がいのある人をはじめ、多くの市民に利用され、親しまれています。特に、中央図書館においては、障がいのある人の読書環境の整備にも取り組んでいます。

引き続き、障がい者芸術祭の開催や生涯学習「長良川大学」における文化芸術活動に関する講座情報の提供などにより、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

《基本方針》

- 障がい者芸術祭や生涯学習「長良川大学」を実施するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、読書を含む生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

4 ユニバーサルデザインの推進

施策7 施設の利用に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などにに基づき、市有建築物や公園等の公共施設において、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音声案内、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化に取り組んでいます。

市有建築物の中には、老朽化が進み、建て替えや大規模な改修が必要となるものもあります。市有建築物の建て替えや大規模な改修にあわせ、バリアフリー化の推進を図るとともに、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努める必要があります。また、引き続き、公園のバリアフリー化に取り組むとともに、選挙における投票環境の向上を図るため、投票所のバリアフリー化に努める必要があります。

障害者支援施設をはじめ、不特定多数が利用する商業施設、障がいのある人が働く事業所等に対しても、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市有建築物や公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

施策8 移動に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などのほか、音響信号などの設置を警察に働きかけるなど、障がいのある歩行者や車いすの利用者に配慮した道路空間のバリアフリー化に取り組んでいます。また、JR岐阜駅における交通結節点としての整備やコミュニティバスの導入など、公共交通の環境づくりにあたってはバリアフリー化に取り組んでいます。

引き続き、バリアフリー化が必要とされる道路や公共交通施設などについて段階的かつ計画的な整備を推進します。また、公共交通事業者等に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

施策9 情報に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、外出しやすい環境とともに、生活の利便性の向上を図る必要があります。特に、視覚や聴覚等障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などにに基づき、誰にでもわかりやすい広報紙やホームページの作成に努めるとともに、「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行など、行政情報の積極的な発信に取り組んでいます。さらに、点訳・音訳を担う専門職員を配置し、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービスの提供を図るほか、聴覚等障がいのある人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者などの養成や派遣、筆談など窓口対応の配慮に努めるとともに、聴覚等障がいのある人にとっての言語である手話や要約筆記の普及に取り組んでいます。また、中央図書館においては、視覚障がいのある人などの読書環境の整備に取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人が必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めるとともに、情報の取得手段として有効なインターネットや携帯電話などの電子情報機器の活用を促進するための環境づくりを推進する必要があります。さらに、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービス、聴覚障がいのある人の手話や要約筆記の普及、意思疎通支援の充実に取り組むなど、障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある人に対する配慮の啓発に取り組む必要があります。また、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、国や県、関係機関等と連携を図り、視覚障がいのある人などの読書環境の整備に取り組んでいく必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。
- 障がいのある人が、生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、また、障がいの有無にかかわらず読書環境を享受できるよう、点訳・音訳サービスや手話、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

5 生活支援の充実

施策10 相談支援の充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を整備する必要があります。

岐阜市では、基幹相談支援センター業務を担う組織を障がい福祉課に設置するとともに、委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置して機能の強化を図るなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。また、地域に身体・知的障害者相談員を配置するとともに、精神に障がいのある人や指定難病患者等からの生活等に関する相談に対応しています。岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）においては、岐阜県発達障害者支援センターと連携しつつ、発達障がいなど、支援を必要とする子どもや若者等に関する悩みや不安などの相談に対応しています。このほかにも、障がいのある人の生活にかかわる住まいや就労などの相談に対応しています。

なお、令和2年に制定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、障がいの有無や年齢を問わない①相談支援、②社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。岐阜市においては、令和4年度から複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを包括的に受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、ネットワークの整備に取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人の生活や発達、教育などに関する各種相談に対応するとともに、相談件数の増加とそれに伴う相談内容の多様化などに対処するため、相談支援機関との連携強化などにより、相談支援体制のさらなる充実に取り組む必要があります。

《基本方針》

- 地域の核となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。
- 生活に関する各種相談や複雑・複合化した問題の相談に対応するとともに、岐阜市子ども・若者総合支援センターと岐阜県発達障害者支援センターとの連携を図り、発達障がいや発達に遅れのある子ども・若者等に関する相談に対応します。

施策11 在宅を中心としたサービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う在宅サービスのほか、施設において日常生活能力の向上などを支援する日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービスなどの適切な提供に努めています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成と確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進します。

施策12 重度化・高齢化等への対策

重度や重複した障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅や施設において入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのほか、日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、医療的ケアを伴う居宅介護や重度訪問介護、訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、同行援護や行動援護などの外出支援サービス、短期入所や療養介護などのサービスの適切な提供に努めるほか、介護保険サービスへの移行の調整に取り組んでいます。

障がいの重度化や重複化、それに伴う家族などの介助負担の増加への対応のほか、地域生活支援拠点等の機能の段階的な充実など、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後などを見据えた対応が求められています。そのため、短期入所や日中一時支援などにより、家族の介助負担を緩和、軽減するためのサービスの充実にも努めるとともに、適切なサービスを提供するための情報共有や人材の育成、確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

障がいの重複には、身体障がいのうち肢体不自由と知的障がいとの重複のほか、視覚障がいや聴覚等障がいと知的障がいの重複などもあり、また、重度の障がいには、著しく高い頻度で自傷行為や他害行為のある強度行動障がいもあり、今後、障がいの特性などに、より対応したサービス提供の体制整備に留意する必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

《基本方針》

- 重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- 地域生活支援拠点等の機能の段階的な充実に向け、障がい者関係団体と協議するなど、障がいのある人の親なき後などを見据えた取り組みを推進するとともに、短期入所や日中一時支援の充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組めます。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。

施策13 住まいの確保と充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

岐阜市では、市営住宅における車いす対応住宅の整備や障がいのある人の優先入居とともに、在宅での生活を希望する人のために住宅のバリアフリー化などを支援しています。また、障害者総合支援法に基づき、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるとともに、グループホームの整備の促進を図っています。

引き続き、施設入所支援や地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、日中サービス支援型グループホームの整備の促進を図るとともに、自立生活援助の適切な提供や住宅のバリアフリー化の支援など、在宅やひとり暮らしでの生活支援にも努める必要があります。なお、民間賃貸住宅については、貸主や周辺住民の障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、障がいのある人が賃貸しやすい環境づくりに努める必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人が、自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めます。
- グループホームの整備や民間賃貸住宅の利用促進などにより、住まいの確保を図るとともに、住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

6 保健・医療の提供

施策14 保健サービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図る必要があります。障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。発達に遅れや障がいのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。

岐阜市では、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問による子育て支援に取り組むとともに、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の乳幼児健康診査や就学時における健康診断を実施し、専門的な支援が必要な児童については、関係機関と連携し、相談や支援の継続を図っています。

健康づくりについては、「歩く」を基本とする「健幸」なまちづくりの推進や食生活などの生活習慣改善の啓発に取り組むなど、生活習慣病や介護の予防を促進しているほか、農業体験を通じた健康づくりや食育に関する啓発、相談などに取り組んでいます。また、ストレスなどによるうつ病など、心の病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進しています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要な保健サービスの提供に努め、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、心の健康づくりを推進する必要があります。

《基本方針》

- 乳幼児健康診査などにより、発達に遅れや障がいのある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

施策15 医療サービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図るための適切な医療サービスが必要となります。また、障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることで、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。

岐阜市では、重度心身障害者等医療費などを助成するとともに、自立支援医療を推進することにより、医療費の負担軽減を図り、適切な医療サービスを利用できるような環境づくりに努めています。このほか、障害者総合支援法に基づき、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切なサービスの提供に努め、医療的ケアが必要な障がいのある人の支援などに取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために、医療費の負担軽減を図るとともに、地域の医療機関と連携し、適切な医療サービスや医療的ケアを受けられるような環境づくりに努める必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人が適切な医療サービスや医療的ケアを受けられるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。

7 安全・安心な地域づくり

施策16 防災・防犯対策の推進

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がいのある人への対応の充実も求められております。

今後とも、災害時における助け合いによる救助や避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について市民の意識の醸成を図るとともに、福祉避難所や備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者名簿登録、個別避難計画の策定などの促進に努める必要があります。また、災害時に、避難や避難生活などに関する情報などを障がいのある人に適切に伝えるための仕組みづくりや医療的ケアが必要な障がいのある人の生命を守る体制づくり、住まいの耐震化の促進など、防災対策のさらなる推進を図る必要があります。

火災や事故などに対しては、迅速に消火・救助・救急活動を行うことができるよう、消防体制などの充実を図る必要があります。

また、日常的に発生している交通事故や犯罪、消費生活にかかわるトラブルに対しては、交通安全教育などを通じて、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努めるほか、みんなで作る「ホットタウン」プロジェクトを推進するなど、地域や警察と連携した防犯活動に取り組むとともに、悪質商法や多重債務など、消費生活に関するトラブルの相談に応じるなど、防犯対策のさらなる推進を図る必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者名簿登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めます。
- 障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから守ります。

施策17 地域・ボランティア活動の推進

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。

岐阜市では、安否情報ダイヤルイン電話などによる安否確認を通じた見守り活動を推進しています。また、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、福祉ボランティアの育成や確保に努めるとともに、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成のほか、NPOやボランティアの育成、支援に取り組むなど、地域における福祉活動の促進を図っています。

こうした地域におけるさまざまな活動を推進していますが、身近な地域住民相互の関係は希薄化しつつあります。平常時における見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動などを促進するためには、身近な地域住民相互の自発的な関係づくりが不可欠となります。

引き続き、地域や岐阜市社会福祉協議会等と連携し、身近な地域における見守り活動や助け合い活動などを推進するとともに、地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図る必要があります。また、引き続き、安否確認に関する取り組みを実施するとともに、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、ボランティア活動などの促進に努める必要があります。

さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

《基本方針》

- 障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障がいのある人の孤立化を防止するため、安否確認に努めるとともに、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりを推進します。

Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり

8 雇用・就労の促進

施策18 一般就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得られるよう働く意欲を持つとともに、一般就労を望む人が民間企業等で働くことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労選択支援や就労移行支援などの適切な提供に努めるとともに、障がいのある人の働く意欲の醸成を図っています。

一般就労に移行するためには、民間企業等の理解と配慮が不可欠です。障がいのある人の法定雇用率は、令和6年4月から、民間企業（従業員40人以上）で2.5%、地方公共団体で2.8%にそれぞれ引き上げられます。その後、令和8年7月からは、民間企業（従業員37.5人以上）で2.7%、地方公共団体で3.0%まで引き上げられる予定です。

岐阜市では、障がいのある人を雇用する民間企業等を奨励し、雇用の促進を図るとともに、長時間（週20時間以上）働くことが難しい障がいのある人と民間企業等とのマッチングに取り組んでいます。また、地方公共団体として、障がいのある人の職員採用（令和5年6月1日現在の雇用率は2.8%）や職場実習の受け入れに努めるとともに、就労意欲のある人に職場体験等の機会を提供し、任用につなげるショートタイムワーク創出事業を実施しています。

引き続き、就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正の施行などを踏まえ、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から、障がいのある人の一般就労を促進する必要があります。

《基本方針》

- 就労移行支援等の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成、多様な働き方の促進を図り、就労機会の拡大に努めます。
- 民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。

施策19 福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得るとともに、生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供する必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援（A型・B型）や生活介護の適切な提供に努めるとともに、小規模の通所施設の運営を支援しています。また、特別支援学校やサービス提供事業所等と連携し、特別支援学校卒業後の就労継続支援（A型・B型）などの利用に関する説明会を開催しています。

引き続き、一般就労の困難な障がいのある人が生きがいを持って働けるよう、就労継続支援（A型・B型）や生活介護を適切に提供するための人材の育成と確保を促進するとともに、一般就労を含め、働き方を選択できるよう支援します。また、農家や農地所有適格法人等と就労支援サービス提供事業所等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労も促すなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

《基本方針》

- 一般就労の困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、農業分野での就労を促進するなど、就労継続支援（A型・B型）サービスなどの充実を図るとともに、一般就労を含め、働き方を選択できるよう支援します。

施策20 就労定着への対策

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

障がいのある人が就労を継続するためには、一般就労において、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、就労定着支援の適切な提供に努める必要があります。また、福祉的就労においては、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などのサービス提供事業所等（以下「障害者就労施設等」といいます。）でつくられる製品等の販路を確保、拡大し、工賃の向上を図ることなどにより、サービスの継続的な利用を促す必要があります。

岐阜市では、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作られた製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達に努めています。

引き続き、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達の一層の推進に努める必要があります。今後も、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労環境の充実を図る必要があります。

《基本方針》

- 障がいのある人の一般就労の継続を図るため、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大とともに、優先調達の一層の推進に努めます。



第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、岐阜市では、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。また、関係部局が連携するとともに、市民との協働を推進することにより、障がい者施策の総合的な展開を図っています。

この計画の推進にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会において、障がい者施策の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けては、専門部会において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 障がいのある人の実態の把握

障がいのある人を対象とする実態調査を適宜行うとともに、障がい者関係団体等から意見を適宜聴取することにより、障がいのある人の実態やニーズなどの把握に努めます。

(2) 施策の進捗の把握と見直し

この計画の基本理念や基本目標ごとに設定する指標の実現に向け、「誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ」（以下「ロードマップ」といいます。）に基づき、重点的な取り組みを実施します。具体的には、指標のデータを定期的に把握し、そのデータの分析結果と「ロードマップ」の進捗状況等を合わせて検証し、取り組みの充実、見直し等を図る手法（EBPM※）により、この計画の進捗管理を実施します。

なお、これら指標や取り組みの進捗状況については、岐阜市障害者施策推進協議会において報告し、取り組みの充実、見直しなどに関する意見等を聴取します。

また、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、施策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

※EBPM（Evidence Based Policy Making）：政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

3 誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
1	I 障がいのある人が参画するまちづくり	障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 民間企業等向け出前講座等の実施 パンフレットの配布 など
2		障がい者配慮促進事業	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） 民間企業等における好事例の募集、発信 など
3		「障がい者に関するマーク」の普及啓発	ホームページやポスター等を通じて、白杖SOSシグナルのシンボルマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ポスターの掲示（JR岐阜駅等） リーフレットの配布 クリアファイルの作成、配布 など
4		障がい者団体の活動支援	障がいや障がいのある人に対する理解啓発等の活動に取り組む団体に対し、運営費等の一部を助成するとともに、広報等の支援を行います。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> 運営等補助金の交付 活動の広報等の支援 など
5		障がいのある人に対する差別の解消の推進	障害者差別解消法に基づく岐阜市職員対応要綱に即し、障がいのある人への適切な対応に努めます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> 相談等への対応 管理職員・新人職員等の研修の実施 など
6		障がい者虐待防止事業	障害者虐待防止相談員を配置し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。ホームページやリーフレット等を通じて虐待の防止と早期発見に努めます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 相談、事案への対応 リーフレットの配布 など
7		成年後見制度の利用促進	成年後見の申請手続きに要する費用等の一部を助成するとともに、法人による後見の体制整備等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用支援事業の実施 法人による後見のあり方の検討 など
8		障がいがある人の人権啓発の推進	ホームページやイベント、ポスター等を通じて、障がいのある人の人権啓発に努めます。	市民協働推進部 人権啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> 「人権の広場」（12月）等の開催 人権作品の募集、活用 など

※各年度の取り組みは、岐阜市障害者施策推進協議会の審議等を踏まえ、適宜、見直します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上 配慮等好事例情報提供件数：60件以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証とさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 出前講座の実施 パンフレットの配布 条例の検証 など 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 出前講座の実施 パンフレットの配布 など 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上 配慮等好事例情報提供件数：100件以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証と再構築
⇒		<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） 好事例の募集、発信 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ポスターの掲示（JR岐阜駅等） リーフレットの配布 クリアファイルの作成、配布 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 運営等補助金の交付 活動の広報等の支援 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 相談等への対応 管理職員・新人職員等の研修の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 相談、事案への対応 リーフレットの配布 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用支援事業の実施 法人による後見のあり方の検討 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 「人権の広場」（12月）等の開催 人権作品の募集、活用 など 	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
9	I 障がいのある人が参画するまちづくり	インクルーシブ教育の推進	障がいや障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進するなど、障がいのあるなしにかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めます。	教育委員会 学校指導課 教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校で福祉教育、共同学習を実施 小中学校の改修、改造 など
10		教職員の資質の向上	特別支援教育担当教職員等の研修を通じて、障がいのある児童生徒に応じた適切な教育を提供します。	教育委員会 学校指導課 学校安全支援課	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育担当教職員等の研修や特別支援教育に関する研究会の実施 など
11		発達段階に応じた支援の充実	発達に遅れのある児童などを対象に親子教室や幼児支援教室を開催するとともに、福祉と教育の連携を図り、発達段階に応じた支援を行います。	子ども未来部 子ども・若者総合支援センター 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 親子教室、幼児支援教室の開催 サポートブックの配布 教育と福祉の連携 など
12		障がい者スポーツの推進	パラリンピックやスペシャルオリンピックス等に向け、障がい者スポーツの普及を図り、参加を促すとともに、選手の競技力向上に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課 ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> パラリンピック競技等の体験イベント等の開催 ターゲットエイジ育成事業の実施 など
13		障がいのある人の文化芸術活動の推進	障がい者芸術祭を通じて、障がいのある人の造形美術品の作成、展示、舞台芸術の発表を行うとともに、「長良川大学」を実施します。	福祉部 障がい福祉課 市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> 全国障害者芸術・文化祭に合わせ障がい者芸術祭を開催 「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など
14		市有施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市有施設や公園のバリアフリー化に取り組みます。	企画部 政策調整課 都市建設部 公園整備課ほか	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進事業の実施 さわやか公園づくりの推進 など
15		道路や公共交通施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、交通結節点や市道等のバリアフリー化に取り組むとともに、JR岐阜駅等のバリアフリー化の促進を図ります。	企画部 政策調整課 基盤整備部 道路維持課 都市建設部 鉄道高架推進課ほか	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進事業の実施 ヒヤリハット・バリアフリー対策事業の実施 など
16	情報のバリアフリー化の推進	ホームページや各種手引き等を通じて、障がい福祉に関するサービス等の情報を周知します。点字や手話、要約筆記の普及を図るとともに、窓口での適切な意思疎通支援に努めます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課ほか	<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行 ミニ手話・要約筆記教室の開催 意思疎通支援者の配置の見直し など 	

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上 配慮等好事例情報提供件数：60件以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証とさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校で福祉教育、共同学習を実施 小中学校の改修、改造 など 	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上 配慮等好事例情報提供件数：100件以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証と再構築
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育担当教職員等の研修や特別支援教育に関する研究会の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 親子教室、幼児支援教室の開催 教育と福祉の連携 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> パラリンピック競技の体験イベント等の開催 ターゲットエイジ育成事業の実施 など 	⇒	
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者芸術祭（12月）の開催 「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など 		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者芸術祭（12月）の開催 「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進事業の実施 さわやか公園づくりの推進 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進事業の実施 ヒヤリハット・バリアフリー対策事業の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行 ミニ手話・要約筆記教室の開催 意思疎通支援者の配置の見直し など 	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
17		読書のバリアフリー化の推進	障がいのある人が読書環境を享受できるよう、点字資料や音声資料、大活字本、LLブック（やさしく読みやすい本）等の充実とともに、アクセシブルな電子書籍の普及、提供に努めます。また、対面朗読など、障がいの特性に応じたサービスを実施します。	市民協働推進部 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・点字資料や音声資料の拡充 ・電子図書館の普及、拡充 ・対面朗読サービス等の実施 など

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・点字資料や音声資料の拡充 ・電子図書館の普及、拡充 ・対面朗読サービス等の実施 など 	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
18	Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	各種相談への対応	身体・知的障害者相談員を配置するとともに、精神障がいや難病、発達などに関する各種相談に応じます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課 ほか	・身体・知的障害者相談員の配置 ・各種相談への対応
19		重層的支援体制の整備	地域住民が抱える複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを断らずに受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、ネットワークを整備します。	福祉部 重層的支援推進室	・重層的支援体制整備事業の推進
20		障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	各計画に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等を提供するとともに、提供体制の整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進
21		諸手当の支給	障害児福祉手当や特別障害者手当、外国人等心身障害者福祉金などの諸手当を支給します。	福祉部 障がい福祉課	・諸手当の支給
22		各種外出支援施策の実施	重度の障がいのある人のタクシー利用料金や介助用自動車の購入等に要する費用の一部を助成します。福祉有償運送サービスの適切な運用を図ります。	福祉部 障がい福祉課 福祉政策課	・タクシー料金助成事業の実施 ・重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業の実施 など
23		障害者支援施設等建設助成	障害者支援施設等の建設等に要する費用の一部を助成し、計画的な整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	・社会福祉施設等施設整備費補助金の交付
24		住宅改善助成	身体に重度の障がいのある人に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課	・重度身体障害者住宅改善促進助成事業の実施 など
25		健康診査等の実施	乳幼児健康診査や生活習慣改善の啓発等を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。	保健衛生部 健康増進課	・乳幼児健康診査の実施 ・生活習慣改善の啓発 など
26		こころの健康に関する事業	ホームページや講演会、ガイドブック等を通じて、こころの病気の予防等を促します。	保健衛生部 地域保健課	・ゲートキーパー講演会の開催 ・「こころの体温計」の利用促進 など
27		各種医療費助成	重度の障がいのある人の医療費や小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成するとともに、指定難病の医療費の相談に応じます。	福祉部 福祉医療課 子ども未来部 子ども支援課 保健衛生部 地域保健課	・重度心身障害者等医療費助成事業の実施 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施 など

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上 ・地域に向けた啓発活動への参加者数：10,000人以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の進捗への効果の検証とさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的障害者相談員の配置 ・各種相談への対応 	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上 ・地域に向けた啓発活動への参加者数：20,000人以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の進捗への効果の検証と再構築
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制整備事業の推進 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の推進 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・諸手当の支給 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー料金助成事業の実施 ・重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設整備費補助金の交付 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者住宅改善促進助成事業の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の実施 ・生活習慣改善の啓発 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー講演会の開催 ・「こころの体温計」の利用促進 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者等医療費助成事業の実施 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施 など 	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
28	Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	防災対策の推進	避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、地域での円滑な避難支援等のための個別避難計画の作成を推進します。地域の防災訓練を支援し、障がいのある人の参加を図ります。	都市防災部 防災対策課 福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策の実施 地域防災訓練（障がいのある人に配慮した避難所運営訓練等）の実施支援 など
29		福祉避難所の拡大	大規模災害時に障がいのある人など避難行動要支援者を受け入れるための福祉避難所の確保に努めます。	都市防災部 防災対策課 福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> 新規施設等との協定の締結
30		地域福祉活動等の推進	岐阜市社会福祉協議会と連携し、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成を図るほか、NPOやボランティアなどの育成、支援等に取り組みます。	福祉部 高齢福祉課 市民協働推進部 市民活動交流センター	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進事業の実施 市民活動支援事業の実施 など
31		安否情報への対応	訪問給食サービス等を通じて障がいのある人の安否を確認するとともに、安否情報ダイヤルイン電話により安否情報を収集し、関係機関と連携して迅速に対応します。	福祉部 障がい福祉課 福祉政策課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> 訪問給食サービス事業の実施 「愛の一声運動」推進員の配置 安否情報ダイヤルイン電話の運用 など
32		障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業（再掲）	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 出前講座の実施 パンフレットの配布 など
33		障がい者配慮促進事業（再掲）	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） 好事例の募集、発信 など

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上 地域に向けた啓発活動への参加者数：10,000人以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証とさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者対策の実施 地域防災訓練（障がいのある人に配慮した避難所運営訓練等）の実施支援 など 	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上 地域に向けた啓発活動への参加者数：20,000人以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標の進捗への効果の検証と再構築
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 新規施設等との協定の締結 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進事業の実施 市民活動支援事業の実施 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 訪問給食サービス事業の実施 「愛の一声運動」推進員の配置 安否情報ダイヤルイン電話の運用など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 出前講座の実施 パンフレットの配布 な 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） 好事例の募集、発信 など 	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
34	Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり	障がい者雇用の促進	障害者トライアル雇用（障がいのある人を原則3か月間試行雇用）の後、常用雇用に移行して3か月間雇用した事業主等に奨励金を交付するとともに、長時間（週20時間以上）働くことが難しい人と民間企業等とのマッチングに努めます。	経済部 労働雇用課 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保サポート事業の実施 働く知的障害者生活支援促進事業の実施 超短時間雇用創出事業の実施
35		障がいのある人の職員採用の推進	障がいのある人を対象とした採用試験を実施し、正規職員または会計年度任用職員としての採用を推進します。	行政部 人事課	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人を対象とした採用試験の実施 障害者雇用率（2.8%）の遵守
36		障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業（再掲）	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発イベントの開催 民間企業等向け出前講座等の実施 パンフレットの配布 など
37		障がい者配慮促進事業（再掲）	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） 民間企業等における好事例の募集、発信 など
38		障害福祉計画の推進（再掲）	第7期障害福祉計画に基づき、就労支援サービスを提供するとともに、提供体制の整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 第7期障害福祉計画の推進
39		農福連携の促進	農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労を促します。	経済部 農林課 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携促進
40		福祉の店運営事業	マーサ21の「福祉の店友&愛」と市役所の「福祉ショップOh・EN」において、障害者就労施設等の製品等を販売するとともに、障がいのある人の働く場を提供します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉の店友&愛」の運営、周知 「福祉ショップOh・EN」の運営、周知
41		障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 優先調達推進方針の策定 特定随意契約等による優先調達の推進 など

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率：法定雇用率以上 ・平均工賃（月額）：全国平均以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の進捗への効果の検証とさらなる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保サポート事業の実施 ・働く知的障害者生活支援促進事業の実施 ・超短時間雇用創出事業の実施 	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率：法定雇用率以上 ・平均工賃（月額）：全国平均以上 <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標の進捗への効果の検証と再構築
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を対象とした採用試験の実施 ・障害者雇用率（3.0%）の遵守 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発イベントの開催 ・出前講座の実施 ・パンフレットの配布 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む） ・好事例の募集、発信 など 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・第8期障害福祉計画の推進 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携促進 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉の店友&愛」の運営、周知 ・「福祉ショップOh・EN」の運営、周知 	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> ・優先調達推進方針の策定 ・特定随意契約等による優先調達の推進 など 	⇒	

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

第5次 岐阜市障害者計画

発行年月	令和 年 月
発行	岐阜市 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
編集	福祉部 障がい福祉課
